

官報

令和三年五月二十一日

○第二百四回 参議院会議録第二十四号

令和三年五月二十一日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第二十四号

令和三年五月二十一日

午前十時開議

第一 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第二 少年法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第三 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第四 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。この際、日程を追加して、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るた

令和三年五月二十一日 参議院会議録第二十四号

めの特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。井上信治国務大臣。

(国務大臣井上信治君登壇、拍手)

○国務大臣井上信治君 ただいま議題となりました消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた新たな日常における社会経済情勢の変化等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中で、消費者の脆弱性に付込む巧妙な悪質商法による被害が増加しています。

こうした状況を踏まえて、消費者被害の防止、消費者利益の保護を図ることは、我が国経済の健全な発展のためにも重要です。このような認識の下、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るために、関連する法律を改正する次第です。次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、特定商取引に関する法律について、詐欺的な定期購入商法への対策として、通信販売における契約の申込みに係る書面等への不実の表示や人を誤認させるような表示を禁止するなどの措置を講ずることとしています。また、売買契約に

議事日程追加の件
案(趣旨説明)

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律

基づかないで送付された商品について、販売業者がその返還を請求することができる期間をなくすることとしています。さらに、消費者の利便性の向上やデジタル技術を活用した消費者利益の保護を図るため、販売業者等が契約締結時等に交付すべき書面の交付に代えて、購入者等の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとしています。加えて、申込者等が契約の申込みの撤回等を電磁的記録により行うこともできることとしています。このほか、外国執行当局に対する情報提供制度の創設を行うとともに、新たに禁止する行為について罰則を定めるなどの措置を講ずることとしています。

第二に、特定商品等の預託等取引契約に関する法律について、法律の規制の対象となる物品を政令で指定するものから全ての物品とし、法律の題名を預託等取引に関する法律に改めることとしています。また、販売を伴う預託等取引を原則として禁止するとともに、禁止に違反した者に対する罰則を定めることとしています。このほか、特定商取引に関する法律と同様に、書面交付に係る規定の見直しを行うなど所要の規定を整備することとしています。

第三に、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律について、内閣総理大臣は、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を適切に進行するために必要な限度において、特定適格消費者団体に對し、特定商取引に関する法律及び預託等取引に関する法律に基づく行政処分に関して作成した書類を提供することとすることができます。

なお、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出いたしました。衆議院におきまして、クーリングオフを電子メール等で行う場合の効力の発生時期について修正が行われているほか、書

面交付を電子化する規定について、施行の延期及び検討事項を追加する修正が行われております。以上、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。岸真紀子さん。

(岸真紀子君登壇、拍手)

○岸真紀子君 立憲民主・社民の岸真紀子です。ただいま議題となりました消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案について、会派を代表して、井上担当大臣に質問させていただきます。

冒頭、極めて残念なことを申し上げなければなりません。昨日の外交防衛委員会で、我が会派の白議員から答弁を求められていた中山防衛副大臣が委員会に遅刻しました。三原厚労副大臣に続いて、連日のような政務三役の遅刻です。あきれて物が言えません。

一昨日のこの場での本会議で、菅総理大臣が、今後このようなことが起こらないよう、政府全体で気を引き締めて国会対応に当たること、内閣総理大臣としての責任を果たしてまいりますと答弁されたすぐ翌日の遅刻です。気を引き締めてもいなければ、何の責任も果たしていないではないですか。

もはや菅総理の任命責任にも及ぶ言語道断の事態であり、菅政権のおごり、緩み、たるみ目に余るものがあります。参議院の権威を汚す誠に恥ずべき行為であり、菅政権全体として猛省すべきです。万が一にも三度目があれば、猛省程度では済まないことになると申し上げ、質問に入ります。さて、COVID-19の拡大が続く中、受入れ

病床の逼迫や医療従事者の不足などから、感染しても入院することができず、自宅待機を余儀なくされている方々が大勢おられます。その方々が待機中に亡くなられたというニュースを聞くたびに心苦しくなりません。今現在も療養されている皆様にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に対し心よりお悔やみ申し上げます。

感染したら適切な医療が受けられないのではないかと人々の不安は大きいのではないのでしょうか。感染拡大を止めるためには、急速に感染が拡大している地域に早め早めにまん延防止重点措置や緊急事態宣言を出すことが必要な対策であるにもかかわらず、菅政権は、解除すべきではない時期に解除し、出すべき時期にちゅううちよし、結果として感染拡大を招いた責任は看過できません。

そういった政策の失敗をごまかすかのようにワクチン接種を前面に押し出し、実務を担う自治体に対し、高齢者のワクチン接種を七月末までに完了せよというミッションを圧力によって課しているのではないのでしょうか。希望する方が一日でも早く接種できる体制を整えることは必要ですが、一方で、こういった政府の発信が国民の意識に強く影響を及ぼし、ワクチン接種の予約が取れないことへの焦りを増長させているのではないのでしょうか。

そして、人々の不安感に付け込むかのようにワクチンの優先接種詐欺が発生しています。具体的には、五千円を支払えば必ず接種ができるように予約を代行するなどといった詐欺を疑う相談内容が増えています。ワクチンに関連する詐欺について、消費者庁の対応、対策をお伺いします。

それでは、法案の質疑に入ります。
本改正案は、消費者の保護の観点から改正するもので、安愚楽牧場事件やジャパンライフ事件等で問題となった悪質な販売預託商法による消費者被害の発生、拡大防止を行うための一定の前進で

あると認識しています。

一方で、契約書面等の電磁的交付、いわゆる契約書面の電子化を可能とする内容が盛り込まれ、消費者被害を拡大してしまうといった強い懸念があります。契約書面の電子化は、二〇二〇年十一月、内閣府の規制改革推進会議の下に設置された成長戦略ワーキング・グループにおいて、オンラインによる英会話指導契約など、特定継続的役務提供の契約書面の交付が書面できし認められていないところを電磁的交付も認めるよう、事業者からの要望があったと承知しています。

ところが、法律案では、事業者から要望のあった特定継続的役務提供だけでなく、特定商取引法の通信販売を除く各取引類型及び預託法においても、紙媒体による契約書面を交付しないことを可能とする結論に至った理由は何だったのでしょうか。法案に追加してまで盛り込む必要性、政策決定過程の妥当性を伺います。

二〇二一年一月二十日に開催された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報通信技術活用のための規制・制度改革に関する専門調査会において、特定商取引法の書面交付の電子化について、消費者庁は、消費者保護を後退させるにすぎず、事業者にとっても取引の安定性が害されることから、実施は困難であると回答しています。

二〇二一年当時は、実施は困難としていました。消費者を守るという観点が違っていたのでしょうか。それとも、菅政権が掲げるデジタル化といった聞こえのいい言葉に踊らされたのでしょうか。そのために、消費者を守るという大事な観点が抜け落ちてしまったのではないのでしょうか。お答えください。

二〇二〇年に全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の件数は九十三・四万件となっており、その内訳は、高齢者の相談件数が約三〇％、二十九歳以下の若者の相談件数が約一〇％となっています。高齢者と若者を狙う消費者トラブルは深刻です。

こういった消費者被害に対応するためには、第三者による発見が重要です。例えば、独り暮らしの高齢者を対象とした悪質な訪問販売や電話勧誘販売による消費者被害は、これまで家族やヘルパー等が契約書を発見することによって状況を把握し、被害の回復につながることができましたが、電子化が認められた場合、第三者が被害を発見することが困難になるおそれがあります。井上大臣は、このような懸念を払拭できるとお考えなのでしょうか。見解をお聞かせください。

民法改正を受け、成年年齢が来年四月から十八歳に引き下げられます。これにより、未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った契約は無効とする、いわゆる未成年者取消権が十八歳、十九歳の方々に適用されなくなります。

この間、立憲民主党は、消費者庁、法務省に対し、成年年齢引下げに係る未成年者取消権の喪失への対応の要請を行ってきました。未成年者取消権の存在は、悪質業者に対して未成年者を契約の対象にしないという大きな抑止力になっていることを勘案すると、今後、十八歳、十九歳の若者が悪質業者のターゲットにされ、消費者被害が拡大する危険があります。

成年年齢の引下げによる若者の被害防止対策について大臣はどのようにお考えか、お聞かせください。

また、オンラインの利便性に慣れ親しんでいる若者であっても、スマホやパソコン等の画面で契約内容を十分に把握することができかどうかは未知数です。むしろ、安易に電磁的交付を承諾してしまう、結果として、若者の消費者被害が増大するおそれがあるのではないのでしょうか。大臣の見解を伺います。

契約書面等の電子化は、購入者等の承諾を得た場合に限りとしているものの、具体的にどのような場合に承諾したとなるのかは法文化されておらず、政令令委任事項となっているため不明瞭です。

私も経験がありますが、インターネット上のデフォルト設定で、企業からのメール配信を希望したいわけでもないのに、事業者が配信を希望する欄に事前にチェックを入れていて、大量のメールが送られてきた経験があります。同じように、契約書面等の紙媒体での交付から電子化するに当たっての承諾についても、あらかじめ承諾する欄にチェックを入れておかれるおそれがあります。

また、訪問販売の際に、タブレット等の小さな文字で消費者が意図していないのに承諾するという欄に同意を求められてしまうなど、消費者に対し、承諾の効果等を理解し得る情報の提供がされるのかどうかの危惧もあります。衆議院の審査では、ウェブページ上やタブレットでチェックを入れる承諾を取ることは認めないことを検討したい旨の答弁がありました。検討するというだけでは不安が残ります。

消費者が十分な理解をするための措置はどのように講ずるのか、実効性をどのように担保するのか、具体的にお答えください。是非、検討過程において消費者団体の意見を踏まえることをお約束ください。お願いします。

契約書面等の電子化への不安はまだあります。一般的に、メールなどは、スマホやパソコン等の機器の不具合やサーバー等のトラブルから受信できなくなったり、迷子になったりすることもあり得ます。また、正常に受け取ったとしても、保存が適正にできなかったり、誤って削除してしまうことも考えられます。

そうしたトラブルが発生した場合、契約の存否を争う際の立証責任は、消費者が負うのか、事業者なのか、どちらになるのでしょうか。また、再交付の場合、改ざんのおそれがありますが、どのように防ぐのか、お伺いします。

私たち立憲民主党は、衆議院における審査で、契約書面等の電子化に関する規定の削除を求めてまいりました。協議の結果はまともなかつたものの、当該規定の施行期日の一年延期と施行二年

後見直し規定の新設等を内容とする修正案が提出され、全会一致で可決されました。この施行期日を一年から二年へと延長させたことにより、事業者への適切な指導、消費者への周知など、様々な準備をするための期間が確保されました。

消費者庁として、施行期日までの間における、消費者の承諾の実質化や、電磁的方法による提供に関する政省令や通達等の具体的な取組をお示しください。

また、施行期日までの間に政省令や通達等の内容についての合意形成が得られなかった場合、更なる施行期日の延期や電子化に関する規定そのものの削除を含め検討すべきであると考えます。消費者保護の原点に立ち返って是非検討していただきたいのですが、大臣の見解をお伺いします。

特定商取引法の改正事項について伺います。

購入の申込みをしていないにもかかわらず、一方的に商品を送り付け、相手方から商品の返送又は購入しない旨の通知がない場合は勝手に購入の意思ありとみなして代金を請求するいわゆる送り付け商法は、全国の消費生活センターに毎年度約三千件の相談があり、二〇二〇年度はCOVID-19に便乗したマスクや消毒液などの送り付け商法に関する相談が急増し、例年の二倍を超えています。本改正案により改善につながると評価できるものの、なぜ送り付け商法自体を禁止しなかったのでしょうか。その理由と、代金を支払ってしまった場合の救済方法を伺います。

次に、預託法改正関連でお尋ねします。

ジャパンライフなどの販売預託商法は、原則禁止ではなく全面禁止にするべきだったのではないのでしょうか。本改正案では、内閣総理大臣の確認を受けた場合には例外的に販売を伴う預託等取引を認めるとなっていますが、事業者が政府のお墨付きを得たと宣伝することにより、消費者に誤った印象を与えてしまう可能性を否定できません。前総理主催の桜を見る会に出席したことを宣伝として利用したジャパンライフとは言いませ

が、悪質な事業者により消費者被害を増大させる危険性があるのではないのでしょうか。こういった懸念を払拭するためにも、内閣総理大臣の確認を厳格に行うことが必要となつていますが、消費者庁としてどのように対応するのでしょうか。

最後に、特定商取引や預託等取引に関する契約の複雑化、巧妙な特殊詐欺、ネットによる通信販売など、消費者行政には複雑な問題が山積しています。消費者行政における執行力の充実を図るためには、地方消費者行政との連携は欠かせません。また、そのための地方消費者行政の体制強化と相談業務の実務を担う非正規で働く消費生活相談員の処遇改善と雇用の継続による専門性の向上が必須ではないでしょうか。政府としてどのような具体的取組を図っていくつもりかお尋ねし、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
〔国務大臣井上信治君登壇、拍手〕
○国務大臣 井上信治君 岸議員にお答えいたします。

まず、ワクチンに関連する詐欺に関する消費者庁の対応についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスワクチンの接種が本格化する中、ワクチン接種の予約代行をする市職員を名づけた人が訪ねてきたなど、ワクチン接種に便乗した詐欺だと疑われる消費生活相談が寄せられております。

消費者庁では、具体的手口などについて注意喚起を行うとともに、国民生活センターに新型コロナウイルスワクチン詐欺消費者ホットラインを開設して、相談体制を強化する等の対応を進めています。

引き続き、相談件数や内容等を分析し、関係省庁とも連携しつつ、注意喚起等必要な対策を取ってまいります。

次に、特定継続的役務提供以外の取引類型について、契約書面等の電子化を導入する必要性及び政策決定過程の妥当性についてお尋ねがありました。

特定商取引法が書面交付義務を事業者に課している趣旨は、消費者保護の観点から、契約内容を明確化し、後日紛争が生じることを防止するためであり、これは特定継続的役務提供とほかの取引類型とで法律上異なるものではありません。紙での書面交付に加え、契約書面等の電子化を可能とする規定は、各取引類型に横断的に置くことが法理的に整合的です。

また、特定継続的役務提供以外の取引類型においても、契約書面の紛失を回避したい、電磁的方法による管理を希望するというニーズがあると考

えます。

こうしたことを踏まえ、今回の改正法案では、書面交付義務が設けられている全ての取引類型において、紙での交付を原則としつつ、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等の電磁的方法による交付を可能とする制度改正を行うこととしたものです。

また、昨年末から、消費生活相談員や消費者団体の代表、有識者や事業者の代表等が委員となっている消費者委員会において本件について議論を行っていたとき、消費者庁も議論に参加してきたところです。今般の改正法案は、こうした議論も踏まえたものであり、政策決定過程は妥当であったと考えております。

次に、二〇二一年当時と異なる政策判断をした理由と現在の政府全体におけるデジタル化に関する議論との関係についてお尋ねがありました。

今から十年前、二〇一一年当時と現在とでは、我が国の国民生活におけるデジタル化の状況は大きく変化しています。例えば、我が国の世帯ごとのスマートフォン保有率は、二〇二一年の二九・三%から二〇一九年には八三・四%に上昇しています。また、我が国の電子商取引の市場規模も、二〇二一年の約八・五兆円から二〇一九年には約十九・四兆円と約二・三倍に拡大しています。

生活におけるデジタル化は急速に拡大、深化しており、そうした社会状況の大きな変化に即応した施策を講ずることが必要不可欠となっています。

また、昨年来、新型コロナウイルス感染症対策が求められる中、極力人との接触を減らす等の新たな日常が模索され、自宅にいながらインターネットを利用する取引や手続の規定を整備する重要性は、いまだかつてなく高まっています。

こうした状況下において、消費者の利便性の向上と消費者保護の両立を図る観点から検討を行い、今回、紙での交付を原則としつつ、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等の電磁的方法による提供を可能とすることや、クーリングオフを電磁的方法により行使することを可能とする制度改正を行うこととしたものです。

これは、政府全体で進めているデジタル社会の形成を通じて国民の利便性の向上などに寄与するという政策にも沿ったものであると考えております。

次に、契約書面の電磁的交付導入によつて、第三者による消費者被害の発見が困難になるのではないかとのお尋ねがありました。

契約書面が電磁的方法により提供されることで契約書面の散逸や廃棄の可能性は低くなり、高齢者から同意を取れば家族やヘルパー等がスマートフォンやメールフォルダを確認することができることから、見守り機能がより実効的となる側面もあると考えています。

なお、御指摘の論点も含め、懸念の聲が寄せられていることは承知しています。法改正の後、政省令などを検討する過程において、御指摘の点も含め、消費者保護の観点から万全を期することとし、法律の施行までの間に消費者団体等から意見を聞いて、具体的な詰めを行ってまいります。

次に、成年年齢下げによる若者の被害防止対策についてお尋ねがありました。

して若年者に発生している被害事例を念頭に消費者契約法の改正などの制度整備を行ったほか、厳正な法執行、消費者教育の充実、消費生活相談窓口の充実、周知などに取り組んできました。

成年年齢引下げまで残り一年となり、若年者に向けたあらゆる施策を講じる必要があります。若年者向け消費者教育については、三月に関係省庁と連携し成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーンを決定したところであり、一層の取組の強化を図ります。

また、若年者を含む消費者の脆弱性に付け込む悪質商法に迅速かつ厳正に対処するため、制度の見直しを絶えず行うほか、厳正な法執行など、更なる施策に引き続きしっかり取り組んでまいります。

次に、契約書面等の電磁的交付導入による若年層の被害増加の懸念についてお尋ねがありました。

契約書面等の交付義務は消費者にとって重要な制度であり、議員御指摘の若年層も含め、消費者利益の保護にも万全を期しつつ、社会や経済のデジタル化を踏まえた対応を取ることが極めて重要です。

こうした観点から、今回の法改正により、紙での交付を原則としつつ、消費者の承諾を得た場合に限り、契約書面等について電磁的方法による提供を可能とするものです。

具体的制度、規制の詳細については、悪質事業者者に悪用をされることが決まてないよう、若年者も含め、消費者利益の保護という観点から、引き続き消費者団体など現場の声も丁寧に聞きながら、政省令等で詳細な制度の在り方を慎重に検討してまいります。

次に、契約書面等の電磁的交付を行う際の購入者等の承諾の意味及びその保障についてお尋ねがありました。

承諾を実質的なものとすることは極めて重要です。このため、消費者からの承諾の取り方につい

ては、承諾を得ていないにもかかわらず承諾を得たなどとする悪質事業者者を排除する観点から、例えば、政省令等において、少なくとも口頭や電話だけでの承諾は認めない、消費者が承諾をしたことを明示的に確認することとし、消費者から明示的に返答、返信がなければ承諾があったとはみなさない、承諾を取る際に、その承諾によってどのような効果があるのか、どのような内容のことが電子メール等で送付されるのかを明示的に示す、このようなことを規定することが適切であると考えております。

具体的には、承諾の取り方として、現時点では、例えば、ウェブページ上でチェックを入れるだけで承諾とすることは認めない、契約の相手方がデジタル機器に不慣れな一定の年齢以上の方の場合には、家族など契約者以外の第三者のメールアドレスにも送付させることなどを考えております。

消費者保護の観点から万全を期すよう、政省令等を作成する過程において、消費生活相談の関係者等の意見を聴取した上で十分に検討を行い、具体的な規定等の在り方を詰めてまいります。

次に、契約書面等の電磁的交付に係る契約の存否を争う際の立証責任及び改ざん防止措置についてお尋ねがありました。

事業者が契約を前提として代金を請求をする場合、その契約の存否については事業者側に立証責任があります。

また、電磁的方法による提供の具体的な方法については、後日の紛争を防止し、消費者利益を保護する観点から、電子メールでPDFファイルを送付する方法等に限定し、電子メールにURLを貼り付けてそこからダウンロードするような方法は、改ざん防止の観点からも認めないことが適切であると考えております。

次に、施行期日までの間における政省令等の検討の進め方についてお尋ねがありました。

諾の実質化や電磁的方法による提供の具体的方法の在り方などについて、消費者保護に万全を期すため、オープンな場で広く意見を聴取する検討の場を設けるとともに、消費者委員会でも議論していただきます。その中で、消費者相談の現場にいらつしやる相談員の方などからも丁寧に意見を伺いながら、政省令等の具体的な内容について検討を進める方針です。

次に、施行期日までに政省令や通達等の内容について合意が得られなかった場合に、契約書面の電子化を再考すべきではないかとお尋ねがありました。

今回の改正法案においては、紙での交付を原則としつつ、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等の電磁的方法による提供を可能とし、その詳細は政省令等で定めることとしてまいります。

その際、消費者団体などの御意見も十分に踏まえながら、決して消費者に不利益になることがないよう、政省令等の策定過程において詳細な制度設計を慎重に行う方針であり、施行期日までに御理解を十分にいただきたながら、円滑に施行できるよう対応してまいります。

次に、送り付け商法自体を禁止しなかった理由と代金を支払った場合の救済方法についてお尋ねがありました。

売買契約が存在しないのに商品を一方的に送付し、売買契約の申込みをする行為は正常な事業活動ではなく、一方的に送り付けた商品について代金を支払わなければならないと誤認させて代金を請求するような行為は、禁止するまでもなく、一種の詐欺行為です。

また、送り付けを受けた消費者は、何ら売買契約を締結していないことから、代金の支払義務は一切負っておらず、相手にすべきではありません。仮に誤って代金を支払った場合、当該代金の返還を請求する権利があるため、いち早く最寄りの消費生活センターに御相談いただきたいと思います。

次に、販売を伴う預託等取引を全面禁止とせず原則禁止とした理由についてお尋ねがありました。

今般の改正法案においては、過去に販売預託による大規模な消費者被害が発生したことも踏まえ、販売預託を原則として禁止しています。

他方、憲法上の営業の自由との関係も踏まえ、消費者の財産上の利益が不当に侵害されるおそれがないと認められる場合に限り、あらかじめ内閣総理大臣の確認を受けた上で、例外的に行うことができるとしています。

もっとも、確認についてはあくまでも例外的なものであり、契約の勧誘等の段階及び締結等の両方の段階でそれぞれ確認を行うなど、悪質な事業者による消費者被害を確実に防止するものとしております。

次に、地方消費者行政との連携や体制強化、消費生活相談員の専門性の向上についてお尋ねがありました。

消費者行政における消費生活相談の充実や法執行の強化のためには、国による地方消費者行政との連携や支援が重要です。

消費者庁としては、これまで、地方消費者行政強化交付金による支援等を通じ、地域において質の高い相談、救済を受けられる体制の構築や執行力の強化に向けた取組を行ってきました。

また、消費生活相談員は、地域の現場において消費者からの相談等に直接対応するなど、地方消費者行政の最前線に重要な役割を担っています。

消費者庁としては、いわゆる雇止め等の解消や処遇の改善に向け、地方公共団体に粘り強く働きかけを行うとともに、相談員の養成事業の強化、専門性の向上に向けた研修の充実など、重層的な対策により、相談員の方々が十分に力を発揮できる環境づくりに取り組んでまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 柳ヶ瀬裕文さん。

〔柳ヶ瀬裕文君登壇、拍手〕

○柳ヶ瀬裕文君 日本維新の会の柳ヶ瀬裕文です。

会派を代表して、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案について質問いたします。

このコロナ禍において、消費者の不安や弱みに付け込む悪徳商法が増加しており、その対処は焦眉の急となっております。また、約三十五年前の豊田商事事件を始め、安愚楽牧場事件、ジャパンプイフ事件など、被害総額は一兆円、十九万人を超える被害者、販売預託商法による被害は繰り返されてきました。今回の法改正において、この販売預託商法の原則禁止、また詐欺的な定期購入商法への対策を強化することが盛り込まれていることは高く評価したいと思いますが、懸念される事項について以下質問をさせていただきます。

まず、販売預託商法について伺います。

本法律案により、預託法が抜本改正され、販売預託商法が原則禁止されることとなります。一方で、例外的に内閣総理大臣の二段階での確認をクリアすることで販売預託商法を行う道が残されています。

消費者庁の検討会報告書で述べられたように、販売預託商法は、本質的に反社会的な性質を有し、行為それ自体が無価値であると断定する中で、このような例外を求めるということは、消費者庁として問題のない販売預託商法もあり得るという認識なのでしょうか。本改正案において、販売預託商法を全面的に禁止せず、例外的に販売預託商法をできる余地を残した理由について、大臣の見解を求めます。

また、報道によると、販売預託商法で取引をしている事業者は現在も十から二十業者程度確認されているとのこと。こうした事業者も、二段階の確認を経なければ事業を継続できなくなるといふ認識でよいのでしょうか。既存事業者に対して、どのような対応をすることになるのか、井上大臣の見解を伺います。

し、どのような対応をすることになるのか、井上大臣の見解を伺います。

悪質な事業者を市場から追放し健全な市場を実現するためには、行政処分の厳格、迅速な執行が不可欠です。四回もの業務停止命令を受けたジャパンプイフのように、業務停止命令を受けても何度も違反を繰り返す事業者が絶えず、行政処分の実効性に疑問符が付されています。本法律案により、行政処分の強化を図る点は評価いたしますが、まず、消費者庁として現行の特商法に基づく行政処分の執行状況とその実効性をどのように評価しているのかを井上大臣に伺います。

また、本法律案により、個人事業者又は法人の役員が事業経営を実質的に支配する法人等である特定関係法人についても業務停止命令ができるようになりますが、こうした行政処分の強化の実効性をどのように担保し、消費者被害の防止につなげるのか、井上大臣の見解を伺います。

次に、詐欺的な定期購入商法対策について伺います。

本法律案により、近年急増している詐欺的な定期購入商法対策が講じられます。悪質な事業者への対処は不可欠ですが、健全な事業者にまで支障が出ることは避ける必要があります。消費者を誤認させるような表示を禁止、直罰化し、そのような表示によって申込みをした場合の取消し権が創設されますが、この誤認させるおそれをどうやって判断するのでしょうか。過剰規制となると、健全な事業者にとっては既存のシステム改修など過度の負担を強いるのみならず、ひいては事業者の営業の自由の侵害にもなりかねないと考えます。誤認させるおそれの判断基準の明確化や、違反表示の監視体制の整備が必要となると考えますが、井上大臣の見解を伺います。

次に、送り付け商法について伺います。本法律案により、送り付け商法対策が講じられますが、販売業者が消費者に承諾なく商品を送り付け、代金を請求したり諸告の連絡を要求したり

すること自体は禁止されず、また、行政処分の対象ともされていません。

消費者庁は、事業者のインセンティブをなくすることで未然防止に資する制度となった旨答弁されていますが、悪質な事業者であれば、手を変え品を変え消費者をだまして代金を支払わせようとすると考えられます。これで本当に送り付け商法被害がなくなるのか疑問であります。何ら正当性のない商法である以上、そもそも禁止とし、行政処分も設けるべきと考えますが、そのようにしなかった理由、又はできなかった理由はなぜでしょうか。井上大臣の見解を伺います。

契約書面の電子化について伺います。

契約書面等の電子化については、消費者団体や弁護士会などから多数の反対意見、慎重意見が届いています。昨年十一月以降、唐突に丁寧な説明なく検討が進められ、十分な理解を得る努力をしてこなかったことについては猛省すべきであります。

一方で、デジタル社会が進展する現状において、紙の書面の交付義務規制を残すことは、いたずらに消費者の利便性を損なうことになると考えます。悪質な事業者は、紙媒体であろうが電子媒体であろうが悪知恵を働かせるものであります。一部の悪質な事業者のために、消費者と善良な事業者の双方が不便を強いられることは、社会経済全体の損失となります。

電子媒体だから駄目とするのではなく、選択の余地を残した上で、消費者被害のリスクを最小限にする方策を講じる方向性こそ適切な路線と考えます。井上大臣は、契約書面等の電子化において、消費者の利便性の向上と保護のバランスをどのようにお考えか伺います。

契約書面の電子化の議論の発端は、規制改革推進会議において、特定継続的役務提供の事業者から電子化の要望があったことと承知しています。そもそも、特定商取引の七類型の中で、通信販売についてはもう既に電子交付が許容されており、

特定継続的役務提供のみを追加する選択もあったのではないかと考えます。訪問販売などほかの類型にも認めた理由について、井上大臣の見解を伺います。

また、ほかの類型にも認める以上は、それぞれの取引の特徴や消費者被害の実情を踏まえた制度設計を検討する必要があると考えますが、併せて伺います。

また、契約書面等の電子化を認めるに当たり、最大のポイントは、消費者からの実質的な承諾の担保策にあります。口頭や電話だけの承諾は認めないと消費者庁は答弁していますが、では、消費者が本当に納得して承諾しているかどうかについて、どのような手段であれば問題ないと認めるのか具体的にお願いします。

以上で述べてきたように、本法律案においては様々な悪徳商法への対策が講じられることとなりますが、これまでの歴史を振り返ると、消費者を欺く悪質な事業者と、それに対処する規制当局のイタチごっこが繰り返されてきました。今回の改正後も、新たな悪徳商法が生じたり、規制の抜け道を探る者が出てくることは容易に想像ができるものであります。そのような者には厳格、迅速に対処しつつ、法制度の不備を不断に見直すことは当然のこととして、根本的には、やすやすと事業者にだまされない賢い消費者を育成することこそが不可欠と考えます。

今回の法改正を機に、消費者庁としてこれまで以上に消費者教育に力を入れて取り組んでいただきたいと考えますが、井上大臣の見解を伺い、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣井上信治君登壇、拍手〕

○国務大臣(井上信治君) 柳ヶ瀬議員にお答えいたします。

まず、販売預託商法を全面的に禁止せず、例外的に販売預託商法をできる余地を残した理由についてお尋ねがありました。

今回の改正法案においては、過去に販売預託による大規模な消費者被害が発生したことも踏まえ、販売預託を原則として禁止しています。

他方で、憲法上の営業の自由との関係も踏まえ、消費者の財産上の利益が不当に侵害されるおそれがない場合と認められる場合に限り、あらかじめ内閣総理大臣の確認を受けた上で、例外的に行うことができるとしています。

もっとも、確認についてはあくまでも例外的なものであり、悪質な事業者による消費者被害を防止する観点から適切に運用してまいります。

次に、販売預託を行う既存事業者への対応についてお尋ねがありました。

販売預託に該当する事業を行っている事業者は限られており、販売預託を原則として禁止することによる一般的な事業活動に対する影響は限定的なものになると考えています。

今回の法案は、悪質な事業者を排除した上で、内閣総理大臣の確認を受けた場合には、例外的に販売預託を行うことを可能とする制度としていきます。改正法の施行後においても販売預託を行うことを希望する事業者については、確認の制度に関する周知を行うなど、適切に対応してまいります。

次に、現行の特定商取引法に基づく行政処分の執行状況とその実効性への評価についてお尋ねがありました。

令和二年度の消費者庁など国による特定商取引法の行政処分の件数は八十九件となっています。

消費者庁としては、現行法下においても、悪質な商法の排除に向けて迅速かつ適正に対処していますが、法執行の実効性を図る観点からは、調査能力の向上を含めて制度の見直しも図っていく必要があります。

法案では、特定商取引法について、個人に対する業務禁止命令の対象について、事業者への業務停止命令の前六十日以内において役員等であった者から業務停止命令の前一年以内において役員等

であった者に拡大するなど、行政処分等を強化する内容を盛り込んでいます。

消費者庁としては、現行法や改正法案も駆使し、法執行の実効性を更に高めてまいります。

次に、改正法案に基づく行政処分の強化の実効性の担保と消費者被害の防止についてお尋ねがありました。

本法案では、議員御指摘のとおり、業務禁止命令の対象となる役員等が命令前から既に命令の対象となる業務と同一の業務を特定関係法人において行っている場合等においてもその業務等を停止できるよう、行政処分の対象範囲を拡大する内容を盛り込んでいます。

消費者庁としては、先ほども答弁した内容も含め、改正法による行政処分等の強化策を最大限活用するとともに、職員の調査能力を強化し、特定商取引法に違反する行為に対して、引き続き迅速かつ厳正に対処することで消費者被害の防止に努めてまいります。

次に、通信販売において消費者を誤認させる表示等の判断基準の明確化、違反表示の監視体制の整備についてお尋ねがありました。

改正法十二条の六第二項の、誤認させるような表示とは、例えば、定期購入契約において、最初に引き渡す商品等の分量やその販売価格を強調して表示し、その他の定期購入に関する条件を分かりにくいように小さな文字で表示する場合や、殊更離れた場所に分離して記載する場合などが該当するものと考えています。

どのような表示が誤認させるような表示に該当するかについての詳細は、法の施行までに通達で明らかにし、消費者及び事業者の双方にとつて透明性の高い分かりやすい制度としてまいります。法律違反となる表示については、現在も通信販売の専属の担当を設けて調査、監視を常時行っていますが、引き続き厳正に法執行を行い得る体制を整備する方針です。

規定を設けなかった理由についてお尋ねがありました。

売買契約が存在しないのに商品を一方向的に送付し、売買契約の申込みをする行為は正常な事業活動ではなく、一方的に送り付けた商品について代金を支払わなければならないと誤認させて代金を請求するような行為は、一種の詐欺行為です。

その上で、送り付け商法については、特定商取引法で規制を設けている各取引類型とは異なり、そもそも正当性のない行為であり、行政処分を受けて業務改善等が見込めるような性質の業態ではなく、行政処分の対象とすることはなじまないものです。

次に、契約書面等の電子化における消費者の利便性の向上と保護のバランスについてお尋ねがありました。

今回の制度改正は、社会や経済のデジタル化を更なる消費者の保護につなげることを図りつつ、電子メールなどにより必要な情報を受け取りたい消費者のニーズに応えるためのものです。

消費者委員会からも、デジタル技術を活用することにより、消費者の利便性の更なる向上を図るとともに、消費者の保護につなげることが重要である旨の建議をいただいています。

消費者庁としては、今後、消費者団体等の御指摘も踏まえ、具体的な制度設計を進める中で、消費者の利便性の向上及び消費者利益の保護の両者の充実を図ります。

次に、電子交付を認めるに当たり、訪問販売など他の類型にも認めた理由についてお尋ねがありました。

理論的に整合的です。

また、特定継続的役務提供以外の取引類型においても、契約書面の紛失を回避したい、電磁的方法による管理を希望するというニーズがあると考えます。

こうしたことを踏まえ、今回の改正法案では、書面交付義務が設けられている全ての取引類型において、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等の電磁的方法による交付を可能とする制度改正を行うこととしたものです。

次に、取引の特徴や消費者被害の実情を踏まえた制度設計を検討する必要性についてお尋ねがありました。

契約書面の電子化に係る制度設計に当たっては、御指摘のとおり、特定商取引法における取引の特徴やそれぞれの消費者被害の実情も踏まえた上で、政省令等を整備し、消費者保護にも万全を期した実効的な制度とすることが重要です。

このため、法案成立後、オープンな場で広く意見を聴取する検討の場を設けるとともに、消費者委員会でも御議論いただき、消費生活相談の実情に詳しい相談員の方などから丁寧な意見を伺い、消費者の承諾の実質化や電磁的方法による提供の具体的方法の在り方を検討してまいります。

次に、消費者から承諾を得る際の具体的な手段についてお尋ねがありました。

契約書面等の電子化に対するトラブルを回避するため、承諾を実質的なものとする、すなわち消費者が本心に納得して承諾をしていることを確保することは極めて重要です。このため、高齢者などデジタル機器に必ずしも慣れていない方々が不利益を被らないよう、政省令等で消費者保護の観点から万全な制度設計を行います。

することとし、消費者から明示的に返答、返信がなければ承諾があったとはみなさない、承諾を取る際に、その承諾によつてどのような効果があるのか、どのような内容のことが電子メール等で送付されるのかを明示的に示すことなどを規定することが適切であると考えています。

具体的には、承諾の取り方として、現時点では、例えば、ウェブページ上でチェックを入れるだけで承諾とすることは認めない、契約の相手方がデジタル機器に不慣れな一定の年齢以上の方の場合には家族など契約者以外の第三者のメールアドレスにも送付させることなどを考えております。

次に、これからの消費者教育についてお尋ねがありました。

社会のデジタル化や高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症への対応、また令和四年四月からの成年年齢の引下げなど、経済社会環境が大きく変化の中で、消費者教育を通して消費者被害を抑止することは重要な政策課題です。また、食品ロスの削減や循環型経済社会の構築等、持続可能な社会の形成に向けて自立した賢い消費者として積極的に貢献していくことも必要となつていきます。

こうした状況を踏まえ、若年層、高齢者等のライフステージに応じたきめ細かい消費者教育に一層力を入れて取り組んでまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 伊藤孝恵さん。

(伊藤孝恵君登壇、拍手)

○伊藤孝恵君 国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました法律案について質問いたします。

十二年前の二〇〇九年五月二十九日、この議場で消費者庁設置関連法案が全会一致で成立しました。相次ぐ食品偽装や製品事故の対応や相談窓口はそれまで各省庁がばらばらに担い、消費者に

とつて不便だけでなく、行政対応が遅れて被害を広げる一因になっていました。

食品表示担当の農林水産省と衛生担当の厚生労働省が対策に二の足を踏んだために、多くの犠牲者を出したコンニャク入りゼリーによる窒息死亡事故はその典型例で、一歳六か月の赤ちゃんから八十七歳に至るまで、子供たちとお年寄りばかりが窒息により亡くなりました。

ねじれ国会の中にあつても、これでは駄目だと与野党全党が知恵を出し合い、長い時間を掛けて修正協議を行い、八十八時間の審議と三十四の附帯決議を付けてようやく生まれたのが現在の消費者庁です。同年九月の発足記者会見で、初代大臣は、我が国の行政の在り方を消費者・生活者重視に大きく転換していくための突破口とすると語りました。

数えること二十人目の大臣でいらつしやる井上消費者担当大臣に、以下伺います。

二〇〇九年以降、閣法、議法制問、消費者庁に関連する法案は何本成立し、うち全会一致は何本だったかお答えください。その数字には消費者行政に対する立法院の意思が込められています。

本法案の原案が衆議院で全会一致とならなかった最大の理由は、突如盛り込まれた契約書面等の電子化によるものです。大臣は質疑の中で、電子化に関する消費者からの具体的な要望の有無を問われ、何か具体的に、個別に、あるいは書面です、といった要望はなかったんだと理解していますと、

立法事実はない旨を認められました。

消費者も消費者団体も、弁護士会や司法書士会、全国知事会も、誰も求めていない、日本訪問販売協会に至っては、要望はむしろ、業界内で議論すらしたことはなく、青天のへききだと言つたこの電子化は、なぜ改正事項となつたのでしょうか。規制改革推進会議の要請があつたというお答えは承服いたしかねます。彼らが求めたのは、オンライン英会話コーチの契約など極めて限定的な範囲です。

これまで、不意打ちの勧誘や利益を強調する勧誘、提供される役務内容に関する誤認を防止するなど、そこに合理的理由があるからこそ、書面による交付は法定とされてきました。契約内容の警告機能やクーリングオフの告知機能によつて、消費者被害を防止、救済する重要な役割を担つてきた書面交付を不要とするのであれば、当然、傍証が求められます。

高齢者の契約における家族やヘルパーなど、第三者の視認による消費者被害の発見や被害回復の効果について、大臣はどのようにお考えでしょうか。訪問販売やマルチ商法、電話勧誘販売や預託取引など、消費者被害における過去十年の発生件数と被害者年齢の特徴、事件発覚の端緒等の傾向を示した上で、書面交付は必要なしとの結論に至つた理由をお示しください。

政府は、電子化は時代の潮流であり、契約書面等の電子化は消費者の承諾を前提とする、あくまで選択肢の一つのだから問題はないとの認識でした。しかし、考えてみてください。まさに、消費者の承諾、それも納得する承諾が事後的に争われる、それが悪徳商法による消費者被害というものです。この被害はなぜ後を絶たないのでしょうか。

言わずもがな、それは特殊な心理状態に追い込んで承諾させる、契約締結に至らしめるのが悪質事業者の手口だからです。こうした事業者から、判断能力が低下傾向の高齢者のみならず、予備知識の乏しい若者などの被害を未然に防ぐことこそが消費者庁の最大のミッションだと考えますが、大臣の見解をお聞かせください。

今回の法改正では、適切に承諾を得ずに電磁的交付をした場合は行政処分や罰則の対象になります。この適切に承諾を得ているかどうかは、誰が、いつ、どこで、どのように判断するのでしょうか。悪質事業者を相手に、消費者がその不適切性を立証するのは相当難しいと思われ、また法の穴をいかくぐる能力に欠けている悪質事業者と

のイタチごつこに対抗できる調査能力や体制、ノウハウを今の消費者庁が内包しているとは到底思えません。大臣の御所見を伺います。

二〇〇九年十一月八日、IT書面一括法に係る国会審議において、当時の担当大臣は、契約をめぐるトラブルが現に多発している法律、例えばマルチ商法規制の訪問販売法等については、そもそも本法律案にはなじまない、ですから対象としな

いことにいたしましたと答弁されています。

二〇〇〇年といえば、IT革命という言葉が流行語大賞にも選ばれた年です。今以上にデジタル化が喧伝された中にあつても、政府は従来からの一貫した方針を変えませんでした。それを覆した今回の判断です。よほどの理由、政府の方針転換があつたのだと思います。理由を教えてください。

この十年で、消費者リテラシーを含め、契約書面等の電子化を許容する環境が整つたのかといえ、むしろ逆で、コロナ禍で広がる困窮と混乱の中で高齢者が狙われ、デジタルデバイドは深刻化し、消費者被害の相談件数は右肩上がりです。

給付金詐欺にワクチン詐欺、身寄りのないお年寄りが、ワクチンの予約を取ろうと一日中役所に電話を掛けてもつながらず、誰にも頼みず不安でいる中、予約を代行しますよと掛かつてきた電話に飛び付いてしまう気持ちを、大臣、想像してください。

スマホの保有率や電子商取引の市場規模、そんな数字を並べて電子化を正当化する知恵があるなら、消費者被害に遭つてしまう一人一人の高齢者の孤独を、暮らしを想像し、対策を講じてください。

化する、まるでコントです。政省令でいかなる対策を備えるおつもりか、御説明ください。

政府のデジタル化はどれもこれも手段が目的化しています。本改正案の目的でいえば、まさに法案名、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特商法改正であるのに、いつの間にか電子化が目的になっています。もとい、それが消費者保護に資するものであればまだ救われるのですが、全くそうではないという声が現場からこんなにあふれているからこそ、我々は対案を提出し、再考を求めています。

日に日に大々なる懸念に対し、政府は、契約者が高齢者の場合は家族など第三者のメールアドレスにも送付させるなど、政省令や通達等において規定される承諾の実質化を図ることを検討されていると伺いましたが、悪質事業者は、ならばと、家族のいない高齢者を狙うでしょう。息子には相談できないという親心の隙間に付け込むでしょう。大臣、これらは十分な歯止めになり得るのでしょうか。

手段が目的化してしまっている、この袋小路から抜け出る方法はただ一つ、本法案から契約の電子化規定を一旦削除し、消費者保護の観点から、消費者や消費者団体等の意見を聞く場を公で設け、あらかじめ政省令や通達等も含めた制度設計をした上で、法律案を見直すことです。大臣の見解を伺います。

最後に、消費者庁と同時に発足した民間有識者による監視機関、消費者委員会について伺います。

消費者委員会は、消費者問題を自ら調査審議を行い、必要であれば各省庁、内閣総理大臣にまで建議、勧告等を行うことができる組織です。

十二年前、政権交代前夜の激動の中、与野党が衝突を封印し、共にこたわり抜いたのがこの消費者委員会であり、第三者機関として消費者庁から独立させ、消費者庁をも監視させることを目指したといえます。

それが、いつの間にか、消費者庁から巧みに送り込まれた事務局長が中心となり、今回の電子化をバックアップしていた事実は看過し難く、先人の努力に連なる行政監視機能を果たせなかった大きな自戒があります。この消費者委員会内のガバナンスには課題があると考えますが、大臣の御所見を伺います。

私は、DXの推進に賛成です。しかし、デジタル化というのは、自己に関するデータを自由に管理、処分できる権利、自己に関するデータを無断で分析、予測されない権利など、守られるべき権利、安心の下敷きがあつて初めて活用への理解が進むものだと思っています。そして、社会の実情を顧みないデジタル先導には、摩擦や犠牲が生じ得ることを忘れてはなりません。万が一にも高齢者にそれを強いることがないように、そのことを殊更強く申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣井上信治君登壇、拍手〕
○国務大臣(井上信治君) 伊藤議員にお答えいたします。

まず、消費者庁関係法案の成立数と全会一致の本数についてお尋ねがありました。

二〇〇九年の消費者庁設置以降、今国会までに成立した消費者庁が主管省庁の閣法十三本と議員立法の三本、合計十六本のうち、衆議院及び参議院本会議で全会一致により可決された法律は十二本です。

次に、契約書面の電子化が改正事項に入った経緯についてお尋ねがありました。

国民生活における「デジタル化は急速に拡大、深化しており、こうした社会状況の大きな変化に即応した施策を講ずることは必要不可欠となっています。とりわけ、昨年来、新型コロナウイルス感染症対策が求められる中、極力人との接触を減らす等の新たな日常が模索され、自宅にいながらインターネットを利用する取引や手続の規定を整備する重要性は、いまだかつてなく高まっています。

また、紙よりもデジタル技術を活用して必要な情報を保存、閲覧し、やり取りする方がより便利であると感じる国民も増えているのではないかと考えられます。

こうした状況も踏まえ、消費者庁において検討を行い、消費者の利便性の向上や消費者利益の擁護を図る観点から、特定商取引法等において、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等の電磁的方法による提供を可能とする改正を行うこととしたものです。

次に、書面の第三者の視認による消費者被害の発見の効果についてお尋ねがありました。

契約書面が電磁的方法により提供されることで契約書面の散逸や廃棄の可能性は低くなり、高齢者から同意を取れば家族やヘルパー等がスマートフォンやメールアドレスを確認することができることから、見守り機能がより実効的となる側面もあると考えています。

なお、御指摘の論点も含め、不安の声が寄せられていることは承知しています。法改正の後、政省令などを検討する過程において、御指摘の点も含め、消費者保護の観点から万全を期することとし、法律の施行までの間に消費者団体等から意見を聞いて、具体的な詰めを行ってまいります。

次に、過去十年の消費者被害の発生件数と、契約書面の電子化を導入するとの結論に至った理由についてお尋ねがありました。

十年前の二〇一一年度の消費生活相談の件数は、例えば、訪問販売に関するものが約九万五千件、連鎖販売取引に関するものが約一万件ありました。これに対して、二〇二〇年度の件数は、訪問販売が約七万五千件で漸減傾向にあり、連鎖販売取引に関するものは約一万件でほぼ横ばいです。また、訪問販売の消費生活相談の件数は六十歳以上を中心に各年代において、連鎖販売取引の消費生活相談は二十歳代を中心に各年代において寄せられております。

事件の端緒については、消費者等からの申出や

職権探知、公益通報など様々ですが、その傾向については今後の調査に支障が生じることからお答えを差し控えますが、このような消費生活相談の実態なども踏まえ、消費者庁において検討を行い、特定商取引法等において、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等の電磁的方法による提供を可能とする改正を行うこととしたものです。

次に、なぜ訪問販売やマルチ商法等による消費者被害が撲滅されないのかとお尋ねがありました。

消費者庁では、訪問販売や連鎖販売取引等について、特定商取引法に違反し、消費者被害をもたらす行為に対しては、迅速かつ厳正に対処しているなど、悪質商法の撲滅に向けて取り組んでおります。他方、社会経済情勢の変化等により、消費者の脆弱性に付け込む形で悪質商法の手口が巧妙化し、それによる消費者被害が発生していることは事実です。

消費者庁としては、厳正な法執行に加えて、消費者への注意喚起、御審議いただいている改正法案による制度改革などを講ずることで、消費者被害の防止に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、高齢者や若年者の被害の未然防止についてのお尋ねがありました。

加齢により判断力が低下した高齢者や、判断力が十分でない若年層を含め、消費者被害の未然防止に万全を期することは消費者庁の最重要責務の一つと認識しています。

厳格な法執行、法制度の充実強化、相談体制の整備、消費者への啓発など、消費者被害の未然防止のための施策を講ずる上で、消費者の年齢その他の特性に配慮し、多様化する消費者にきめ細かく対応してまいります。

次に、承諾を得ずに電磁的交付した場合に行政処分を行う際、承諾があつたかをどのように判断するかについてお尋ねがありました。

特定商取引法の解釈は、一義的には法令所管省

庁において行うものであり、かかる判断を踏まえ、個別具体の事案に即し、行政処分であれば執行権限のある消費者庁及び都道府県において事実認定を行い、罰則の適用を含む刑事手続については捜査機関において適切に執行されるものと承知しています。

法執行に関する個々の調査プロセスについては、今後の法執行に関する調査に支障が生ずるためお答えは差し控えますが、いづれにしても、法違反があった場合には、法令に基づき、迅速かつ厳正に対処してまいります。

次に、法の穴をかくぐることを企てるような悪質事業者に対する消費者庁の調査能力などについてお尋ねがありました。

法の穴をかくぐることを企てるような悪質事業者に対して、法律に基づく取締りを強化していくことは極めて重要です。

今回の改正法案においては、既に設立されている会社で同様の違反行為を行う場合の業務停止命令を新たに創設するとともに、個人に対する業務禁止命令に係る制度も強化するなど、時々の消費者被害の実態を踏まえ、抜本的な取締り強化策を盛り込んでいます。

より巧妙化する悪質商法に対しては、こうした制度改革を行うほか、研修の強化等を通じた調査能力の向上や人事交流等による専門人材の確保などに常に取り組んでいく必要があると考えており、更なる執行強化に全力で取り組んでまいります。

次に、政府方針を転換した理由についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて新たな日常が模索される中で、経済社会のデジタル化は必要不可欠なものとなっています。

そのような状況下において、政府全体におけるデジタル化の議論の中で、規制改革推進会議において特定商取引法の一部取引類型の契約書面等の電子交付についても取り上げられました。また、

規制改革推進会議の事務局である規制改革推進室からは、各省庁の所管法における全ての国民手続の書面規制について、法改正が必要な事項の検討依頼がありました。

これらを受け、消費者庁において検討を行い、消費者の利便性の向上や消費者利益の擁護を図る観点から、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等の電磁的方法による提供を可能とする改正を行うこととしたものです。

次に、契約書面の電子化を許容できる環境かとお尋ねがありました。

この十年間で、我が国の国民生活におけるデジタル化の状況は大きく変化しています。そうした社会状況の大きな変化に即応した施策を講ずることが必要不可欠となっています。

さらに、昨年来、新型コロナウイルス感染症対策が求められる中、極力人との接触を減らす等の新たな日常が模索され、自宅にいながらインターネットを利用する取引や手続の規定を整備する重要性は、いまだかつてなく高まっていると考えております。

次に、ワクチン予約代行詐欺など、被害に遭つてしまう消費者の感情や孤独を踏まえた対策についてお尋ねがありました。

高齢者を始め、新型コロナウイルス感染症の影響や経済社会のデジタル化の進展などに不安を覚える消費者は少なくありません。

このような消費者の不安な心理に付け込んだ詐欺等は許されるものではなく、御指摘のワクチン接種をかたる詐欺被害の防止を含め、注意喚起、相談体制の整備、見守りの強化などの施策を通じて、消費者一人一人の気持ちに寄り添いながら被害防止策を講じてまいります。

次に、政省令で定める対策の方向性についてお尋ねがありました。

承諾を実質的なものとすることは極めて重要であり、政省令等で消費者保護の観点から万全な制度設計を行っていく方針です。

消費者からの承諾の取り方については、承諾を得ていないにもかかわらず、承諾を得たなどとする悪質事業者を排除する観点から、例えば、政省令等において、口頭や電話だけでは承諾は認めない、消費者が承諾したことを明示的に確認することとし、消費者から明示的に返答、返信がなければ承諾があったとはみなさない、承諾を取る際に、その承諾によってどのような効果があるのか、どのような内容のことが電子メール等で送付されるのかを明示的に示すことなどを規定することが適切であると考えています。

次に、政省令等で規定する承諾の実質化により十分な歯止めとなるかとお尋ねがありました。消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等の電磁的方法を可能とすることについて、それを悪用されないようにすることは極めて重要です。

そのため、消費者からの承諾の取り方が重要な要素となると考えており、法律ではなく政省令で手続の細則を定めることによつて、消費者トラブルや取引実態を踏まえて細かい制度の機動的な見直しが可能となるとともに、取引の特徴や契約当事者となる消費者の置かれている状況に応じて承諾の取り方を柔軟に規定することも可能となると考えています。

このため、消費者庁としては、政省令等による承諾の実質化は十分な歯止めとして機能するものと考えております。

次に、電子化に関する規定を削除し、意見を聞く場を公で設け、法律案を出し直すことが適切ではないかとお尋ねがありました。

国民生活におけるデジタル化は急速に拡大、深化しており、こうした社会状況の大きな変化に即応した施策を講ずることは必要不可欠となっております。とりわけ、昨年来、新型コロナウイルス感染症対策が求められる中、極力人の接触を減らす等の新たな日常が模索され、自宅にいながらイ

ンターネットを利用する取引や手続の規定を整備する重要性は、いまだかつてなく高まっているところ です。

こうした状況を踏まえ、消費者のニーズに応えるとともに消費者保護も併せて図る観点から検討を行い、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等の電磁的方法による提供を可能とする制度改正を行うこととしました。

消費者庁としては、法案成立後、オープンな場で広く意見を聴取する検討の場を設けるとともに、消費者委員会でも議論いただき、消費者相談の現場にいらつしやる相談員の方々などから丁寧に意見を伺うこととし、それ十分に踏まえながら、消費者の承諾の実質化や電磁的方法による提供の具体的方法の在り方を検討したいと考えており、法律案を出し直すことは考えておりません。

最後に、消費者委員会のガバナンスについてお尋ねがありました。

消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について自ら調査審議を行い、内閣総理大臣や関係各大臣等に対して建議を行うこと等を目的として内閣府に設置された第三者機関です。消費者委員会の委員は独立して職権を行うこととされ、会務を総理する委員長を中心として積極的に調査審議を行い、その任務を適切に果たしていただいております。

消費者委員会が本年二月に発出した特定商取引法及び預託法における契約書面等の電子化に関する建議については、契約書面等による消費者保護等の機能を維持した上で、デジタル技術を活用した消費者保護を図る観点から委員の総意として取りまとめられたものであり、安易に電子化の推進を容認するものではないと承知しております。

なお、御指摘の事務局長につきましては、委員長の命を受けて適切に局務を掌理していると承知しております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 大門実紀史さん。

(大門実紀史君登壇、拍手)

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史です。会派を代表して質問します。

本改正案は、全体としては消費者保護のために必要な改正ですが、昨年末、急遽盛り込まれた書面交付の電子化は大問題です。今まで、訪問販売やマルチ商法など消費者被害の多い取引に関しては、契約書は紙の書面で交付することが義務付けられてきました。ところが、今回の改正案では、業者がメールなどで送り付けた電子書面に承諾のボタンを押せば契約が成立したことになります。

井上大臣は、先ほどから、本人の承諾、同意を得た場合に限り、電子契約を認めると繰り返していますが、今までの詐欺事件は全て本人同意の上に契約した上でだまされてきたのです。

今回の法改正のきっかけとなったジャパンライフ事件では、全国のお年寄りを中心に、約一万人の被害者から二千億円ものお金がだまし取られました。手口は、磁気治療器などの預託販売とマルチ商法でした。

しかし、ほとんどのお年寄りはだまされていることに気付かず、家族がお金が減っていることを不審に思い、たんすの中を調べたらジャパンライフの契約書が見付かり被害が発覚したという事例が数多くありました。また、契約書が紙で残っていたからこそ、弁護士さんたちがジャパンライフを訴えることもできました。紙の契約書が様々な場面で実際に消費者被害を食い止めてきたのです。

スマホの小さな画面で膨大な契約書を確認することは、高齢者にとって容易ではありません。スマホやタブレットに保存された契約書を周囲の人が発見することも難しい。消去してしまう可能性もあります。また、一定期間内に契約書をダウンロードしないと消えてしまう方式も現在広く行われています。そんな中で悪徳業者に電子書面での契約を許すなど、やぐざに凶器を与えるようなもの

のです。

現在、百六十を超える全国の消費者団体、弁護士会などから、書面交付の電子化に反対する意見書が上がっています。消費者庁提出の法案に対し、現場からこれだけの反対の声が上がるのは前代未聞、消費者庁始まって以来のことです。

井上大臣、日夜、消費者相談の現場で御苦労されている方々から猛反対されるような法案を提出したこと自体、消費者担当大臣として既に失格ではありませんか。答弁を求めます。

消費者庁では、たくさん有能な職員が真面目に働いています。にもかかわらず、この間の消費者庁は、今回の法改正を含め、消費者団体の皆さんからの信頼を失ってきています。消費者庁をつくるために運動した弁護士や各団体の方々からは、こんなはずじゃなかったという声が多く聞かれます。その原因は、ひとえに歴代の消費者担当大臣と消費者庁の幹部が消費者保護の立場に徹し切れなかったことにあります。

この消費者庁のていらくは、ジャパンライフ事件の頃から始まり、そして今回の書面交付の電子化にまで引き継がれています。

私が二〇一七年に入手した消費者庁の内部文書によれば、消費者庁は早くからジャパンライフの悪質商法を把握していたにもかかわらず、二〇一四年に軽い行政処分を行っただけで放置していました。国会やマスコミが取り上げ始めると慌てて行政処分を連発しましたが、既に被害は大きく拡大しており、腰の引けた消費者庁にジャパンライフの営業を止めることはできませんでした。結局、ジャパンライフが営業を停止したのは、二〇一八年二月に被害者弁護士団が破産手続の申立てを行ったからでした。

ジャパンライフの悪質商法を早くから知っていたながら、被害の拡大を防止できなかった消費者庁の責任について、井上大臣はどうお考えか、答弁を求めます。

消費者庁がジャパンライフに及び腰だった背景

には、ジャパンライフと政治家との関係がありました。私が入手した内部文書には、国会議員などへのお中元リストとともに、ジャパンライフへの立入検査は、政治的背景による余波が懸念される、与党と相談の必要ありなどと記された文書がありました。消費者庁の幹部が政治家とジャパンライフとの関係をそんたくしていたことが分かります。

そのジャパンライフが、お年寄りをだますために最大限活用したのが、二〇一五年二月に安倍前首相がジャパンライフの山口隆祥会長へ出した秘書を見る会への招待状でした。被害者弁護士団には、あの招待状を見て信用した、安倍さんの名前にだまされたなど、被害者のお年寄りの声がたくさん寄せられています。

井上大臣は、安倍前首相の招待状が被害の拡大に活用されたことをどうお考えか、消費者担当大臣としての見解を示してください。

ジャパンライフが破綻した後、私は、その時々消費者担当大臣に対し、事件を総括するとともに、反省するとともに、今後の被害防止のために、特商法、預託法などを改正するよう求めてまいりましたが、どの大臣も、消費者庁の対応は問題なかった、法改正は必要ないの一点張りでした。

しかし、二〇一九年九月に就任された衛藤晟一大臣は、同年十一月の委員会での私の質問に対し、結果的に言えば消費者庁はジャパンライフの被害を防ぐことができなかったと率直に反省の言葉を述べられた上で、預託法などの改正についても、その方向で走っていきたいと明確に答弁をされました。そして出てきたのが消費者保護を前進させるいい内容の改正案の骨子でありました。ところが、衛藤大臣の後の井上大臣がその改正案に書面の電子化を入れ込んで、せっかくのいい改正案に泥を塗ってしまったのです。

そもそも、井上大臣はなぜ書面の電子化を入れたのか。複数の関係者からヒアリングをして分かりました。当初、事務方は規制改革推進会議から

要望のあったオンラインの英会話教室など一部の事業者だけに契約の電子化を認めることを考え、井上大臣に報告したところ、大臣から、言われたことだけやるのではなく、自ら進んで全部やれと指示をされ、特商法における全ての契約を電子化することになったということです。委員会でのこのことを大臣にたてましたが、言葉を濁してまともには答えようとされませんでした。

改めて聞きます。菅総理がデジタル化、すなわち紙をなくすことを看板に掲げる下で、あなたは、消費者よりも総理の方向を向いて、紙をなくした成果を示したかったのではありませんか。だから、特商法にまで書面の電子化を入れ込んだのではありませんか。明確な答弁を求めます。

しかし、その菅総理は、三月二十六日の財政金融委員会での私の質問に対し、特商法の書面の電子化については承知していなかった、指摘があったので検討させてもらいたいと答弁されました。つまり、菅総理でさえ望んでいないことをあなたが勝手にやってしまったのです。三十日の同委員会では、麻生財務大臣も私に、御指摘のとおりだ、井上大臣に大門先生に相談したらどうかと言っておいたと答えました。いずれにせよ、菅総理や麻生さんからの指示は、政省令でしっかり歯止めを掛けなさいということだったと聞いています。

しかし、政省令では被害の拡大を確実に防げる保証はありません。先ほど大臣が、政省令であれこれをやる、これをやたらどうかと言われたのは、全て私が消費者庁に提案した内容でありました。しかし、それでも政省令で確実に防げる保証はないんです。ですから、本気で被害防止を考えるなら、そんな小細工を弄するより、書面電子化の部分をきっぱり法案から削除すべきではありませんか。

井上大臣の猛反省と書面電子化の削除を求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣井上信治君登壇、拍手)
○国務大臣(井上信治君) 大門議員にお答えをい

たします。

まず、契約書面等の電子化に反対する声がある中で改正法案を提出したことについてお尋ねがありました。

国民生活におけるデジタル化は急速に拡大、深化しており、こうした社会状況の変化に即応した施策を講ずることが必要不可欠です。とりわけ、昨年来、新型コロナウイルス感染症対策が求められる中、極力人との接触を減らす等の新たな日常が模索され、自宅にいながインターネットを利用する取引や手続の規定を整備する重要性は、いまだかつてなく高まっております。

こうしたニーズを踏まえ、デジタル化のメリットを生かし、消費者の利便性を向上させる施策を展開していくことが重要です。同時に、消費者保護の観点も重要であり、デジタル技術によって消費者トラブルの防止を図り、更なる消費者の保護につなげることで、消費者の利便性の向上と消費者利益の保護をバランスよく一体として実現していくことも求められております。

このため、今回の改正法案においては、紙での交付を原則としつつ、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等の電磁的方法による提供を可能とする制度改正を行うこととしました。改正法案が成立した際には、消費者相談の現場の声などを真摯に聞きながら、悪質事業者が悪用したり、高齢者等デジタル機器の利用に不慣れた方々が不利益を被らないよう、万全な制度設計を行うっていく方針です。

次に、ジャパンライフの悪質商法による被害の拡大の防止に関する消費者庁の責任についてお尋ねがありました。

ジャパンライフ社に対しては、消費者庁において、平成二十八年十二月から一年間で四回にわたって厳しい行政処分を行うなど、悪質な違法反事件として全力で取り組んでまいりました。

また、ジャパンライフ事件に代表される販売預託に対して抜本的に対策強化を図る観点から、消

費者庁の有識者検討会において販売預託を原則禁止すべきとの方向性が初めて示され、直ちに法制化作業を行い、販売預託を原則として禁止する内容を盛り込んだ改正法案を国会に提出したところであります。

このように、消費者庁としては、迅速かつ厳正な法執行と制度改革を通じ、責任を果たしてきたと考えております。

次に、桜を見る会の招待状についてお尋ねがありました。

桜を見る会の個々の招待状や推薦元については、個人に関する情報であるため、招待されたかどうかも含めて従来から回答を差し控えていると承知をしております。

次に、特定商取引法の通信販売を除く全ての取引類型において契約書面等の電子化を行う理由についてのお尋ねがありました。

特定商取引法が書面交付義務を事業者に課している趣旨は、消費者保護の観点から、契約内容を明確化し、後日紛争が生じることを防止するためであり、これは特定継続的役務提供とほかの取引類型とで法律上異なるものではありません。紙での書面交付に加え、契約書面等の電子化を可能とする規定は、各取引類型に横断的に置くことが法理論的に整合的です。

また、特定継続的役務提供以外の取引類型においても、契約書面の紛失を回避したい、電磁的方法による管理を希望するというニーズがあると考えます。

こうしたことを踏まえ、今回の改正法案では、書面交付義務が設けられている全ての取引類型において、紙での交付を原則としつつ、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等の電磁的方法による交付を可能とする制度改正を行うこととしたものです。

次に、電子化に関する規定を削除すべきではないかという点についてお尋ねがありました。

令和三年五月二十一日 参議院会議録第二十四号

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明) 良

化しており、こうした社会状況の大きな変化に即応した施策を講ずることは必要不可欠となっております。とりわけ、昨年来、新型コロナウイルス感染症対策が求められる中、極力人との接触を減らす等の新たな日常が模索され、自宅にいながインターネットを利用する取引や手続の規定を整備する重要性は、いまだかつてなく高まっております。

こうした状況を踏まえ、消費者のニーズに応えるとともに消費者保護も併せて図る観点から検討を行い、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等の電磁的方法による提供を可能とする制度改正を行うこととしました。

消費者庁としては、法案成立後、オープンな場で広く意見を聴取する検討の場を設けるとともに、消費者委員会でも議論いただき、消費者相談の現場にいらつしやる相談員の方などから丁寧に意見を伺うこととし、それも十分に踏まえながら、消費者の承諾の実質化や電磁的方法による提供の具体的方法の在り方を検討してまいりたいと考えており、書面の電子化に関する規定を法案に明記することが必要と考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山東昭子君) 日程第一 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長小川克巳さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小川克巳君登壇、拍手〕

○小川克巳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法は、医師の長時間労働等の状況に鑑み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、医師の労働時間の短縮及び健康確保のための制度の創設、各医療関係職種の業務範囲の見直し等の措置を講ずるとともに、外来医療の機能の明確化及び連携の推進のための報告制度の創設、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に関する支援の仕組みの強化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、医師の時間外労働規制の在り方と地域医療への影響、医師が仕事と出産、子育てを両立できる環境の整備、感染症対応の視点を踏まえた地域医療構想の見直しの必要性等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民を代表して田島麻衣子委員より反対、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 本案に対し、討論の通告がございいます。順次発言を許します。田島麻衣子さん。

〔田島麻衣子君登壇、拍手〕

○田島麻衣子君 立憲民主・社民の田島麻衣子です。

私は、会派を代表し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案に関し、反対の立場から討論を行います。

我々が政府提出案に反対する理由は、地域医療構想に関して、政府の対応や法案の規定に大きな問題があるからです。

本法律案では、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援として、消費税財源百九十五億円を活用し、国が病床機能再編支援事業の運営全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講ずるために必要な認定制度を置いていきます。

ここで言う地域医療構想は、新型コロナウイルス感染症拡大前の状況に基づくものです。現在も国がコロナ禍で深刻な状況にあり、今後も医療需要の増大が見込まれるにもかかわらず、こうした視点を欠いたまま公立・公的病院の病床機能の重点化見直しや再編統合が先行して進むことは問題です。

二〇一九年九月には、各自自治体の地域医療構想調整会議の議論の活性化を図るためとして、公立・公的病院を名指しする四百二十四リストを国は公表しました。病院のリストはその後修正されて、現在は四百三十六となっております。

公立・公的病院は、地域医療の確保のために、過疎地などにおける医療や、感染症、救急、災害などの不採算医療の提供など、重要な役割を担ってきました。新型コロナウイルス感染症の対応においても、令和三年一月三十一日現在、四百三十六リストで示された病院のうち、二百五十病院が新型コロナウイルス患者を受入れ可能と表明し、百九十一病院が実際に新型コロナウイルス患者を受け入れています。

こうした点を受けて、我々は、以下の点を強く述べてまいりました。

すなわち、新型コロナウイルス感染症の拡大、最重要課題は医療提供体制の強化にあるのではないかと。また、今の日本に必要なのは、ここで一度立ち止まって、これまでとは違う視点を加え、今後の地域医療体制をどのように構築していくのかを考えることではないかと。そして、そのために

地域医療構想の再検討が必要であるのではないかと。

こうした問題意識に基づいて、我々は、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援に係る改定規定の削除などを盛り込んだ法律の修正案を参議院で提出してまいりました。

地域医療構想そのものを否定するわけではなく、まず、四百三十六リストを撤回するとともに、地域医療構想をゼロベースから再検討し、地域医療構想全体の方針を示すことが先ではないでしょうか。

今行うべきは病床削減ではありません。医療人材の確保や病床の確保など、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が苦しい医療機関に対して支援を行うことであると強く申し上げます。

また、この法案は、女性医師の働き方に着目した対応が十分に取られていない点で問題です。全医師に占める女性医師の割合が増加傾向にあることはとても喜ばしいことです。特に近年は若年層における女性医師が増加しており、三十歳から三十九歳の勤務医の三一％、二十九歳以下では三六％が女性医師とされています。しかし、彼女たちのワーク・ライフ・バランスを支える職場環境の整備は非常に遅れていると言わざるを得ません。

参議院の厚生労働委員会での質疑では、全国における病院の院内保育の実施状況は、二〇一七年の時点でも半数以上の五六％が未実施であることが明らかになりました。

さらに、法律上、育児休業が当然取得できるにもかかわらず、育児休業制度の規定のない医療・福祉分野の事業所が一六％もあることが分かりました。育児休業制度の規定がなければ、幾ら法律上取得が可能であっても、実際問題として育児休業を取得するのは容易ではありません。

厚生労働省に対し、女性医師を始め子育て世代の医療従事者が仕事と子育てを両立できる環境を整備するように強く求めます。

また、この法案は、過労死基準をはるかに上回る時間外の上限規制を、医療機関に勤務する医師に対して国が事実上認めてしまっていることも今後の重要な検討課題です。

本法律案で厚生労働省が定める医師の時間外労働の上限は、通常の過労死基準をはるかに上回る年千八百六十時間となっています。参議院の厚生労働委員会における参考人の意見陳述では、過労によるうつ病で自ら命を絶ち、労災と認められた小児科医の御遺族の方からお話を伺いました。

医療機関に勤務する医師も働く人間の一人です。地域の医療提供体制に影響を及ぼすことがないように、国が必要な支援を行いながら勤務医の働き方改革を更に進めていく必要があることを強く指摘したいと思っています。

最後に、皆さんに一つ問題提起をしたいことがあります。それは、どのような人材が明日の日本を担っていくべきかという問いかけです。

医学部入試で女性差別があったとして大きな社会問題になったのは二〇一八年のことです。女子学生は志願票などの採点を意図的に減らされていたと聞いて驚かれた方は決して少なくないと思います。

しかし、医学部入試で差別をされていたのは女子学生だけではなくありませんでした。その後の第三者委員会の調査報告書で明らかになったのは、大学卒、大学院卒、そして社会人の男性も、浪人を三回続けていた女子学生と同じくゼロ点の配点を受けていたという事実です。

個人的な話になって恐縮ですが、私が国連職員として歩み始めたのは三十歳も目の前のときでした。決して早いときではありません。大学を卒業後、民間企業に就職をしたときには、なぜ初めから自分の目標に向かって努力をしなかったのかと随分悩んだことを覚えています。

また、その後、NPOに転職をするために仕事を辞めると決めたとき、周りからは信じられないと言われました。なぜ信じられなかったのか。

それは、日本は、一度決められたルールから外れてしまうと、もう元には簡単には戻れないからではないでしょうか。

こうした人生の道のりは私を随分強くしてくれましたし、同じように人生の岐路に立つて足がすくむ人々の気持ちが分かるようになりました。

医療は仁術と言われます。病気で苦しむ人々を救うのが医者ですから、そのとおりです。さきの医大入試の不正で明らかになったように、こうした仁術に当たる人々が、高校で優秀な成績を収め、ストレートで医大に合格した人のみでよいのでしょうか。むしろ、社会人を一度経験した後に悩みなながらも医学を志すと決めた人、こうした様々な人生経験をを経て、人の苦しみや悩みを理解する多様な人々がいることの方が患者の皆さんのためになるのではないでしょうか。

失敗しない最善の方法は挑戦をしないことです。活力ある社会をつくるには、失敗を忌み嫌い、避けるのではなく、失敗からの学びこそ大事にする価値観、たとえ少しくらい人生の寄り道をしても、再び活躍のチャンスが開かれる社会が必要であると思います。

コロナで社会の在り方が大きく変わり、令和の時代にふさわしい生き方や働き方を誰もが模索する今こそ、何歳でも失敗を恐れずに果敢に挑戦できる社会の大事さを申し上げ、また、コロナ禍で社会が疲弊する今こそ地域医療構想の再検討の必要性を強く申し上げ、私の反対討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)
議長(山東昭子君) 倉林明子さん。

〔倉林明子君登壇 拍手〕
○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

私は、日本共産党を代表して、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

本法案に反対する第一の理由は、新型コロナウイルス感

感染症の拡大による医療の逼迫が全国に広がる中で、消費税を財源とした補助金で病床の削減を支援することを法定化することです。

地域医療構想を実現するために、昨年度の補助金によって全国で二千七百床が廃止されました。そのうち、現在深刻な病床不足に陥っている大阪府は百二十三床、兵庫県は七十九床です。今年度は、消費税を財源に百九十五億円が計上され、削減される病床数は単純計算をすれば一万床規模に上ります。

病床を削減すれば、連動して地域で働く医師や看護師の体制後退にもつながります。一般病床が一万床削減されれば、医師千六百人、看護師五千八百人という規模で影響が出るのです。この事実、正気の沙汰とは思えないと厳しい批判が寄せられています。

コロナ危機が明らかにしたのは、重篤化しても入院できず、高齢者施設や自宅で亡くなる方が相次ぎ、命の選別が迫られる、余りにも脆弱な医療体制です。その最前線に闘う公立・公的病院を今、病床削減することなど絶対に許されません。

そもそも、地域医療構想が目指す二〇二五年の病床必要量は、新興感染症のパンデミックを想定せず、高度急性期、急性期を中心に約二十万床も削減するものです。新興感染症の感染拡大時、一般医療と両立し、命が守れる必要病床数は一体どれだけのなか、再検証が求められています。

病床削減のための補助金は廃止し、その予算はコロナ禍で苦闘する医療機関、医療従事者に回すべきです。四百三十六の公立・公的病院を名指しして病床削減を求める再編統合リストは撤回するよう強く求めます。

新たに医療計画に位置付ける新興感染症拡大時の医療提供体制は、病床削減計画はそのままに、パンデミック時は施設、人員を迅速に切り替えるというものです。

しかし、そのやり方が破綻していることは明らかです。余裕の全くない現場では、看護師不足で

確保病床すら稼働できず、医師は過労死ラインの数倍という過重な労働で治療に当たっています。救える命を守れない事態をこれ以上生まないために、必要な人員、施設を一定規模常時確保することを感染症対策の基本とすべきです。

第二に、本法案は、医師の過労死を容認するものにほかならないからです。政府は、全ての勤務医に年九百六十時間という時間外労働上限を設けるとともに、それを超える医師が勤務する医療機関について特定労務管理対象機関として指定、年千八百六十時間を上限とする特例を認めようとしています。九百六十時間は過労死ライン、千八百六十時間はその二倍に当たります。現状の異常な働き方を合法化し、医師の過労死の増加につながるものであり、到底容認できません。

本法案は、千八百六十時間を上限とする医師に対し、追加的健康確保措置として、面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制、代償休息を実施することを求めています。しかし、前提となる労働時間管理について厚労省が行った調査では、約半数の勤務医について客観的な労働時間管理ができておらず、過労死ラインを超えて働く医師ほど時間外労働時間を正確に申告しておりません。申告できる残業時間が制限されているなど、ガイドライン違反すら横行しています。

厚生労働大臣は、適切な労働時間の管理は使用者の責務だと答弁していますが、法案には正確な労働時間を把握するための担保はありません。逆に、副業、兼業を行う医師は自己申告を基本としています。正確な時間管理なしに医師の命は守れません。最低限、客観的な時間把握を義務付けるべきです。

医師の長時間労働は、女性医師が出産や子育てを機に常勤医師を続けることができない要因にもなっています。異常な働き方を前提とする環境こそが、女性医師を差別する構造を生んでいます。

また、医師の長時間労働は、患者の命も危険にさらす可能性があります。日本外科学会の調査によれば、医療事故、インシデントの原因に過労、多忙が八割を超えています。医療の質を守り、女性医師への差別をなくし、医師のワーク・ライフ・バランスを実現するためにも、勤務医の労働環境の改善が必要なのです。医師の働き方改革のために、医師の増員は欠かせません。

政府は、将来の人口減を見込めば医師は供給過剰になるとして、医師数を抑制しようとしています。しかし、高齢者の増加に伴う医療需要は想定されており、労働時間も週六十時間と過労死ラインを前提にするなど、前提条件そのものが実態と懸け離れたものとなっています。需給推計を見直し、医師を抜本的に増員すべきです。

第三に、医師不足に対応するため、タスクシフトを推進、医師養成課程を見直すことです。医師、看護師の絶対的不足は明らかであり、それを放置したまま侵襲性の高い医療行為の業務移管を進めれば、医療の質、安全性を脅かしかねません。

今回、法案によって新設される重点外来のうち、一般病床二百床以上の病院は、紹介状なしの初診の場合、窓口定額負担の徴収が新たに義務付けられます。窓口負担の拡大は、地域によっては通院先をなくしてしまう可能性もあり、受診抑制を招きかねません。

また、定額負担の額は保険給付から外し、それ以上の額を上乗せするというものです。国が不要不急とみなす医療を保険給付から外すことなどが示唆されています。国の財政を理由として保険給付の範囲を削減する、保険免責制の本格導入に道を開くなど、決して許されることではありません。

以上、本法案は、コロナ禍、ぎりぎりの地域医療提供体制から更に病床を削減するとともに、医師不足を放置して過労死を招く長時間労働を容認するものです。コロナ禍で奮闘する医療現場からは、使命感だけでは安全は守れない、働き続けられない、悲痛な声が上がっています。医療崩壊の現実を踏まえるのであれば、国民が安心して医療を受けられる体制の強化のため、医師、看護師の抜本的な増員、医療提供体制の拡充こそ急務であることを指摘し、討論いたします。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本안에賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第二 少年法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長山本香苗さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(山本香苗君登壇、拍手)

○山本香苗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化を踏まえ、年齢満十八歳以上二十歳未満の特定少年に係る保護事件について、真犯をその対象から除外し、原則として検察官に送致しなければならぬ事件についての特則等の規定を整備するとともに、検察官送致の決定がされた後の刑事事件の特例に関する規定は、特定少年には原則とし

て適用しないこととする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、本法律案の立法事実、特定少年に関する原則逆送対象事件の範囲の妥当性、特定少年に対する推知報道の禁止を一部解除する理由、特定少年に対する家庭裁判所調査官の調査の在り方、犯罪被害者への支援を充実させる必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民を代表して真山理事、日本維新の会を代表して清水理事、日本共産党を代表して山添委員、沖縄の風を代表して高良委員、碧水会を代表して嘉田委員より、それぞれ本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。真山勇一さん。

(真山勇一君登壇、拍手)

○真山勇一君 立憲民主・社民の真山勇一です。会派を代表し、少年法等の改正案について、反対の立場から討論をさせていただきます。

反対の理由は明確です。改正の理由が全く見出せないからです。

衆議院そして参議院での審議を通じて、上川法務大臣からも法務省の政府参考人からも、なぜ今回の改正が必要なのか納得のいく答弁を全くしていただけていませんでした。何度も何度も求めましたが、法改正を必要とする立法事実を示されませんでした。

改正理由の一つとして、少年による犯罪の実情ということが挙げられています。しかし、現行の少年法は非常に機能していることを法務大臣も法制審議会もはっきり認めています。上川法務大臣が自ら答弁されているように、少年犯罪は大きく減少しており、凶悪犯罪も激減しているのが現実です。従来からの更生保護行政の成果もあって、状況は大いに改善してきているのです。それなのに、なぜ今、わざわざこれを後退させるのか、全く理解に苦しみます。

本改正案の大きな柱は、十八歳、十九歳を特定少年として区別することです。この年代の少年は可塑性に富み、更生や教育の効果が高いと言われていることは法務大臣も認めていらっしゃると思います。人間の脳は二十五歳頃まで発達を続けるという研究結果もあります。諸外国のように、むしろ少年法の適用年齢を引き上げて、更生と教育の取組を強化するというのならまだ分かりますが、その逆をやる理由は全く道理に反しているのではないのでしょうか。

十八歳、十九歳の特定少年の事件も全件家庭裁判所への送致が維持されることだけは一応の評価ができますが、少年であると言いつつ、その一方で、処罰は成人と同じようにするというのです。こうした改正がなされることに、十数年間保護司をしてきた私としては、少年たちに寄り添ってきたこれまでの努力が否定され、ばかにされているような気がします。

上川大臣は、今年三月の京都コンGRESにおいて、日本の保護司制度をローマ字のHOGOSHI、HOGOSHIとして世界に広め、世界保護司デーを設けると宣言されました。しかし、あくまでもこの改正案を成立させるのであれば、もう一度京都コンGRESをやり直して、日本の更生保護行政を後退させるという旨を全ての参加国に伝え、釈明すべきだと思います。

もう一つの大きな改正理由として、成年年齢の引下げ等、社会情勢の変化が挙げられています。

これが今回の改正案とどう関係があるのか、最後まで明快な答えは示されませんでした。成人として参政権など権利行使が認められること、本人の健全育成のために国家が必要な措置をとることは、本来別問題ではないでしょうか。

法律上の成年年齢が十八歳に引き下げられても、お酒やたばこ、公営ギャンブル等は二十歳まで禁じられています。これは、本人の健全な発育を考へてのことであり、全て自己責任として解禁しようなどという論議はナンセンスと言えます。十八歳になったからといって直ちに行為責任を問うことはせず、本人の健全な育成を考慮し、国家として更生及び教育に力を尽くすことの方が、むしろ現行の法体系と矛盾なく整合するのではないのでしょうか。

理由もない改正だからというだけではありません。大いに弊害があることも懸念されています。これも私たちが反対する理由です。

特定少年は検察に逆送致されます。原則として、短期一年以上の刑に当たる事件は、一律に検察への逆送の対象になります。これは、現行の故意による被害者死亡という条件から大幅に拡大され、極めて広い範囲の犯罪が含まれることとなります。現行では、対象者の立ち直りを考慮し、家庭裁判所がきめ細かい処分を行うことを考えています。今後は一律で検察に逆送致されることとなります。再犯防止の点からも逆効果になることは明らかですが、法務省からは納得のできる説明はありませんでした。

無論、改正後の第六十二条第二項ただし書には、短期一年以上の罪であっても逆送致をしない例外事案もあり得るとの規定もありますけれども、どんな例外があり得るのか、今も判然としません。恣意的判断や社会的圧力によって判断がゆがめられる余地があるのであれば、欠陥法案と言えはなりません。

特定少年に対する保護処分も大きく後退します。現行では、個々の少年の健全な育成を重視し

て、犯情の軽重を問わずに保護を要する、保護を優先するとしていますが、これが大転換されます。改正案では、特定少年に対する保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内とされました。もはや要保護性は重視されないのでしょうか。少年法の理念や更生保護制度、再犯防止制度の根幹を台なしにする法改正には、断固として反対いたします。

推知報道禁止の解除規定も大問題です。本改正案では、特定少年が公判を請求された時点で実名での報道が認められることとなりますが、その理由は全く不明です。実名報道によって、少年犯罪への抑止効果があるわけはありません。刑事裁判所の事実審理の結果、家庭裁判所への移送もあり得るとされています。また、審理の結果、無罪になる可能性も否定できません。しかし、起訴された時点で既に広く推知報道がなされてしまっているのです。社会復帰を支援する家族の生活にも著しい困難をもたらす、帰住先を失うことで、対象者の更生を妨げるおそれもあります。こうした推知報道による回復不能の事態に対する救済措置、回復措置等について、法務省の具体的な実効策を示すことはありませんでした。

事件報道の中で被害者の名前が報道されるのだから、加害者も、特定少年であったとしても名前を報道されるべきという意見があるのは承知しています。しかし、本来なら、被害者本人と御遺族の心情や生活の立て直しに配慮して、加害者の実名報道を推進するのではなくて、被害者側についての報道を抑制することを検討すべきではないのでしょうか。少なくとも、被害者側の十分な救済策を用意すべきですが、それをしないで、ただ加害者に社会的制裁を加えても、被害者側には何も良いことはありません。

特定少年から真犯を除外することも大いに問題です。少年は全て要保護性に基づく処分が必要だというのがこれまでの少年法の趣旨でした。司法の現場に携わる人々には、真犯とする家庭裁判所

の司法手続は選択肢として極めて有効であり、セーフティネットの役割を果たしているという主張に耳を傾けてください。特に、真犯の女子少年には、虐待とか精神疾患など大変切実な問題があるのです。それなのに、具体的な代替策をつくることなく、一方的に真犯から除外するというのには余りにも乱暴で無慈悲です。

特定少年に不定期刑が適用されなくなることも反対理由です。少年は成長発達の途上にあり、教育による更生や改善が期待されるからこそ、幅のある刑期で柔軟な対応を可能にしています。特定少年も本人の個別事情に応じた処遇により、教育、更生の可能性が高まるはずですが、今回の改正でこれができなくなるのです。不定期刑の適用が除外されると、有期刑の上限は三十年になります。十八歳、十九歳の特定少年が長期間の刑に服した場合、社会復帰を著しく困難にしかねません。

さらに、社会復帰をした後、仕事を探す際の資格制限排除の特例が適用されなくなります。現行法は、資格制限からできるだけ早く少年を解放し、本人の更生を助けることを目的にしています。しかし、これが撤廃されると、特定少年の将来の選択肢は狭められてしまいます。一生を左右するほどの大問題ですが、法務省はどれだけの資格がこの制限対象になるのか、厳密な検討をせず本改正案を提出しました。怠慢と言わざるを得ません。何百、何千もの資格が対象になるかもしれないという説明がなされたんですけれども、何百、何千あろうとも、その全てをきめ細かく精査して法案を提出すべきでしょう。そうしたことが誰一人取り残さないということにつながっていくのではないのでしょうか。

このように、本改正案は、少年の立ち直りや更生保護を大きく後退させるものです。菅政権は国民の命や人生を軽んじていると言われても仕方がない内容です。会派として到底賛成できないということを申し上げて、私の討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)
○議長(山東昭子君) 清水貴之さん。

〔清水貴之君登壇、拍手〕

○清水貴之君 日本維新の会の清水貴之です。会派を代表して、ただいま議題となりました少年法等の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論をいたします。

十八歳、十九歳は成人なのか、少年なのか。この単純な問いに答えを出さないまま、彼らを新たに特定少年なる言葉でくくり、いびつで不安定な存在に据えているのが今回の法案の姿ではないかと、四月二十三日の本会議、この場にて指摘をさせていただきます。まさに決められない大人たちの問題であると。

来年四月には、民法改正により、成人となる年齢が十八歳に引き下げられます。公認会計士や医師免許などの国家資格に基づく職業に就く道が開かれ、裁判員裁判の裁判員を務めることも可能となる人々が、犯罪に手を染めたときには特別扱いすることが認められることが、果たして公正な法制度だと言えるのでしょうか。

選挙権を有し、投票行動で政治や社会を変えることもできる十八歳、十九歳が、罪を犯したときだけは少年として扱うことが理にかなっていると切り切れるのでしょうか。

政府の曖昧な措置では、民法で新たに成人に加わる世代に大人としての責任を感じてもらおうための明確かつ有効なメッセージにならないのではな

いかと思います。
御長男を暴力事件で亡くし、その後、少年犯罪被害当事者の会代表として活動されている武蔵野子さんが、衆議院法務委員会の参考人質疑にて述べられた言葉を御紹介いたします。

私たちは、子供を殺された後もずっと、加害少年は可塑性に富んでいる、加害少年はこれから先も生きていかなければいけない、将来があり、未熟だから保護しなければならぬ、そんな言葉を何度度何度も聞かされてきました。そのことが大

切なことだとは分かっていますが、そのことを理解するのに大切なもの、被害者の視点が欠けていると思います。加害者が自分の罪と向き合い、その重さを分けること、そして責任を果たしていくことがなされていないことが問題なのです。

この言葉を聞いて、本法案の改正においても被害者側の視点が十分であると感ずるのは私だけではないのではないかと思います。加害少年への教育や更生の機会、これはもちろん大切ですが、しかし、加害者から被害者に対する謝罪や償いが十分なされているとは言えないのが現状です。武さんは、私たちが経験をしていることは、加害者も親も逃げ得が許され、誰も責任を取ろうとしない姿なのです。だから少年法改正を言い続けているのですとも述べられています。

このような状況ですから、世論調査を行うと、少年法の適用年齢引下げに賛成、つまり、加害少年にはもっと厳しく臨むべきだと答える方が多数を占めるのだと思います。

委員会審議でも尋ねましたが、被害者側の感情を少しでも和らげることができるよう、加害少年がしっかりと謝罪の気持ち伝える、また、賠償責任を果たしていくことを担保できるような制度をつくっていくべきではないかと強く感じています。そのことが加害少年の真の更生にもつながるのではないのでしょうか。

本改正案は、法制審議会の部会で審議をし、総会において全会一致で採択された答申に基づき、公公正なものであるかは甚だ疑問です。

平成十一年に閣議決定された審議会等の組織に関する指針には、委員等の資格要件について、行政への民意の反映から、原則として民間有識者から選ぶものとするという一文があります。また、審議会等の運営に関する指針には、府省出身者の委員への任命は厳に抑制すると記載されています。

では、今回の法改正の基となった法制審議会の委員の構成はどのようになっているのでしょうか。親会の法制審議会ですが、こちらは会長を除く委員十九名のうち、府省出身者、関係者は二名、議決権のない幹事三名は全て法務省の局長など府省関係者。よって、割合でいいますと、約二三％が府省出身者になります。

さらに、実質的に法案の中身を審議してきた法制審議会少年法・刑事法部会を見てもみると、こちらは委員十八名のうち五名が府省出身者になります。幹事に至っては十六名中十三名が役所からです。全体では半数を超える五一％が身内の府省関係者で占められています。犯罪被害者の立場から参加されたのは、先ほど御紹介した武蔵野子さん一人です。

確かに、委員の資格要件には、国の行政機関職員を属人的な専門的知識及び経験に着目して委員等とすることは排除しないとありますが、あくまで原則民間有識者、例外として国の行政機関職員であるはずですが。

そのように偏った委員構成によってまとめられた審議会答申に基づき、改正案は作られました。そのため、法案が審議会の全会一致で採択された答申によってできたものであるかどうか疑問が残ります。ただでさえ、今の仕組みですと、政府側の意に沿う委員を選定することも可能なわけですから、原則は原則としてきつちりと維持すべきです。

今回の法制審議会、部会だけではなく、政府には様々な審議会が設置されますが、例外規定を自分たちの都合のよいように解釈して利用するのはなく、やはり原則を当然のこととして、公平公正な審議会運営に当たるべきであることを改めて強く指摘させていただきます。

推知報道の禁止の解除についても、委員会審議にて度々取り上げられた論点です。社会復帰を困難にするといった指摘がある一方、犯罪の抑止に

なるといった意見もあります。

ただ、条文である少年法第六十一条は昭和二十三年に改正された当時そのままで、推知できるような記事を新聞紙その他の出版物に掲載してはならないとされています。新聞紙その他の出版物で、政府の見解としては、同条もインターネット上の情報を含むとのことです。インターネットによって一瞬にして情報が拡散される現在、改めて推知報道に関するインターネット上の扱いをしつかりと定める、さらには罰則規定について考えるなど、時代に即した議論が必要だと思えます。

附則において、五年経過後の検討や所要の措置規定が入っていますが、その時点で改めて、決められる大人としての議論がなされることを期待はしますが、現時点では、これまで述べてきた理由により、私のこの討論は反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 山添拓さん。

(山添拓君登壇、拍手)

○山添拓君 日本共産党を代表し、少年法等改正案に反対の討論を行います。

冒頭、名古屋入管でスリランカ人女性のワイシユマ・サンタマリさんが亡くなった事件について述べます。

発熱や嘔吐など体調不良で十分食べることができず、外部の病院では点滴や入院の必要性も指摘されていました。にもかかわらず収容が継続され、必要な治療を受けられないままに命を落としました。あつてはならないことです。

来日した二人の妹さんは、姉が大好きだった国でこんなことになり耐えられない、明らかに都合の悪いことを隠そうとしているように見える、納得できない、ビデオを見ずして母親に報告できないと話します。映像記録を直ちに開示すべきです。

入管庁が真相解明に背を向ける中、世論と運動

が大きく広がり、政府は入管法改定案の今国会成立を断念しました。当然です。

同時に、入管難民行政は抜本的な改善を求められています。野党は本院にそのための法案を提出しています。全件収容主義を改め、収容は裁判所が認めた場合に限り、その上期間を設ける、難民認定は入管から独立した機関で行う、国際人権の水準に見合った真の制度改正を強く求めるものです。

以下、少年法改定案の反対理由を述べます。

本法案は、十八歳、十九歳の少年について、形式的には少年法の適用対象としながら、新たに特定少年と規定し刑罰化を図り、実質的には少年法の適用を除外する範囲を広げ、少年の健全な育成という基本理念に反する事態をもたらそうとするものです。

そもそも、立法事実が欠ける法案です。少年事件はピーク時の十分の一に激減しており、凶悪化しているわけでもありません。法制審でも、国会審議においても、現行少年法とこれに基づく保護処分は有効に機能しているとの評価が繰り返され、質疑の中で大臣自身も、本法案は少年事件の厳罰化を図るものではないと答弁しています。

唯一の立法事実、公選法や民法の年齢引下げと合わせるというものです。しかし、法制審で委員を務めた橋爪隆参考人が述べたとおり、これは論理必然ではなく政策判断です。

少年院収容者の約六五％が中卒、高校中退者で、被害経験のある者は、本人が申告しただけでも男子で三五％、女子で五五％に上ります。発達障害や知的障害があるにもかかわらず、専門的な治療や療育を受けられなかった少年も少なくありません。こうした実態を置き去りに、来年四月に迫った成年年齢引下げをにらみ、期限ありきで進めたことに厳しく抗議するものです。

この下で、本法案は、少年法に数々のゆがみをもたらすものとなっています。

少年事件は、家裁調査官がきめ細かな社会調査を行い、個々の少年の心情や境遇など要保護性を見極め、少年院送致や保護観察といった処遇を決める基礎とします。

本法案は、事件を家裁から検察官に送り返し、成人と同じ刑事処分を行う原則逆送対象事件を大幅に拡大しようとしています。新たに短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を対象にすると言いますが、法定刑の重さを基準に一律に逆送とすることは、少年一人一人に寄り添う少年法の基本原則に反しています。

子供の権利擁護活動に携わってきた弁護士山村百合参考人は、二〇〇〇年改正で原則逆送事件が創設された現行法の下でも、調査官調査が弱体化、変質してきたと批判しています。少年の健全育成にそぐわない調査が更に広がりがねません。

本法案は、事件を家裁の保護処分に移す場合に、少年院送致などの期間の上限を犯行の軽重を考慮して定めることとしています。しかし、犯行は成人の量刑に用いられる概念であり、要保護性に応じて教育的措置を行う少年法の保護処分とは相入れません。犯行の軽重で処遇が決まることになれば、要保護性に関する調査官の社会調査や少年鑑別所の心身鑑別は形骸化することが懸念されます。保護処分の処遇は、刑事処分の考え方ではなく少年法のルールの下で決めるべきです。

本法案は、十八歳、十九歳を虐待の対象から外します。虐待とは、犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかにがわしい場所に入り込むことなどの虐待事由があり、かつ将来犯罪を犯すおそれがある場合をいい、十八歳、十九歳で少年院送致となる少年もいます。

元小田原少年院長の八田次郎氏は、次のように述べています。少年非行は減少しているが、不登校、引きこもり、いじめ、自殺、虐待は著しく増加し、貧困、競争の問題もある。少年らの生活環境は良好とは言えず、むしろ生きづらい社会になっている。抑圧が強く、少し外れると同調圧力

によってパッシングされる。居場所を失った少年に、大人が甘言を弄して近づき、犯罪に誘っていく。真犯は、少年らの生きづらい社会のセーフティネットとして機能しており、最後のとりである。

真犯は、児童養護施設における保護のように任意の措置とは異なり、強制力を用いた矯正教育であることに意義があり、法務省も、少年の保護、教育上、一定の機能、役割を果たしていると答弁しました。十八歳、十九歳を少年法の適用対象としながら真犯の対象から外すのは、立ち直りの機会を必要とする少年に冷たい法案だと言わなければなりません。

このほか、十八歳、十九歳の事件について、起訴時点で推知報道が解禁され、資格制限の緩和措置も適用しないなど、事件を刑罰化することに伴い、多くの点で更生と再犯防止、立ち直りのための少年法の意義を後退させています。加えて、本法案は被害者の権利保護を強めるものでもありません。

元非行少年の大山一誠参考人は、自らの体験を切々と語りました。両親が離婚し、着るものも食べるものにも困り、母の暴力に苦しみ、同級生に暴力を振るい、中学生になり非行に走り、十八歳で起こした傷害事件で少年院送致となったこと、刑務所とは異なり進級制の少年院では、問題を起こせば一か月単位で出院が延びていくこと、五十手前の法務教官が十代の自分たちと本気になって毎日一緒に走り回ってくれたこと、そうした中、単独室で内省していたとき、耳元で、何のために生まれてきたんだという声が聞こえ、心を入れ替える決意をしたこと、まさに育ち直りというべき体験です。

本法案は、十八歳、十九歳からこうした成長発達の間を奪い、少年の健全育成のために重要な機能を果たしてきた少年法を大きくゆがめるものです。

五月六日、家裁調査官を三十八年務めた伊藤由

紀夫さんが亡くなりました。生前、本法案について論じた書物で次のように述べています。統計的には、非行は十六歳が一番多く、十七歳以降は減少します。すなわち、十八、十九歳で非行から脱していないのは、相当多くの問題を抱えており、どう処遇、手当てしていくのかを考えさせられる、ある意味、貴重なケースです。そこを改正案では、刑事処分優先として保護処分の可能性を狭めてしまおう。実務経験者としては、十八、十九歳の事態を見ていない、そこが一番許せないし、本当は十八、十九歳の健全育成について考えていないんだと、非常に悲しい思いを持ってしまいました。

有効に機能している現行少年法を、立法事実もなく変える必要はありません。家裁調査官を増員し、様々な背景を持つ少年の性格や環境を丁寧に把握できるよう社会調査を充実させ、個々の少年の要保護性に応じた処遇を適切に行う体制整備が求められています。

少年を含む若年者やその保護者の苦難に寄り添い、生きづらさを解消する政治こそ必要であることを強調し、討論とします。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本안에賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第三 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。国土交通委員長(長崎孝さん)。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔江崎孝君登壇、拍手〕

○江崎孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備を図るため、区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直し、長期優良住宅維持保全計画の認定制度の創設、登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の合理化、特別住宅紛争処理の対象の拡大等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、既存住宅の流通促進に向けた取組、共同住宅における長期優良住宅の認定手続の変更及び既存住宅の認定制度の創設による効果、長期優良住宅の認定基準における自然災害の取扱い等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本안에賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

た。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第四 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長(森屋宏さん)。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔森屋宏君登壇、拍手〕

○森屋宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、総合的な少子化対策を推進する一環として、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができるよう割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、児童手当の特例給付に所得制限を設けることは是非、新子育て安心プランによる待機児童対策の妥当性、子育て支援等の少子化対策の在り方等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民の木戸口理事より反対、日本維新の会の高木委員より反対、国民民主党・新緑風会の矢田理事より反対、日本共産党の田村委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本안에賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議長	副議長
伊藤 岳君	山東 昭子君
武田 良介君	小川 敏夫君
柳ヶ瀬裕文君	岩渕 友君
大門実紀史君	吉良よし子君
田村 智子君	山添 拓君
紙 智子君	片山 大介君
山下 芳生君	倉林 明子君
清水 貴之君	浅田 均君
小池 晃君	井上 哲士君
室井 邦彦君	東 徹君
鈴木 宗男君	石井 章君
熊野 正士君	松沢 成文君
宮崎 勝君	音喜多 駿君
高木かおり君	梅村みづほ君
下野 六太君	安江 伸夫君
塩田 博昭君	高橋 光男君
梅村 聡君	石井 苗子君
三浦 信祐君	竹内 真二君
柴田 巧君	高瀬 弘美君
佐々木さやか君	伊藤 孝江君
杉 久武君	里見 隆治君
	河野 義博君
	矢倉 克夫君

平木 大作君	新妻 秀規君
若松 謙維君	石川 博崇君
横山 信一君	片山虎之助君
山本 博司君	浜田 昌良君
竹谷とし子君	山本 香苗君
中西 健治君	秋野 公造君
谷合 正明君	江島 潔君
西田 実仁君	山口那津男君
岡田 直樹君	松川 るい君
元榮太一郎君	中西 哲君
佐藤 啓君	橋本 聖子君
小野田紀美君	朝日健太郎君
こやり隆史君	三浦 靖君
山田 太郎君	宮島 喜文君
三木 亨君	三宅 伸吾君
宮本 周司君	森屋 宏君
舞立 昇治君	堀井 巖君
馬場 成志君	羽生田 俊君
藤川 政人君	赤池 誠章君
石井 正弘君	石田 昌宏君
中西 祐介君	高階恵美子君
大家 敏志君	上野 通子君
山谷えり子君	宮沢 洋一君
藤井 基之君	野村 哲郎君
松村 祥史君	磯崎 仁彦君
三原じゅん子君	宇都 隆史君
渡辺 猛之君	有村 治子君
櫻井 充君	丸川 珠代君
野上浩太郎君	松山 政司君
須藤 元気君	高良 鉄美君
平山佐知子君	安達 澄君
寺田 静君	岩本 剛人君
加田 裕之君	清水 真人君
藤木 眞也君	徳茂 雅之君
進藤金日子君	山田 修路君
吉川ゆうみ君	阿達 雅志君
そのだ修光君	長峯 誠君

山下 雄平君	豊田 俊郎君
堂故 茂君	大野 泰正君
高橋 克法君	太田 房江君
北村 経夫君	石井 浩郎君
長谷川 岳君	山田 俊男君
森 まさこ君	西田 昌司君
石井 準一君	水落 敏栄君
末松 信介君	牧野たかお君
青木 一彦君	二之湯 智君
中川 雅治君	世耕 弘成君
関口 昌一君	武見 敬三君
岡田 広君	嘉田由紀子君
浜田 聡君	伊波 洋一君
ながえ孝子君	渡辺 喜美君
高橋はるみ君	宮崎 雅夫君
本田 顕子君	自見はなこ君
小川 克巳君	青山 繁晴君
山田 宏君	和田 政宗君
足立 敏之君	今井絵理子君
柘植 芳文君	滝波 宏文君
滝沢 求君	高野光二郎君
古賀友一郎君	上月 良祐君
酒井 庸行君	古川 俊治君
佐藤 正久君	山本 順三君
藤末 健三君	猪口 邦子君
松下 新平君	福岡 資麿君
片山さつき君	金子原二郎君
牧山ひろえ君	衛藤 晟一君
鶴保 庸介君	芝 博一君
林 芳正君	中曽根弘文君
尾辻 秀久君	羽田 次郎君
宮口 治子君	田島麻衣子君
小沼 巧君	岸 真紀子君
塩村あやか君	石川 大我君
石垣のりこ君	森屋 隆君
横沢 高德君	小沢 雅仁君
打越さく良君	

熊谷 裕人君	勝部 賢志君
木戸口英司君	古賀 之士君
杉尾 秀哉君	吉田 忠智君
真山 勇一君	斎藤 嘉隆君
森本 真治君	徳永 エリ君
江崎 孝君	田名部匡代君
難波 奨二君	吉川 沙織君
川田 龍平君	蓮 舫君
青木 愛君	水岡 俊一君
森 ゆうこ君	那谷屋正義君
福山 哲郎君	福島みずほ君
郡司 彰君	長浜 博行君
鉢呂 吉雄君	田村 まみ君
伊藤 孝恵君	芳賀 道也君
矢田わか子君	浜口 誠君
舟山 康江君	磯崎 哲史君
上田 清司君	宮沢 由佳君
浜野 喜史君	川合 孝典君
榛葉賀津也君	小西 洋之君
石橋 通宏君	足立 信也君
大塚 耕平君	有田 芳生君
野田 国義君	小林 正夫君
柳田 稔君	木村 英子君
船後 靖彦君	
法務大臣	上川 陽子君
厚生労働大臣	田村 憲久君
国土交通大臣	赤羽 一嘉君
国務大臣	坂本 哲志君
(内閣府特命担当大臣(少子化対策))	
国務大臣	井上 信治君
(内閣府特命担当大臣(消費安全))	
副大臣	三ッ林裕巳君
内閣府副大臣	

議長の報告事項	一昨十九日議長は、議員羽田雄一郎君に対し同日議決した弔詞をささげた。
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
総務委員	山田 修路君 補欠 岡田 直樹君
市田 忠義君	伊藤 岳君
経済産業委員	進藤金日子君 補欠 衛藤 晟一君
野上浩太郎君 辞任	末松 信介君 補欠 石井 正弘君
高橋 光男君	関口 昌一君 補欠 柘植 芳文君
宮崎 雅夫君	下野 六太君 補欠 西田 実仁君
伊藤 岳君	市田 忠義君
法務委員	
三浦 靖君	進藤金日子君 補欠
外交防衛委員	
森本 真治君 補欠 福山 哲郎君	
山口那津男君	高橋 光男君
財政金融委員	
青木 一彦君 補欠 野上浩太郎君	
石井 正弘君	末松 信介君
厚生労働委員	
岩本 剛人君 補欠 三浦 靖君	
清水 真人君	宮崎 雅夫君
農林水産委員	
宮崎 雅夫君 補欠 島村 大君	
高橋 光男君	山口那津男君
経済産業委員	
野上浩太郎君 補欠 青木 一彦君	

国土交通委員 福山 哲郎君 森本 真治君

辞任 補欠

衛生 衛藤 晟一君 岩本 剛人君

島村 大君 清水 真人君

西田 実仁君 下野 六太君

環境委員 補欠

辞任 補欠

柘植 芳文君 関口 昌一君

予算委員

辞任 補欠

岡田 直樹君 山田 修路君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

和田 政宗君 山田 宏君

補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 吉川 沙織君 (吉川沙織君の補欠)

理事 倉林 明子君 (倉林明子君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセブルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を

改正する交換公文の締結について承認を求めるの件(閣条第一二号)

外交防衛委員会に付託

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)

文教科学委員会に付託

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第二二一号)

厚生労働委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童対象性犯罪等の防止を図るための児童福祉法等の一部を改正する等の法律案(丹山康江君外二名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地域域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

ヘイトクライムに関する質問主意書(有田芳生君提出)(第七〇号)

日朝平壤宣言に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第七一〇号)

日本国内で使われる新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する質問主意書(船後靖彦提出)(第七一〇号)

君提出(第七二二号)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地域域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

昨日二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

岡田 直樹君 宮島 喜文君

補欠

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

伊藤 岳君 市田 忠義君

補欠

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

伊藤 岳君 市田 忠義君

補欠

辞任 補欠

衛藤 晟一君 三浦 靖君

滝波 宏文君 石井 準一君

山崎 正昭君 進藤金日子君

岸 真紀子君 難波 奨二君

西田 実仁君 下野 六太君

市田 忠義君 伊藤 岳君

法務委員

辞任 補欠

進藤金日子君 藤木 眞也君

難波 奨二君 岸 真紀子君

外交防衛委員 辞任 補欠

高橋 光男君 山口那津男君

財政金融委員 辞任 補欠

中西 祐介君 古川 俊治君

厚生労働委員 辞任 補欠

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

古川 俊治君

令和三年五月二十一日 参議院会議録第二十四号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案

二〇

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(閣法第三三号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第一八号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(閣法第一七号) 審査報告書

少年法等の一部を改正する法律案(閣法第三五号) 審査報告書

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二五号) 審査報告書

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第一四号) 審査報告書

審査報告書

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年五月二十日

厚生労働委員長 小川 克巳
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医師の長時間労働等の状況に鑑

み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、医師の労働時間の短縮及び健康確保のための制度の創設、各医療関係職種の見直し等の措置を講ずるとともに、外来医療の機能の明確化及び連携の推進のための報告制度の創設、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に関する支援の仕組みの強化等の措置を講じようとするものである。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、令和三年度一般会計予算に、医療介護提供体制改革推進交付金の内数として百九十五億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、医療機関に勤務する医師に対する時間外労働の上限規制の適用に当たっては、大学病院等が地域の医療機関から医師を引き揚げるなどにより、地域の医療提供体制に影響を及ぼすことがないよう、特定労務管理対象機関の指定制度の趣旨を周知徹底するとともに、地域の医療提供体制の確保のために必要な支援を行うこと。

二、医療機関勤務環境評価センターの指定に当たっては、当該指定を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人が、労働時間短縮計画案の策定に当たって、現場の医師等の意見聴取が適切に行われたかどうかを確認し、医療機関における医師の長時間労働の実態及び労働時間短縮の取組状況を客観的に分析・評価する体制が整備されているとともに、労務に関する知見等に基づき評価可能な体制を有している法人を指定すること。また、同センターと都道府県の医療勤務環境改善支援センターとの役割分担を明

確にし、両センターが連携して機能を果たせるよう取組を進めること。

三、労働時間短縮計画の案については、対象となる医師の時間外労働の上限規制及び当該労働時間短縮計画の案の内容について十分な説明が行われ、対象となる医師からの意見聴取等により、十分な納得を得た上で作成されるべきであることを指針で明確にし、その周知徹底を図ること。

四、地域医療確保暫定特例水準の指定を受けた医療機関において労使が締結する三六協定で定める時間外・休日労働時間数については、当該医療機関における地域医療確保暫定特例水準の対象業務に必要とされる時間数であることを合理的に説明できる必要があるとともに、当該医療機関の労働時間短縮の取組の実績に応じて協定時間数を見直すべきことを指針において明確にすること。

五、令和十七年度末を目標とする地域医療確保暫定特例水準の解消に向けた時間外・休日労働時間の短縮を着実かつ計画的に進めるため、関係自治体及び医療機関に必要な十分な支援を行うとともに、定期的に各医療機関における医師の労働時間の短縮の実態調査を行い、課題を明らかにした上で、当該水準における時間外労働の上限の段階的見直しを検討すること。また、集中的技能向上水準については、医師の労働時間の短縮の実態を踏まえつつ、その将来的な縮減に向けた検討に着手すること。

六、長時間労働となる医師に対する面接指導の実施においては、医療機関の管理者及び面接指導対象医師が、第三条による改正後の医療法附則第八八条が求める義務に誠実に従うよう都道府県による指導の徹底を確保すること。加えて、労働時間の記録・申告が適切かつ確実に行われるよう、必要かつ十分な支援を提供すること。また、面接指導実施医師が「措置不要・通常勤務」以外の判定・報告を行った場合には、医療

機関の管理者はその判定・報告を最大限尊重し、面接指導対象医師の健康確保のため適切な対応を行うべきであることを指針等で明確にし、都道府県による指導の徹底を確保すること。

七、医療機関の管理者が良質な医療を提供する観点から必要と認めるときは、当該医療機関に勤務する医師のうち、時間外・休日労働の上限が九百六十時間以下の水準が適用されるものについての労働時間短縮計画も自主的に作成し、同計画に基づいて取組を進めることが望ましい旨を指針において明確にし、その周知徹底を図るとともに、更なる労働時間の短縮に向け継続的に支援を行うこと。

八、医師の夜間勤務、特に、第二次救急医療機関や急性期病院における夜間勤務については、通常の勤務時間と同様の業務を行う場合には時間外労働として扱うなど、労働時間の適切な管理が必要なる旨を周知徹底するとともに、交代制勤務を導入する等により、夜間勤務の負担軽減を図る医療機関に対し、必要な支援を行うこと。

九、医師の労働時間短縮を着実に進めるために、現行制度下におけるタスクシフトやタスクシェアの普及を推進するとともに、全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるよう、更なるタスクシフトやタスクシェアについて、諸外国の例を研究しつつ必要な検討を行うこと。その際、各医療専門職の労働時間への影響に十分留意すること。

十、医師の労働時間短縮に向けた医療機関内のマネジメント改革を進めるため、医療機関の管理者、中間管理職の医師等に対し、労働法制に関する研修・教育を推進すること。また、医療機関において管理職の地位にある勤務医が、労働基準法上の管理監督者には該当しないにもかかわらず、労働時間規制が適用除外されるものと取り扱われることがないよう周知・啓発を行う

こと。

十一、医療機関における医師の時間外労働・休日労働に対する割増賃金の支払状況や、健康確保措置の実施状況などの実態を踏まえ、医療機関が労働法制を遵守しつつ、医師、看護師等の医療従事者を確保できるよう、診療報酬における対応も含め、医療機関への財政支援措置を講ずること。

十二、診療以外の研究、教育においても重要な役割を担う大学病院において労働時間短縮の取組を着実に進めるため、大学病院における医師の働き方の諸課題について文部科学省と厚生労働省が連携して速やかに検討を開始するとともに、その検討結果に基づいて財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。

十三、在宅医療や看取りなど地域包括ケアを進める上で重要な役割を担う診療所の医師の働き方改革についても検討を加え、その結果に基づいて必要な支援を行うこと。

十四、医学部教育と臨床研修を切れ目なくつなぐ観点から、医学部における共用試験の公的化を踏まえ、診療参加型臨床実習に即した技能習得状況を確保するための試験の公的化を含め、医師国家試験の在り方を速やかに検討すること。

十五、医療機関における育児休業制度の規定状況、利用状況等について調査を実施し、臨床研修以降の研さん期間中の医師が育児休業を取得しやすくなるような方策の検討を含め、出産・育児期の女性医師を始めとする子育て世代の医療従事者が、仕事と出産・子育てを両立できる働きやすい環境を整備するとともに、就業の継続や復職に向けた支援策等の充実を図ること。

十六、外来機能の明確化・連携に当たっては、診療科ごとの外来医療の分析、紹介・逆紹介の状況の分析等ができる限り行うとともに、紹介を基本とする医療機関からの逆紹介の促進を図ること。また、かかりつけ医療機能を発揮している事例等を調査・研究し、その好事例の横展開を

図るとともに、国民・患者がかかりつけ医療機能を担う医療機関等を探しやすくするための医療情報の提供内容等の在り方について検討すること。

十七、地域医療構想については、各地域において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた医療提供体制に係る課題を十分に踏まえ、地域包括ケアの観点も含めた地域における病床の機能の分化及び連携の推進の在り方について検討し、その結果を踏まえつつ、必要な取組を進めること。また、検討に当たっては、地域の様々な設置主体の医療機関の参画を促すこと。

十八、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた医療提供体制に係る課題を十分に踏まえ、地域の医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携、医師の地域間及び診療科間の偏在の是正に係る調整の在り方その他地域における良質かつ適切な医療を提供する体制の確保に關し必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

十九、都道府県における適切な医療提供体制の確保を図る観点から、第八次医療計画における五疾病・六事業については、ロジックモデル等のツールを活用した実効性ある施策の策定など、医療提供体制の政策立案から評価、見直しに至るPDCAサイクルの実効性の確保に努めること。

二十、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等に伴い医療機関が厳しい経営状況に置かれていることに鑑み、医療機関の経営状況について速やかに把握し、その状況等を踏まえ、医療機関に対し財政上の支援等必要な措置を講ずること。また、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延した場合等において医療提供体制の確保を図るため、医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置の在り方を検討すること。

二十一、将来に向けて、質の高い地域医療提供体制を守るため、医師の働き方改革や医師の偏在対策、地域医療構想、外来医療の機能の明確化・連携などを丁寧かつ着実に進めることが重要であり、それらを医療機関に寄り添って進める都道府県の業務体制の強化を推進すること。右決議する。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和三年四月八日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律

(医療法の一部改正)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第百四条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則に次の二条を加える。

第百五条 厚生労働大臣は、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、当分の間において国及び都道府県並びに病院又は診療所の管理者その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

第百六条 都道府県は、当分の間、第三十条の

第十四第二項、第三十条の十八の二第一項及び第三十条の二十三第一項の協議を行うに当たっては、前条の指針を勘案するものとする。

第二条 医療法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の十八の二の下に」―第三十条の十八の四―を加える。

第二十九条第三項第三号及び第四項第三号中「又は第三十条の十三第五項」を「第三十条の十三第五項又は第三十条の十八の二第二項」に改める。

第三十条の三の二に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前条第二項第七号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があるとき、又はこれを要するときは、都道府県知事又は第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等若しくは第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第三十条の十八の二第一項又は第三十条の十八の三第一項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の五中「第三十条の十八の二第一項」を「第三十条の十八の四第一項」に改める。

第三十条の十三第一項中「一般病床又は療養病床を「療養病床又は一般病床」に改める。

第三十条の十四第一項中「第三十条の十八の二第三項」を「第三十条の十八の四第三項」に、

「第三十条の十八の二第二項」を「第三十条の十八の四第一項」に改める。

第三十条の十八の二第二項中「第二号」を「第三号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項中

第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「病院」を「前号に掲げるもののほか、病院」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十条の十八の二第一項及び前条第一項の規定による報告を踏まえた第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

第五章第四節第三十条の十八の二を第三十条の十八の四とし、同条の前に次の二条を加える。

第三十条の十八の二 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの(以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。)の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該外来機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 当該外来機能報告対象病院等において提供する外来医療のうち、その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用するものとして厚生労働省令で定める外来医療に該当するものの内容

二 当該外来機能報告対象病院等が地域において前号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

2 都道府県知事は、外来機能報告対象病院等の管理者が前項(第二号に係る部分を除く。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該外来機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

3 第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中

「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

第三十条の十八の三 患者を入院させるための施設を有しない診療所(以下この条において「無床診療所」という。)の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の都道府県知事に報告することができる。

一 当該無床診療所において提供する外来医療のうち、前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療に該当するものの内容

二 当該無床診療所が地域において前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

2 第三十条の十三第三項及び第四項の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは、「無床診療所」と読み替えるものとする。

第九十二条中「第三十条の十三第五項」の下に「又は第三十条の十八の二第二項を加える。」

第九十六条中「第三十条の十八の二第一項」を「第三十条の十八の四第一項」に改める。

附則に次の十九条を加える。

第七百七条 厚生労働大臣は、当分の間、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮するための病院又は診療所における取組を評価することにより医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に

規定する業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、医療機関勤務環境評価センターとして指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該医療機関勤務環境評価センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 医療機関勤務環境評価センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第八百八条 医療機関勤務環境評価センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 病院又は診療所の管理者からの求めに応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を行うこと。

二 病院又は診療所における医師の労働時間の短縮のための取組について、病院又は診療所の管理者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、病院又は診療所における医師の労働時間の短縮を促進するための業務を行うこと。

2 医療機関勤務環境評価センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつては、第五百五条の指針を勘案しなければならない。

第九百九条 医療機関勤務環境評価センターは、前条第一項第一号の評価を行ったときは、遅滞なく、当該評価に係る病院又は診療所の管理者及び当該病院又は診療所の所在地の都道

府県知事に対して、その評価の結果を通知しなければならない。

第九百十條 医療機関勤務環境評価センターは、第九百八条第一項第一号の評価を受けようとする者から、医療機関勤務環境評価センターが厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数を徴収することができる。

第九百一十條 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第九百九条の規定により通知された評価の結果を公表しなければならない。

2 都道府県知事は、第九百九条の規定による評価の結果の通知を受けたときは、当該評価に係る病院又は診療所に対し、必要に応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮に有用な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

3 都道府県又は第三十条の二十一第二項の規定による委託を受けた者は、当分の間、同条第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、同条第三項各号に掲げる事項に加え、第一項の規定により公表された評価の結果について特に留意するものとする。

第九百一十二條 医療機関勤務環境評価センターは、第九百八条第一項各号に掲げる業務(以下「評価等業務」という。)を行うときは、その開始前に、評価等業務の実施方法に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項について評価等業務に関する規程(次項及び第九百二十二条第一項第三号において「業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が評価等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、当該業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第百十三条 医療機関勤務環境評価センター

は、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、評価等業務に關し事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、評価等業務に關し事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第百十四条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務以外の業務を行つてゐる場合には、当該業務に係る経理と評価等業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第百十五条 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働大臣の許可を受けなければ、評価等業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第百十六条 医療機関勤務環境評価センターの役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、評価等業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第百十七条 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働省令で定めるところにより、評価等業務の一部を、厚生労働大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第百十八条 医療機関勤務環境評価センターには、評価等業務諮問委員会を置かなければならない。

2 評価等業務諮問委員会は、医療機関勤務環境評価センターの代表者の諮問に応じ、評価

等業務の実施方法、評価等業務に基づく評価の結果その他評価等業務の実施に關する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を医療機関勤務環境評価センターの代表者に述べることができる。

3 評価等業務諮問委員会の委員は、医療に關して高い識見を有する者、労働に關して高い識見を有する者その他学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、医療機関勤務環境評価センターの代表者が任命する。

第百十九条 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、評価等業務に關し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第百二十条 厚生労働大臣は、評価等業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、医療機関勤務環境評価センターに對し、評価等業務若しくは資産の状況に關し必要な報告を命じ、又は当該職員に、医療機関勤務環境評価センターの事務所に立ち入り、評価等業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第六条の二十四第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第百二十一条 厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、医療機関勤務環境評価センターに對し、評価等業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第百二十二条 厚生労働大臣は、医療機関勤務環境評価センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第百七条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 評価等業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この法律の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、又は第百二十二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで評価等業務を行つたとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第百二十三条 第百七条から前条までに規定するもののほか、医療機関勤務環境評価センターに關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百二十四条 第百十六條又は第百十七條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百二十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした医療機関勤務環境評価センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第百十五條の許可を受けないで、評価等業務の全部を廃止したとき。

二 第百十九條の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第百二十條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三条 医療法の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第二号中「第十一条第二号若しくは」を「第十一条第一項第二号若しくは」に、「第十一条第二号の」を「第十一条第一項第二号の」に改める。

第百二十五条第一号中「第百十五條」を「第百三十八條」に改め、同条第二号中「第百十九條」を「第百四十二條」に改め、同条第三号中「第百二十條第一項」を「第百四十三條第一項」に改め、同条を第百四十九條とする。

第百二十四條中「第百十六條又は第百十七條第二項」を「第百二十一條第三項、第百三十九條又は第百四十條第二項」に改め、同条を第百四十七條とし、同条の次に次の一條を加える。

第百四十八條 第百一十一條又は第百二十六條の規定に基づく命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百二十三條中「第百七條」を「第百三十條」に改め、同条を第百四十六條とする。

第百二十二條第一項中「第百七條第一項」を「第百三十條第一項」に改め、同項第三号中「第百十二條第一項」を「第百三十五條第一項」に改め、同条を第百四十五條とする。

第百二十一條を第百四十四條とし、第百十三條から第百二十條までを二十三條ずつ繰り下げる。

第百十二條第一項中「第百八條第一項各号」を「第百三十一條第一項各号」に、「第百二十二條第一項第三号」を「第百四十五條第一項第三号」に改め、同条を第百三十五條とする。

第百十一條第一項及び第二項中「第百九條」を「第百三十二條」に改め、同条を第百三十四條とする。

第百十條中「第百八條第一項第一号」を「第百三十一條第一項第一号」に改め、同条を第百三十三條とする。

百三十一条とし、第七百七条を第百三十条とし、第六百六条の次に次の二十三条を加える。

第七百七条 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師の健康状態を把握し、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

第七百八条 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、各月の労働時間の状況が厚生労働省令で定める要件に該当する者(以下この条において「面接指導対象医師」という。)に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師(面接指導対象医師)に対し、面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに依りて面接により必要な指導を行うこと)を行う(以下同じ。)を行うのに適切な者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。以下この条において「面接指導実施医師」という。)による面接指導を行わなければならない。

2 面接指導対象医師は、前項の規定により病院又は診療所の管理者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、当該管理者の指定した面接指導実施医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の面接指導実施医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を当該管理者に提出したときは、この限りでない。

3 病院又は診療所の管理者は、面接指導実施医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、面接指導対象医師の労働時間に関する情報その他の面接指導実施医師が面接指導を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

4 病院又は診療所の管理者は、第一項又は第二項ただし書の規定による面接指導の結果に

基づき、当該面接指導対象医師の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、面接指導実施医師の意見を聴かなければならない。

5 病院又は診療所の管理者は、前項の規定による面接指導実施医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導対象医師の実情を考慮して、厚生労働省令で定めるところにより、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じなければならない。

6 病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師について、各月の当該面接指導対象医師の労働時間の状況が特に長時間であるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、労働時間の短縮のために必要な措置を講じなければならない。

7 病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項ただし書の規定による面接指導、第四項の規定による面接指導実施医師の意見の聴取並びに前二項の規定による措置の内容を記録し、これを保存しなければならない。

8 面接指導対象医師に対し、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条の八第一項の規定による面接指導(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限り)が行われている場合には、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による面接指導を行うことを要しない。

第九百九条 病院又は診療所の管理者は、地域の病院又は診療所において前条第一項の規定による面接指導が適切に実施されるよう、第五十条の指針に従い、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第十百十条 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況(一年の期間に係るものに限る。第百二十三条第一項において同じ。)が厚生労働省令で定める要件に該当する者(同項に規定する特定対象医師を除き、以下この条において「対象医師」という。)に対し、当該対象医師ごとに厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定めるところにより、継続した休息時間を確保するよう努めなければならない。ただし、当該業務の開始から厚生労働省令で定めるところにより対象医師を宿日直勤務(厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項並びに第百二十三条第一項及び第三項において同じ。)に従事させる場合は、この限りでない。

2 病院又は診療所の管理者は、対象医師に対し、前項に規定する休息時間を確保しなかつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事後において、これに相当する休息時間を確保するよう努めなければならない。

3 第一項ただし書の規定において、当該病院又は診療所の管理者は、当該宿日直勤務中に、当該対象医師を労働させたときは、当該宿日直勤務後に、当該対象医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、必要な休息時間を確保するよう努めなければならない。

第百十一条 都道府県知事は、病院又は診療所の管理者が、正当な理由がなく、第七百七条に規定する必要な体制の整備をしていないと認めるとき、第百八条第一項の規定による面接指導を行っていないと認めるとき(同条第二項ただし書の規定する書面が提出されている場合及び同条第八項に規定する場合を除く。)又は同条第六項に規定する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者に対し、期限を定めて、その改善

に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第百十二条 第百八条から第百十条までに規定するもののほか、第百八条第一項の規定による面接指導の実施又は第百十条第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による休息時間の確保に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百十三条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいづれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあるとして認められる病院又は診療所(当該都道府県の区域に所在するものに限る。)を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

一 救急医療
二 居宅等における医療
三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

2 前項の規定による指定の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、同項に規定する業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画(以下「労働時間短縮計画」という。)の案を添えてしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請に係る病院又は診療所が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、同項の規定による指定をすることができる。

一 前項の労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること
その他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。

二 第百八条第一項の規定による面接指導並びに第百二十三条第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。

三 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものがないこと。

4 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに当たつては、第百三十二条の規定により通知を受けた同項の申請に係る病院又は診療所の評価の結果を踏まえなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

7 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、第百三十条第一項の医療機関勤務環境評価センター(第百十六条第一項において単に「医療機関勤務環境評価センター」という。)に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

第百十四条 特定地域医療提供機関の管理者は、前条第一項の規定による指定を受けた後、遅滞なく、労働時間短縮計画を定めなければならない。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前二条の規定は、第一項の規定による指定の更新について準用する。

第百十六条 特定地域医療提供機関の開設者は、第百十三条第一項に規定する業務の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定地域医療提供機関の指定をした都道府県知事の承認を受けなければならない。この場合において、当該特定地域医療提供機関の管理者は、あらかじめ、当該特定地域医療提供機関に勤務する医師その他の関係者の意見を聴いて、労働時間短縮計画の見直しのための検討を行い、必要な変更を加えるとともに、厚生労働省令で定めるところにより、医療機関勤務環境評価センターによる第百三十一条第一項第一号の評価を受けなければならない。

2 第百十三条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による承認について準用する。この場合において、同条第二項中「同項」とあるのは「第百十三条第一項」と、同項及び同条第三項第一号中「の案」とあるのは「の変更の案」と読み替へるものとする。

第百十七条 都道府県知事は、特定地域医療提供機関が次のいずれかに該当するときは、第百十三条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第百十三条第一項に規定する業務がなくなつたと認められるとき。

二 第百十三条第三項各号に掲げる要件を欠くに至つたと認められるとき。

三 指定に関し不正の行為があつたとき。

四 特定地域医療提供機関の開設者が第百十一条又は第百二十六条の規定に基づく命令に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を

取り消すに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第百十八条 都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣(医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限り。)を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所(当該都道府県の区域に所在するものに限る。)を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関として指定することができる。

2 第百十三条第二項から第七項まで、第百十四条及び第百十五条の規定は前項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定について、第百十六条の規定は連携型特定地域医療提供機関の同項に規定する派遣をされる医師の業務の変更について、前条の規定は同項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第百十三条第二項に規定する業務に従事する医師とあるのは「他の病院又は診療所に派遣される医師(第百十八条第一項に規定する派遣に係るものに限る。)」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第百十八条」と、前条第一項第一号中「第百十三条第一項に規定する業務がなくなつた」とあるのは「次条第一項に規定する医師の派遣が行われなくなつた」と、同条第二号中「第百十三条第三項各号」とあるのは「次条第二項において準用する第百十三条第三項各号」と読み替へるものとする。

第百十九条 都道府県知事は、当分の間、次の

各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの(当該都道府県の区域に所在するものに限り。)を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、技能向上集中研修機関として指定することができる。

一 医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける医師

二 医師法第十六条の十一第一項の研修を行う病院又は診療所 当該研修を受ける医師

第百十三条第二項から第七項まで、第百十四条及び第百十五条の規定は前項の規定による技能向上集中研修機関の指定について、第百十六条の規定は技能向上集中研修機関の同項に規定する業務の変更について、第百十七条の規定は同項の規定による技能向上集中研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第百十三条第二項中「同項に規定する業務に従事する」とあるのは「第百十九条第一項に規定する業務に従事する同項各号に定めるところ」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第百十九条」と、第百十七条第一項第一号中「第百十三条第一項」とあるのは「第百十九条第一項」と、同条第二号中「第百十三条第三項各号」とあるのは「第百十九条第二項において準用する第百十三条第三項各号」と読み替へるものとする。

第百二十条 都道府県知事は、当分の間、特定分野(医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。)における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師(当該研修を受けることが適

当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがある」と認められるもの(当該都道府県の区域に所在するものであつて、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。)を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができる。

2 第百十三条第二項から第七項まで、第百十四条及び第百十五条の規定は前項の規定による特定高度技能研修機関の指定について、第百十六条の規定は特定高度技能研修機関の同項に規定する業務の変更について、第百十七条の規定は同項の規定による特定高度技能研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第百十三条第二項中「同項に規定する業務に従事する」とあるのは「第百二十条第一項に規定する業務に従事する同項に規定する研修を受ける」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第百二十条」と、第百十七条第一項第一号中「第百十三条第一項」とあるのは「第百二十条第一項」と、同項第二号中「第百十三条第三項各号」とあるのは「第百二十条第二項において準用する第百十三条第三項各号」と読み替えるものとする。

第百二十一条 前条第一項の確認を受けようとする病院又は診療所は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。い。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の確認に係る事務の全部又は一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る

事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第百二十二条 特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関(以下「特定労務管理対象機関」と総称する。)の管理者は、労働時間短縮計画に基づき、医師の労働時間の短縮のための取組を実施しなければならない。

2 特定労務管理対象機関の管理者は、三年を超えない範囲内で厚生労働省令で定める期間ごとに、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いた上で、労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行い、必要があると認めるときは、労働時間短縮計画の変更とともに、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更後の労働時間短縮計画を当該特定労務管理対象機関の指定をした都道府県知事に提出しなければならない。

3 特定労務管理対象機関の管理者は、前項の規定により労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行った結果、その変更をする必要がないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該特定労務管理対象機関の指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

第百二十三条 特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況が厚生労働省令で定める要件に該当する者(以下この条及び次条において「特定対象医師」という。)に対し、当該特定対象医師ごとに厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより、継続した休息時間を確保しなければならない。ただし、当該業務の開始から厚生労働省令で定め

る時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより特定対象医師を宿日直勤務に従事させる場合は、この限りでない。

2 特定労務管理対象機関の管理者が、厚生労働省令で定めるやむを得ない理由により、前項の規定により確保することとした休息時間(以下この項において「休息予定時間」という。)中に特定対象医師を労働させる必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、当該休息予定時間中に当該特定対象医師を労働させることができる。この場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該休息予定時間の終了後に、当該特定対象医師に対し、当該休息予定時間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息時間を確保しなければならない。

3 第一項ただし書の場合において、当該特定労務管理対象機関の管理者は、当該宿日直勤務中に、当該特定対象医師を労働させたときは、当該宿日直勤務後に、当該特定対象医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、必要な休息時間を確保するよう配慮しなければならない。

4 災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関の所在地の都道府県知事の許可を受けて、その必要の限度において第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保を行わないことができる。ただし、事態急迫のために当該都道府県知事の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

5 前項ただし書の規定による届出があつた場合において、都道府県知事が第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保を行わなかつたことを不適当と認めるときは、その後に必要な休息時間を確保すべきことを、

命ずることができる。

第百二十四条 特定労務管理対象機関の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、特定対象医師に対する前条第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第百二十五条 特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち複数の病院又は診療所に勤務する者に係る第百二十三条第一項本文及び第二項後段に規定する休息時間を適切に確保するため必要があると認めるときは、当該医師が勤務する他の病院又は診療所の管理者に対し、必要な協力を求めることができる。

2 病院又は診療所の管理者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

第百二十六条 都道府県知事は、特定労務管理対象機関の管理者が、正当な理由がなく、第百二十三条第一項本文又は第二項後段に規定する休息時間の確保を行っていないと認めるときは、当該特定労務管理対象機関の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第百二十七条 第二十四条の二及び第三十条の規定の適用については、当分の間、第二十四条の二第一項中「又は前条第一項」とあるのは「前条第一項、第百十一条又は第百二十六条」と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しくは第三項」とあるのは「第二十九条第一項若しくは第三項、第百十一条又は第百二十六条」とする。

第百二十八条 特定地域医療提供機関において第百十三条第一項に規定する業務に従事する医師、連携型特定地域医療提供機関から他の病院又は診療所に派遣される医師第百十八条第一項に規定する派遣に係るものに限

る。技能向上集中研修機関において第九十九条第一項に規定する業務に従事する医師又は特定高度技能研修機関において第二百二十条第一項に規定する業務に従事する医師についての労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第四百四十一条の規定の適用については、当分の間、同条第二項中「を勘案して」とあるのは「並びに医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二百二十二条第一項に規定する特定労働管理対象機関(次項において単に「特定労働管理対象機関」という。)における業務の性質を勘案して」と、同条第三項中「を勘案して」とあるのは「並びに特定労働管理対象機関における業務の性質を勘案して」とする。

第二百二十九条 第二百三十三条から前条までに規定するもののほか、特定労働管理対象機関の指定に関する申請の手続その他特定労働管理対象機関に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則に次の一条を加える。

第五百五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四百八十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(介護保険法の一部改正)

第四条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条を附則第十六条とする。

附則第十四条第二項中「附則第十二条第七項」を「附則第十三条第七項」に改め、同条第五項中「附則第十二条第八項」を「附則第十三条第八項」に改め、同条を附則第十五条とする。

附則第十三条第二項中「附則第十一条第七項」を「附則第十二条第七項」に改め、同条第五項中「附則第十一条第八項」を「附則第十二条第八項」に改め、同条を附則第十四条とする。

令和三年五月二十一日 参議院会議録第二十四号

附則第十二条第二項第一号中「附則第十四条第二項各号」を「附則第十五条第二項各号」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第十一条第二項第一号中「附則第十三条第二項各号」を「附則第十四条第二項各号」に改め、同条を附則第十二条とする。

附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条の次に次の一条を加える。

(医療法の準用等)

第十条 医療法第七十七条、第八十条及び第八十一条から第十二条までの規定は、介護老人保健施設及び介護医療院について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二百五条及び第二百四十四条の八の規定の適用については、当分の間、第二百五条中「及び第四百四十一条」とあるのは、「第四百四十一条及び附則第十条第一項において準用する同法第四百四十一条」と、第二百四十四条の八中「及び第四百四十一条の六第一項」とあるのは、「第四百四十一条の六第一項及び附則第十条第一項において準用する同法第四百四十一条」とする。

附則に次の見出し及び二条を加える。

(罰則)

第十七条 附則第十条第一項において準用する医療法第二百二十二条の規定に基づく命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(医師法の一部改正)

第五条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十三條の三」を「第三十三條の四」

に改める。

第十七条の次に次の二条を加える。

第十七条の二 大学において医学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医療(政令で定めるものを除く。次条において同じ。)をすることができ

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十七条の三 前条第一項の規定により医療をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により医療をする者でなくなつた後においても、同様とする。

本則中第三十三條の三を第三十三條の四とし、第三十三條の二を第三十三條の三とし、第三十三條の次に次の一条を加える。

第三十三條の二 第十七條の三の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六条 医師法の一部を次のように改正する。

第十一条 第一号中「者」の下に「(大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの)」を第十七條の二において「共用試験」という。に合格した者に限る。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十二条中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改める。

第十六条の十一 第一項中「医師が」の下に、「長時間にわたる労働により健康を損なうことなく、」を加える。

第十七条の二 第二項中「当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの」を「共用試験」に改め、同条第二項を削る。

第十七条の三 中「前条第一項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改める。

(歯科医師法の一部改正)

第七条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 免許(第二条―第八条)

第三章 試験(第九条―第十六条)

第三章の二 臨床研修(第十六条の二―第十六条の六)

第四章 業務(第十七条―第二十三条の二)

第五章 歯科医師試験委員(第二十四条―第二十八条)

第五章の二 雑則(第二十八条の二―第二十八条の三)

第六章 罰則(第二十九条―第三十一条の四)

附則 第十一條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十六條の二第一項」の下に「及び第十七條の二第一項」を加える。

第十七條の次に次の二條を加える。
第十七條の二 大学において歯学を専攻する学

生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医療（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることが出来る。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十七条の三 前条第一項の規定により歯科医療をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により歯科医療をする者でなくなつた後においても、同様とする。

本則第三十一条の三を第三十一条の四とし、第三十一条の二を第三十一条の三とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 第十七条の三の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第八条 歯科医師法の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「第十六条の二第一項及び第十七条の二第一項において」を「以下」に改め、「若」の下に「（大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの（第十七条の二において「共用試験」という。）に合格した者に限る。）」を加え、同条

に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十二条中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改める。

第十七条の二第二項中「当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの」を「共用試験」に改め、同条第二項を削る。

第十七条の三 前条第一項を「前条」に、「同項」を「同条」に改める。

第九条 診療放射線技師法の一部改正

第二百二十六号の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「アルファ線」を「アルファ線」に改め、同項第四号中「エックス線」を「エックス線」に改め、同条第二項中「を人体に對して」を「の人体に對する」に改め、「又は放射性同位元素その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。」を削り、「そう入して行なう」を「挿入して行う」に、「する」を「を」に改める。

第二十四条の二第一号中「磁気共鳴画像診断装置」の下に、「超音波診断装置」を加える。

第二十六条第一項中「を人体に對して照射して」を「の人体に對する照射をして」に改め、同条第二項第一号中「エックス線」を「エックス線」に、「場合」を「とき」に改め、同項第二号中「胸部エックス線検査」を「胸部エックス線検査」に、「エックス線」を「エックス線」に改め、同項第三号中「エックス線」を「エックス線」に改め、同項に次の一号を加える。

四 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して超音波診断装置その他の画像によ

る診断を行うための装置であつて厚生労働省令で定めるものを用いた検査を行うとき。

第二十八条第一項中「を人体に對して照射した」を「の人体に對する照射をして」に改める。

（臨床検査技師等に関する法律の一部改正）

第十条 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二十条の二第一項」を「第二十条の二第一項第二号」に改める。

第二十条の二第一項中「採血及び検体採取（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）並びに第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査」を、「次に掲げる行為（第一号、第二号及び第四号に掲げる行為にあつては、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 採血を行うこと。
二 検体採取を行うこと。

三 第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うこと。

四 前三号に掲げる行為に関連する行為として厚生労働省令で定めるものを行うこと。

（臨床工学技士法の一部改正）

第十一条 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「操作」の下に「及び生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置（生命維持管理装置を除く。）の操作（当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去を含む。）として厚生労働省令で定めるもの（医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）」を加える。

（救急救命士法の一部改正）

第十二条 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又はその生命が」を「若しくはその生命が」に、「及び第四十四条第二項」を「並びに第四十四条第二項及び第三項」に、「又は診療所」を「若しくは診療所」に改め、「の間」の下に「又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。同条第二項及び第三項において同じ。）」を加える。

第四十四条第二項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「の間」の下に「又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間」を加え、同条に次の一項を加える。

3 病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行うとするとときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所の管理者が実施する医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項その他の重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命士が救急救命処置を行うために必要な事項として厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならない。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正）

第十三条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 特定民間施設の整備（第十二条―第二十二條）」を「第三章 特定民間施設の整備（第十二条―第二十二條）」に改める。

認定（第十二条の二―第二十一條の十）を整備（第十二条―第二十二條）に改める。

第四条第二項第二号イ中「地域医療構想」の下に「(以下単に「地域医療構想」という。)」を加え、同号中へをトとし、ロからホまでをハからヘまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 地域医療構想の達成に向けた医療機関

(地域における病床の機能(医療法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。))の分化及び連携を推進するために当該地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。)の運営の支援に関する事業

第六条中「三分の二の下に」(第四条第二項第二号ロに掲げる事業に要する経費に係るものについては、その全額)を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 再編計画の認定

(再編計画の認定等)

第十一条の二 医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための二以上の医療機関の再編の事業(以下「医療機関の再編の事業」という。)に関する計画(以下「再編計画」という。)を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再編計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項

二 医療機関の再編の事業の内容

三 医療機関の再編の事業の実施時期

四 その他厚生労働省令で定める事項

3 第一項の認定(以下「再編計画の認定」という。)の申請は、その計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

(認定の基準)

令和三年五月二十一日 参議院会議録第二十四号

第十一条の三 厚生労働大臣は、再編計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る再編計画が次の各号に適合すると認めるときは、再編計画の認定をするものとする。

一 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するために適切なものであること。

二 前条第二項各号に掲げる事項が、医療法第三十条の十四第一項に規定する協議の場合における協議に基づくものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

(関係都道府県の意見の聴取)

第十一条の四 厚生労働大臣は、再編計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

(認定の通知)

第十一条の五 厚生労働大臣は、再編計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

(再編計画の変更)

第十一条の六 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画の認定を受けた再編計画の変更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を当該再編計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 第十一条の二第三項及び前三条の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(報告の徴収)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案

第十一条の七 厚生労働大臣は、再編計画の認定を受けた再編計画(前条第一項の変更の認定又は同条第二項の変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。)に係る医療機関の再編の事業を行う医療機関の開設者(以下「認定医療機関開設者」という。)に対し、当該認定再編計画に係る医療機関の再編の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

(認定の取消し)

第十一条の八 厚生労働大臣は、認定再編計画が第十一条の三各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定医療機関開設者が認定再編計画に従つて医療機関の再編の事業を実施しないときは、再編計画の認定を取り消すことができる。

2 第十一条の四及び第十一条の五の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(指導及び助言)

第十一条の九 国及び都道府県は、認定医療機関開設者に対し、認定再編計画に従つて行われる医療機関の再編の事業の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(資金の確保)

第十一条の十 国は、認定医療機関開設者が認定再編計画に従つて医療機関の再編の事業を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

第三十五条第一項中「第十八条」を「第十一条の七又は第十八条」に改める。

附則 第二条の二第二項中「附則第一条の二第一項各号」を「附則第一条の三第一項各号」に改め、同条を附則第一条の三とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

(都道府県計画作成における留意事項)

第一条の二 都道府県は、当分の間、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質

かつ適切な医療を行うことができるよう、都道府県計画に第四条第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、医療法第五十五条の厚生労働大臣が定める指針を勘案して定めるよう努めるものとする。

(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則 第十條の三第五項中「平成三十二年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改める。

附則

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中医療法第四十条の改正規定及び第十四条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条の規定 公布の日

二 第十三条の規定(第四号に掲げる改正規定を除く。及び附則第二十五条(同号に掲げる改正規定を除く。))の規定 令和三年四月一日

三 第九條から第十二條までの規定並びに附則第十三條第一項及び第三項、第十四條第一項及び第三項、第十五條第一項及び第三項、第十六條、第十七條、第二十二條並びに第二十三條の規定 令和三年十月一日

四 第一条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。並びに第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項の改正規定及び同条を同法附則第一条の三とし、同法附則第一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条及び第九條の規定、附則第二十五条中地域共生

第八條 附則第五條の規定は、新医療法第二百十條第一項の規定による指定について準用する。

この場合において、附則第五条第二項中「第百十三條及び」とあるのは「第百二十條及び」と、「第百十三條第一項」とあるのは「第百二十條第一項」と読み替へるものとする。

第九條 厚生労働大臣は、施行日前においても、前条の規定による指定に関し、新医療法第二百一十條第二項の医療の分野のうち高度な技能を有

する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものを公示することができる。

第十条 厚生労働大臣は、施行日前においても、新医療法第二百二十条第一項、第二百一十一条及び第二百二十九条の規定の例により、新医療法第二百二十条第一項の確認を行うことができる。

(医師法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 第六條の規定（医師法第十六條の十一第一項の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に第六條の規定による改正前の医師法（以下この条において「旧医師法」と

いう。)第十一条第一号に該当する者(附則第二

十七条の規定による改正前の防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十七条第一項の規定により旧医師法第十一条第一号に該当する者とみなされた者を含む。は、第六条の規定による改正後の医師法第十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、医師国家試験を受けることができる。

(齒科医師法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第八条の規定の施行の際現に同条の規

定による改正前の歯科医師法第十一条第一号に該当する者は、第八条の規定による改正後の歯科医師法第十一条第一項(第一号に係る部分に

限る。)の規定にかかわらず、歯科医師国家試験を受けることができる。

(診療放射線技師法の一部改正に伴う経過措置)
第十三条 令和六年四月一日前に診療放射線技師の免許を受けた者及び同日前に診療放射線技師国家試験に合格した者であつて同日以後に診療放射線技師の免許を受けたものは、第九条の規定による改正後の診療放射線技師法第二条第二項の規定に基づき放射線の人体に対する照射(放射性同位元素(その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。)を人体内に挿入して行うものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、第九条の規定の施行の日前においても、前項に規定する指定をすることができる。

3 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する診療放射線技師のうちに第一項に規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。(臨床検査技師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第十四条 令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、第十条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第四号に規定する厚生労働省令で定める行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、第十条の規定の施行の日前においても、前項に規定する指定をすることができる。

3 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床検査技師のうちに第一項に

規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。

(臨床工学技士法の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 令和七年四月一日前に臨床工学技士の免許を受けた者及び同日前に臨床工学技士国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床工学技士の免許を受けたものは、診療の補助として、第十一条の規定による改正後の臨床工学技士法第三十七条第一項に規定する医療用の装置の操作として厚生労働省令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、第十一条の規定の施行の日前においても、前項に規定する指定をすることができる。

3 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床工学技士のうちに第一項に規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。(救急救命士法の一部改正に伴う経過措置)
第十六条 病院又は診療所の管理者は、施行日までの間に、当該病院又は診療所に勤務する救急救命士に対し、第十二条の規定による改正後の救急救命士法第四十四条第三項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。

(罰則に関する経過措置)
第十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)(政令への委任)
第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(自衛隊法の一部改正)
良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案

第十九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第百十五條の二十五の次に次の一条を加える。

(医師法の特例)
第百十五條の二十六 防衛省設置法第十六條第一項第一号の教育訓練を受けている者であつて、医師法第十七條の二第一項に規定する試験に合格したものは、同法第十七條の規定にかかわらず、防衛医科大学校が行う臨床実習において、医師の指導監督の下、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために同項に規定する医療をすることができる。

第二十條 自衛隊法の一部を次のように改正する。
第百十五條の二十六中「第十七條の二第一項」を「第十一條第一項第一号」に、「同項」を「同法第十七條の二」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第二十一條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。
第百條第三項中「第三十三條の二並びに第三十三條の三」を「第三十三條の三並びに第三十三條の四」に改め、同項の表第三十三條の二第一号の項中「第三十三條の二第一号」を「第三十三條の三第一号」に改め、同表第三十三條の二第二号の項中「第三十三條の二第二号」を「第三十三條の三第二号」に改め、同表第三十三條の二第三号の項中「第三十三條の二第三号」を「第三十三條の三第三号」に改める。

第百一條第二項中「第三十一條の二並びに第三十一條の三」を「第三十一條の三並びに第三十一條の四」に改め、同項の表第三十一條の二第一号の項中「第三十一條の二第一号」を「第三十一條の三第一号」に改め、同表第三十一條の二第二号の項中「第三十一條の二第二号」を「第三十一條の三第二号」に改め、同表第三十一條の二第三号の項中「第三十一條の二第三号」を「第三十一條の三第三号」に改め、同表第三十一條の二

第二十三條の項中「第三十一條の二第三号」を「第三十一條の三第三号」に改める。

第二十三條の項中「第三十一條の二第三号」を「第三十一條の三第三号」に改める。
(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條の特例等に関する法律の一部改正)
第二十二條 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号中「の間」の下に「若しくは重度傷病者が臨床修練病院等に到着し当該臨床修練病院等に入院するまでの間(当該重度傷病者が入院しない場合は、臨床修練病院等に到着し当該臨床修練病院等に滞在している間)」を加える。

第十六條第十項中「以下この項の下に」及び「次項」を加え、「又はを若しくは」に改め、「あるのは」を「臨床修練病院等」との下に、「同条第三項中」を「病院又は診療所」とあるのは「臨床修練病院等」とを加える。
第二十四條第六号中「第四十四條」を「第四十四條第一項又は第二項」に改める。

(武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)
第二十三條 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第十七号)の一部を次のように改正する。
第三十三條第三項中「第二條第二項及び」を「第二條第二項、第三十七條第一項及び」に改める。

(独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部改正)
第二十四條 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
第三條中「ホ」を「ハ」に改める。

(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十五條 地域共生社会の実現のための社会福

令和三年五月二十一日 参議院会議録第二十四号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案 少年法等の一

三二

祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律目次の改正規定中「第三章 特定民間施設の整備(第十二条―第二十二条)」を「第二章の二 再編計画の認定(第二十一条―第二十三条 特定民間施設の整備(第二十一条―第二十三条)」に、「第四章 特定民間施設の整備(第十三条―第二十三条)」を「第三章の二 再編計画の認定(第十二条―第十四条 特定民間施設の整備(第十三条―第二十三条)」に改める。

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十五条第一項の改正規定中「第三十五条第一項中」の下に「第十一条の七」を「第十二条の七」に加える。

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十六条を同法第十七条とし、同法第十二条から第十五条までを一条ずつ繰り下げの改正規定の次に次のように加える。

第三章を第四章とする。

第二章の二中第十一条の十を第十二条の十とし、第十一条の九を第十二条の九とする。

第十一条の八第一項中「第十一条の三各号」を「第十二条の三各号」に改め、同条第二項中「第十一条の四及び第十一条の五」を「第十二条の四及び第十二条の五」に改め、同条を第十二条の八とする。

第十一条の七を第十二条の七とする。

第十一条の六第三項中「第十一条の二第三項」を「第十二条の二第三項」に改め、同条を第十二条の六とする。

第十一条の五を第十二条の五とし、第十一条の四を第十二条の四とし、第十一条の三を

第十二条の三とし、第十一条の二を第十二条の二とする。

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三章を同法第四章とし、同法第二章の次に一章を加える改正規定中「第三章を第四章」を「第二章の二を第三章の二」に改める。

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第一項の改正規定中「附則第一条の二第一項」を「附則第一条の三第一項」に改め、同条第二項の改正規定中「附則第一条の二第一項各号」を「附則第一条の三第一項各号」に、「附則第一条の二第一項」を「附則第一条の三第一項」に改める。

(調整規定)

第二十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、第十三条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項の改正規定中「附則第一条の二第一項各号」とあるのは「附則第一条の二第二項」と、「附則第一条の三第一項各号」とあるのは「附則第一条の三第二項」とし、前条の規定(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第一項及び第二項の改正規定の改正規定に限る)は、適用しない。

(防衛省設置法の一部改正)

第二十七条 防衛省設置法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「同条第一号に該当する」を「学校教育法に基づく大学において、医学の正規の課程を

修めて卒業した」に改める。

審査報告書

少年法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

令和三年五月二十日

法務委員長 山本 香苗
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化及び少年による犯罪の実情に鑑み、年齢満十八歳以上二十歳未満の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯をその対象から除外し、原則として検察官に送致しなければならぬ事件についての特則等の規定を整備するとともに、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定がされた後は、少年に適用される刑事事件の特例に関する規定は、特定少年には原則として適用しないこととする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 十八歳及び十九歳の者は、典型的に成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることから、引き続き少年法の適用対象と位置付けることとした趣旨を踏まえ、少年の健全な育成を期するとする法の目的及び理念に合致した運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。
二 現行の原則逆送対象事件については、家庭裁判所が、犯情及び要保護性に関する様々な事情

について十分な調査を行った上、これにより判明した事実を考慮して、検察官に送致するかどうかの決定を行っていることを踏まえ、新たに原則逆送の対象となる罪の事件には様々な犯情のものがあることに鑑み、家庭裁判所が同決定をするに当たっては、きめ細かな調査及び適正な事実認定に基づき、犯情の軽重及び要保護性を十分に考慮する運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。

三 十八歳及び十九歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること。

四 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどとして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。

五 特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。

また、インターネットを悪用した人権侵害対策への取組を推進すること。

六 少年事件に関する事件広報に当たっては、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。

七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。

八 可塑性を有することなどの特定少年の特性を踏まえ、検察官送致決定がされた事件において、特定少年に対する被疑者取調べが適正に行われるよう、必要な検討を行うこと。
右決議する。

少年法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
令和三年四月二十日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

少年法等の一部を改正する法律案

少年法等の一部を改正する法律

(少年法の一部改正)

第一条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則(第六十一条)」を

第四
第五

章 記事等の掲載の禁止(第六十一条)

一節 特定少年の特例(第六十二条―第六十六

二節 保護事件の特例(第六十七号)

三節 記事等の掲載の禁止の特例(第六十八号)

条に改める。

一

第二条の見出しを「(定義)」に改め、同条第一項中「法律で」を「法律において」に改め、「い、(成人)とは、満二十歳以上の者を」を削り、同条第二項中「法律で」を「法律において」に改める。

第四条中「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。

第十条第一項中「及び保護者」を「並びにその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹」に改める。

第十一条の見出しを「(呼出し及び同行)」に改め、同条第一項中「発する」を「発して、その呼出しをする」に改め、同条第二項中「正当の」を「少年又は保護者が、正当な」に、「前項の呼出しに応じない者を」を、「前項の規定による呼出しに応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その少年又は保護者に、」を「発する」を「発して、その同行をする」に改める。

第十二条第一項中「発する」を「発して、その同行をする」に改める。

第二十六条第一項中「第十八条、第二十条及び第二十四条第一項」を「並びに第二十四条第一項第二号及び第三号」に改め、同条第二項中「第十八条、第二十条及び第二十四条第一項」を「並びに第二十四条第一項第二号及び第三号」に、「発する」を「発して、その呼出しをする」に改め、同条第三項中「正当の」を「少年が、正当な」に、「前項の呼出しに応じない者を」を、「前項の規定による呼出しに応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その少年に、」を「発する」を「発して、その同行をする」に改め、同条第四項中「発する」を「発して、その同行をする」に改める。

第二十六条の二中「第十八条から第二十条まで」を「第十八条、第十九条、第二十条第一項」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

少年法等の一部を改正する法律案

令和三年五月二十一日 参議院会議録第二十四号

第二十七条の二第六項中「保護処分」を「第二十四条第一項の保護処分」に、「保護事件」を「同項の保護処分に係る事件の手続」に改める。

第四十五条中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第六号中「少年又は保護者が選任した」を「第十條第一項の規定により選任された」に改める。

第四十九条第三項中「成人」を「二十歳以上の者」に改める。

第五十六条第二項中「満二十歳に達した後で、満二十六歳を二十六歳に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 記事等の掲載の禁止

第六十一条の見出しを削る。

第六十二条を附則第一条とする。

第六十三条の前の見出しを削り、同条第一項中「(新法)とは、この法律による改正後の少年法をいい、」を「において」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条を附則第二条とし、同条の前に見出しとして「(経過規定)」を付する。

第六十四条を削り、第六十五条を附則第三条とし、第六十六条を附則第四条とし、第六十七条を附則第五条とし、第六十八条を削る。

本則に次の一章を加える。

第五章 特定少年の特例

第一節 保護事件の特例

(検察官への送致についての特例)

第六十二条 家庭裁判所は、特定少年(十八歳以上の少年をいう。以下同じ。)に係る事件については、第二十条の規定にかかわらず、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、特定少年に係る次に掲げる事件については、

同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の状況、特定少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るもの。

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るもの(前号に該当するものを除く。)

第六十三条 家庭裁判所は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。他の法律において準用する場合を含む。)及び政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)に規定する罪の事件(次項に規定する場合に係る同項に規定する罪の事件を除く。)であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るものについて、前条第一項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たつては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

2 家庭裁判所は、公職選挙法第二百四十七条の罪又は同法第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者が犯した同項に規定する罪、同法第二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等が犯した同項に規定する罪若しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者が犯した同項に規定する罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るものについて、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。

(保護処分についての特例)

第六十四条 第二十四条第一項の規定にかかわ

らず、家庭裁判所は、第二十三条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、少年が特定少年である場合には、犯情の軽重を考慮して相当の限度を超えない範囲内において、決定をもつて、次の各号に掲げる保護処分のいずれかをしなければならない。ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、第一号の保護処分に限り、これを行うことができる。

一 六月の保護観察所の保護観察に付すること。

二 二年の保護観察所の保護観察に付すること。

三 少年院に送致すること。

2 前項第二号の保護観察においては、第六十六条第一項に規定する場合に、同項の決定により少年院に収容することができるものとし、家庭裁判所は、同号の保護処分をするときは、その決定と同時に、一年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して同項の決定により少年院に収容することができる期間を定めなければならない。

3 家庭裁判所は、第一項第三号の保護処分をするときは、その決定と同時に、三年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して少年院

に収容する期間を定めなければならない。

4 勾留され又は第十七条第一項第二号の措置がとられた特定少年については、未決勾留の日数は、その全部又は一部を、前二項の規定により定める期間に算入することができる。

5 第一項の保護処分においては、保護観察所の長をして、家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができる。

(この法律の適用関係)

第六十五条 第三号第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、特定少年については、適用しない。

2 第十二条、第二十六条第四項及び第二十六条の二の規定は、特定少年である少年の保護事件(第二十六条の四第一項の規定による保護処分に係る事件を除く。)については、適用しない。

3 第二十七条の二第五項の規定は、少年院に収容中の者について、前条第一項第二号又は第三号の保護処分を取り消した場合には、適用しない。

4 特定少年である少年の保護事件に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四号	第二十号第一項	第六十二号第一項
第十七条の二第一項ただし書、第三十二条ただし書及び第三十五条第一項ただし書(第十七条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。)	選任者である保護者	第六十二条第一項の特定少年
第二十三条第一項	又は第二十号	第六十二条又は第六十三条第二項
第二十四条の二第一項	前条第一項	第六十四条第一項

第二十五条第一項及び第二十七条の二第六項	第二十四条第一項	第六十四条第一項
----------------------	----------	----------

第二十六条第一項及び第二項	並びに第二十四条第一項第二号及び第三号	及び第六十四条第一項第三号
---------------	---------------------	---------------

第二十六条の三	第二十四条第一項第三号	第六十四条第一項第三号
---------	-------------	-------------

第二十八条	第二十四条又は第二十五条	第二十五条又は第六十四条
-------	--------------	--------------

(保護観察中の者に対する収容決定)

第六十六条 更生保護法第六十八条の二の申請があつた場合において、家庭裁判所は、審判の結果、第六十四条第一項第二号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守しなかつたと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、これを少年院に収容する旨の決定をしなければならない。ただし、この項の決定により既に少年院に収容した期間が通算して同条第二項の規定により定められた期間に達しているときは、この限りでない。

2 次項に定めるもののほか、前項の決定に係る事件の手続は、その性質に反しない限り、この法律(この項を除く。)の規定による特定少年である少年の保護事件の手続の例による。

3 第一項の決定をする場合においては、前項の規定によりその例によることとされる第十七条第一項第二号の措置における収容及び更生保護法第六十八条の三第一項の規定による留置の日数は、その全部又は一部を、第六十四条第二項の規定により定められた期間に算入することができる。

第二節 刑事事件の特例

第六十七条 第四十一条及び第四十三条第三項の規定は、特定少年の被疑事件(同項の規定については、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定があつたものに限る。)については、適用しない。

2 第四十八条第一項並びに第四十九条第一項及び第三項の規定は、特定少年の被疑事件(第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定があつたものに限る。)の被疑者及び特定少年である被告人については、適用しない。

3 第四十九条第二項の規定は、特定少年に対する被告事件については、適用しない。

4 第五十二条、第五十四条並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、特定少年については、適用しない。

5 第五十八条及び第五十九条の規定は、特定少年のとき刑の言渡しを受けた者については、適用しない。

6 第六十条の規定は、特定少年のとき犯した罪により刑に処せられた者については、適用しない。

7 特定少年である少年の刑事事件に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十五条	第二十条第一項	第六十二条第一項
第四十五条の三第一項及び第四十六條第一項	第二十四条第一項	第六十四条第一項

第三節 記事等の掲載の禁止の特例

第六十八條 第六十一条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。ただし、当該罪に係る事件について刑事訴訟法第四百六十一条の請求がされた場合(同法第四百六十三条第一項若しくは第二項又は第四百六十八條第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつた場合を除く。)は、この限りでない。

(更生保護法の一部改正)

第二条 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七條」を「第四十七條の三」に改める。

第十六條第四号中「申請をする」を「申請をし、又は仮退院を許す処分を取り消す」に改める。

第二十三條第一項第二号及び第三号中「及び」の下に「第四十七條の三並びに」を加える。

第四十一條中「者」の下に「第六十八條の五第一項に規定する収容中の特定保護観察処分少年を除く。第四十六條第一項において同じ。」を加える。

第四十六條の見出し中「少年院」を「少年法第二十四條第一項第三号又は第六十四條第一項第三号の保護処分執行のため少年院」に改め、同条第一項中「退院」を「退院させてその保護処分を終了させるの」に改める。

第二章第四節中第四十七條の次に次の二条を加える。

(収容中の特定保護観察処分少年の退院を許

す処分)

第四十七條の二 地方委員会は、第六十八條の五第一項に規定する収容中の特定保護観察処分少年について、少年院法第六十六條に規定する処遇の段階が最高段階に達し、退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために相当であると認めるとき、その他退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために特に必要であると認めるときは、決定をもって、その退院を許すものとする。

(準用)

第四十七條の三 第三十五條、第三十六條、第三十七條第二項及び第三項、第三十八條並びに第三十九條第二項から第五項までの規定は、前条の規定による少年院からの退院について準用する。この場合において、第三十五條第一項中「前条」とあるのは「少年院法第三十六條の二」と、第三十八條第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」と、第三十九條第三項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替へるものとする。

第四十八條第一号中「第二十四條第一項第一号」の下に「又は第六十四條第一項第一号若しくは第二号」を加える。

第五十條第一項第三号中「次号において同じ」を削り、「第七十八條の二第二項」の下に「において準用する第六十八條の七第一項」を加え、同項第四号中「又は第七十八條の二第二項」を「第四十二條及び第四十七條の三において準用する場合を含む。」又は第六十八條の七第一項(第七十八條の二第二項において準用する場合

を含む。)に改め、同項第五号中「転居」の下に「(第四十七條の二の決定又は少年法第六十四條第二項の規定により定められた期間(以下「収容可能期間」という。))の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。」を加え、同条第二項中「第七十八條の二第二項」の下に「において準用する第六十八條の七第一項」を加える。

第五十一條第二項中「第七十二條第一項」の下に「及び第七十三條の二第二項」を、「第二十六條の四第一項」の下に「及び第六十六條第一項」を加える。

第五十二條第一項中「第二十四條第一項第一号」の下に「又は第六十四條第一項第一号若しくは第二号」を加える。

第五十四條第一項中「第二十四條第一項第一号」の下に「若しくは第六十四條第一項第一号若しくは第二号」を加え、同条第二項中「第四十一條の決定を」第四十一條若しくは第四十七條の二の決定若しくは収容可能期間の満了に改める。

第五十五條第二項中「は、法務省令」を、「若しくは第四十七條の二の決定若しくは収容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたときは、法務省令」に改める。

第六十三條第八項ただし書中「第七十三條第一項」を「第六十八條の三第一項、第七十三條第一項、第七十三條の四第一項」に改め、同条第九項中「申請」の下に「第七十三條の二第一項の決定」を加え、「規定による決定を」決定に改める。

第六十六條中「保護観察処分少年に」を「保護観察処分少年(少年法第二十四條第一項第一号の保護処分に付されているものに限る。次条及び第六十八條において同じ。)」に改め、同条ただし書中「第六十八條第三項」を「同条第三項」に改める。

第六十八條第二項中「二十歳」を「十八歳」に改め、「これ」の下に「十八歳に満たない」を加え、同条第三項中「により」の下に「十八歳に満たない」を、「をする」の下に「場合において、当該保護観察処分少年が二十歳以上である」を加え、同条の次に次の六条を加える。

(少年法第六十六條第一項の決定の申請)

第六十八條の二 保護観察所の長は、特定保護観察処分少年(保護観察処分少年のうち、少年法第六十四條第一項第二号の保護処分に付されているものをいう。以下同じ。)が、遵守事項を遵守せず、その程度が重いと認めるときは、同法第六十六條第一項の決定の申請をすることができ、ただし、当該特定保護観察処分少年について、その収容可能期間が満了しているときは、この限りでない。

(留置)

第六十八條の三 保護観察所の長は、第六十三條第二項の引致状により引致した特定保護観察処分少年について、前条の規定による申請をするか否かに関する審理を開始する必要があると認めるときは、当該特定保護観察処分少年を刑事施設又は少年鑑別所に留置することができる。

2 前項の規定による留置の期間は、引致すべき場所引致した日から起算して十日以内とする。ただし、その期間中であつても、前条の規定による申請をする必要がなくなつたときその他留置の必要がなくなつたときは、直ちに特定保護観察処分少年を釈放しなければならない。

3 保護観察所の長は、第一項の規定により留置されている特定保護観察処分少年について、前条の規定による申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る家庭裁判所からの決定の通知があるまでの間又は少年法第六十六條第二項の規定によりその例

によることとされる同法第十七条第一項第二号の観護の措置がとられるまでの間、継続して留置することができる。ただし、留置の期間は、通じて二十日を超えることができない。	2 地方委員会は、収容中の特定保護観察処分少年について定められている特別遵守事項につき、必要がなくなつたと認めるときは、第四十七条の二の決定による釈放までの間又は収容可能期間の満了までの間に、法務省令で定めるところにより、決定をもって、これを取り消すものとする。	定 第六十八条の七 地方委員会は、収容中の特定保護観察処分少年について、収容可能期間の満了の時までに、第八十二条第一項の規定による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもって、その者が居住すべき住居を特定することができる。	4 第六十八条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により留置されている少年院仮退院者及びその留置について準用する。この場合において、同条第三項中「前条とあるのは「第七十一条」と、「少年法第六十六条第二項」とあるのは「第七十二条第五項」と読み替えるものとする。 第七十三条第五項中「前項」を「第三項」に改め、同条第六項を削り、同条の次に次の三條を加える。 (少年法第六十四条第二項第三号の保護処分について付されている少年院仮退院者の取消し) 第七十三条の二 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、少年院仮退院者(少年法第六十四条第一項第三号の保護処分について付されているものに限る。第七十三条の四第一項において同じ。)が遵守事項を遵守せず、少年院に収容するのを相当と認めるときは、決定をもって、第四十一条の規定による仮退院を許す処分を取り消すものとする。
4 第一項の規定による留置については、審査請求をすることができない。 (収容中の特定保護観察処分少年の保護観察の停止) 第六十八条の四 特定保護観察処分少年について、少年法第六十六条第一項の決定があつたときは、第四十七条の二の決定による釈放までの間又は収容可能期間の満了までの間、当該特定保護観察処分少年の保護観察は、停止するものとする。	3 収容中の特定保護観察処分少年について、少年法第六十六条第一項の決定があつたときにその者に対する保護観察をつかさどつていた保護観察所の長(第四十七条の三において準用する第三十九条第三項の規定又は第六十八条の七第一項の規定により当該収容中の特定保護観察処分少年の住居が特定された場合には、その地を管轄する保護観察所の長)は、その保護観察の実施状況その他の事情を考慮し必要があると認めるときは、特別遵守事項の設定、変更又は取消しに関し、地方委員会に対して意見を述べるものとする。 (収容時又は収容中における特定保護観察処分少年に係る少年院の長との連携) 第六十八条の六 特定保護観察処分少年が少年法第六十六条第一項の決定により少年院に収容されたときは、当該決定があつたときにその者に対する保護観察をつかさどつていた保護観察所の長は、その保護観察の実施状況その他の事情を考慮し、少年院における矯正教育に関し、少年院の長に対して意見を述べるものとする。	3 第三十六条第二項の規定は前二項の決定に関する審理における調査について、第三十七条第二項の規定は当該審理について、それぞれ準用する。 第七十条第二項中「第六十七条及び第六十八条」を「及び第六十七条から第六十八条の二まで」に改め、同条第三項中「又は」を「(第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間(以下「収容可能期間」という。))の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。又は」に改め、同条第六項中「同条第二項」の下に「若しくは第六十八条の二」を加える。	2 前項の規定により仮退院を許す処分が取り消されたときは、仮退院中の日数は、少年法第六十四条第三項の規定により定められた期間に算入するものとする。 (決定の執行) 第七十三条の三 地方委員会は、前条第一項の決定をしたときは、保護観察官をして、その決定を執行させるものとする。ただし、必要があると認めるときは、刑事施設の長、少年鑑別所の長又は保護観察所の長にその執行を囑託することができる。
3 特定保護観察処分少年の保護観察の期間は、少年法第六十六条第一項の決定によつてその進行を停止し、第四十七条の二の決定により釈放された時又は収容可能期間が満了した時からその進行を始める。 (収容中の特定保護観察処分少年に係る特別遵守事項の設定等) 第六十八条の五 地方委員会は、少年法第六十六条第一項の決定により少年院に収容されている特定保護観察処分少年(以下「収容中の特定保護観察処分少年」という。)について、第四十七条の二の決定による釈放の時又は収容可能期間の満了の時までに、法務省令で定めるところにより、決定をもって、特別遵守事項を定め、又は変更することができる。	2 前条第三項の保護観察所の長は、収容中の特定保護観察処分少年について、少年院における矯正教育の状況を把握するとともに、必要があると認めるときは、第四十七条の二の決定による釈放後又は収容可能期間の満了後の保護観察の実施に関し、少年院の長の意見を聴くものとする。 (収容中の特定保護観察処分少年の住居の特	第七十一条中「少年院仮退院者」の下に「少年法第二十四条第一項第三号の保護処分に付されているものに限る。以下この条から第七十三条までにおいて同じ。」を加える。 第七十二条第五項中「限り」の下に「十八歳に満たない」を加える。 第七十三条第三項を削り、同条第四項中「第二項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。	2 地方委員会は、前項の執行のため必要があると認めるときは、前条第一項の決定を受けた者に対し、出頭を命ずることができる。 3 地方委員会は、前条第一項の決定を受けた

者について、正当な理由がないのに、前項の規定による出頭の命令に応ぜず、又は応じないおそれがあるときは、裁判官のあらかじめ発する引致状により、当該者を引致することができる。

4 第六十三条第四項から第八項までの規定は、前項の引致状及び同項の規定による前条第一項の決定を受けた者の引致について準用する。この場合において、第六十三条第四項中「第二項の引致状は保護観察所の長の請求により、前項の引致状は」とあるのは、「第七十三条の三第三項の引致状は」と、同条第七項中「地方更生保護委員会が引致した場合においては委員又は保護観察官、保護観察所の長が引致した場合には保護観察官」とあるのは「委員又は保護観察官」と、同条第八項ただし書中「第六十八條の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六條第一項又は第八十條第一項の規定によりその者が留置された」とあるのは「第七十三条の三第一項の規定による執行が開始された」と読み替えるものとする。

5 地方委員会が行う第一項の規定による執行に係る判断、第二項の規定による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項において準用する第六十三条第八項本文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもつて構成する合議体で行う。ただし、前項において準用する同条第八項本文の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。

6 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項の合議体の議事について、それぞれ準用する。こ

の場合において、第十三条中「地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。

(少年法第六十四條第一項第三号の保護処分)に付されている少年院仮退院者の留置)第七十三条の四 地方委員会は、第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された少年院仮退院者について、第七十三条の二第一項の申出があり同項の決定をするか否かに関する審理を開始するときは、当該少年院仮退院者を刑事施設又は少年鑑別所に留置することができ。

2 第六十八條の三第四項並びに第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による留置について準用する。この場合において、同条第三項中「第七十一條の規定による申請」とあるのは、「第七十三條の二第一項の決定」と読み替えるものとする。

3 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項において準用する第七十三条第三項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項において準用する第七十三条第三項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。

第七十六條第三項中「第七十三條第二項及び第四項から第六項まで」を「第六十八條の三第四項並びに第七十三條第二項及び第三項」に、「同条第四項を」同条第三項に改め、同条に次の一項を加える。

4 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項において準用する第七十三条第三項に規定する措置の

ための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項において準用する第七十三条第三項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。

第七十八條の二の見出しを「(保護観察付一部猶予者の住居の特定)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第六十八條の七第一項及び第二項の規定は、保護観察付一部猶予者について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「収容可能期間の満了」とあるのは、「刑法第二十七條の二の規定による猶予の期間の開始」と読み替えるものとする。

第七十八條の二第二項を削り、同条第三項中「前二項を」前項において準用する第六十八條の七第一項及び第二項に改め、同項を同条第二項とする。

第八十條第七項中「第七十三條第六項」を「第六十八條の三第四項」に改める。

第八十一條第三項中「転居又は」を「転居、第四十七條の二の決定又は少年法第六十四條第二項の規定により定められた期間(以下「収容可能期間」という。)の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。又は」に改める。

(少年院法の一部改正)

第三条 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十四條第一項第三号」の下に並びに第六十四條第一項第二号(同法第六十六條第一項の規定による決定を受けた場合に限る。)及び第三号を、「第七十二條第一項」の下に「及び第七十三條の二第一項」を加える。第四条第一項第一号中「受ける者」の下に「(第

五号に定める者を除く。次号及び第三号において同じ。」を加え、同項に次の一号を加える。

五 第五種 少年法第六十四條第一項第二号の保護処分の執行を受け、かつ、同法第六十六條第一項の規定による決定を受けた者

第三十四條第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「認める者」の下に「(在院者が第五種少年院在院者である場合にあっては、相当と認める者及び保護観察所の長)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 少年院の長は、第四條第一項第五号に規定する第五種の少年院に収容されている者以下「第五種少年院在院者」という。)について、個人別矯正教育計画を策定しようとする場合には、前項に規定するもののほか、保護観察所の長の意見を踏まえ、策定するものとする。

第三十五條第三項中「認める者」の下に「(在院者が第五種少年院在院者である場合にあっては、相当と認める者及び保護観察所の長)」を加え、同条第四項中「に規定する」を「の規定による」に改め、「認める者」の下に「(在院者が第五種少年院在院者である場合にあっては、相当と認める者及び保護観察所の長)」を加える。

第三十六條第一項中「同条第五項を」同条第六項に改める。

第八十五條第三項及び第九十三條第一項中「保護者」の下に「法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」を加える。

第一百三十五條中「長は、」の下に「第五種少年院在院者以外の」を加える。

第百三十六條の見出しを「(第五種少年院在院者以外の保護処分在院者の退院の申出等)」に改め、同条中「長は、」の下に「第五種少年院在院者以外の」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(第五種少年院在院者の退院の申出)

第三百三十六条の二 少年院の長は、第五種少年院在院者について、第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、退院を許すべき旨の申出をしななければならない。

第三百三十七条第一項中「長は、」の下に「少年法第二十四条第一項第三号の保護処分(更生保護法第七十二条第一項の規定による措置を含む。)の執行を受けるため少年院に收容されている」を加える。

第三百三十八条第五項中「限り、」の下に「十八歳に満たない」を加える。

第四百四十条第二号中「第二十六条の四第二項」の下に「若しくは第六十四条第二項若しくは第三項」を、「收容する期間」の下に「若しくは收容することができる期間」を加える。

第四百四十二条第一項中「第四十六条第一項」の下に「若しくは第四十七条の二」を加える。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(検察官への送致に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の少年法(以下「新少年法」という。)第六十二条及び第六十三条の規定は、この法律の施行後にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致について適用する。

(司法警察員の送致に関する経過措置)

第三条 新少年法第六十七条第一項(少年法第四十一条に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後にした行為に係る事件の司法警察員から家庭裁判所への送致について適用する。
(不定期刑、仮釈放及び仮釈放期間の終了に関する経過措置)

第四条 新少年法第六十七条第四項(少年法第五十二条に係る部分に限る。以下この条において同じ。)及び第五項の規定は、この法律の施行前にした行為(一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為)にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合においては、これらの行為を含む。)に係る刑の適用、仮釈放をすることができ、までの期間及び仮釈放期間の終了については、適用しない。ただし、一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為又は十八歳以上の少年のとき犯した罪について刑に処せられた者でこの法律の施行の際現に当該刑の執行猶予中のものに對する人の資格に関する法令の適用については、新少年法第六十七条第六項の規定は、適用しない。

第五項の規定は、適用しない。

第六項の規定は、適用しない。

第七項の規定は、適用しない。

第八項の規定は、適用しない。

第九項の規定は、適用しない。

附 則

(換刑処分の禁止に関する経過措置)

第五条 新少年法第六十七条第四項(少年法第五十四条に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後にした行為について科せられる罰金又は科料(次に掲げる罰金又は科料を除く。)に係る労働場留置の言渡しについて適用する。

一 一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為又は十八歳以上の少年のとき犯した罪について刑に処せられた者でこの法律の施行の際現に当該刑の執行猶予中のものに對する人の資格に関する法令の適用については、新少年法第六十七条第六項の規定は、適用しない。

の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為について科せられる罰金又は科料

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八条第二項の規定により併合罪として処断された罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為について科せられる罰金

(人の資格に関する法令の適用に関する経過措置)

第六条 十八歳以上の少年のとき犯した罪により刑に処せられてこの法律の施行前に当該刑の執行を受け終わって若しくは執行の免除を受けた者又は十八歳以上の少年のとき犯した罪について刑に処せられた者でこの法律の施行の際現に当該刑の執行猶予中のものに對する人の資格に関する法令の適用については、新少年法第六十七条第六項の規定は、適用しない。

(記事等の掲載の禁止に関する経過措置)

第七条 新少年法第六十八条の規定は、この法律の施行後に公訴を提起された場合について適用する。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の手続及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(出入国管理及び難民認定法の「一部改正」)

第九条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項中「一」を「いづれかに」に改め、同条第三項中「又は」を削り、「若しくは」の下に「第六十四条第一項第二号(同法第六十六条第一項の決定を受けた場合に限る。次項において同じ。若しくは第三号の処分を受けて出院するとき(仮退院又は退院(更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第四十七条の二の決定によるものに限る。次項において同じ。))による場合を除く。」、又は」を加え、同条第四項中「第二十四条第一項第三号」の下に「若しくは第六十四条第一項第二号若しくは第三号」を加え、「の許可決定」を若しくは退院を許す旨の決定」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第十条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「。次号において同じ」を削り、「又は第七十八条の二第二項」の下に「において準用する第六十八条の七第一項」を加え、「第三十九条第三項又は第七十八条の二第二項」を「第三十九条第三項(第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。))又は第六十八条の七第一項(第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。))」に改め、「第七十二条第一項」の下に「及び第七十三条の二第一項」を、「第二十六条の四第一項」の下に「及び第六十六条第一項」を加え、「又は第四十一条の決定」を「又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは收容可能期間の満了」に、「定められたとき」とあるのは「を」定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは收容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」とあるのは「に、」第二

七十三條第一項を「第六十八條の第三項、第七十三條第一項、第七十三條の第四項」に改め、「申請の下に、第七十三條の第二項の決定」を加え、「規定による決定」を「決定」に改める。

第二十七條第二項中「取消しについて」の下に「同法第六十八條の第三項の規定はこの項において準用する同法第七十三條第一項の規定による留置について」を加え、「第三項」を「(第四項に、同条第四項を同条第三項に改める。

(少年の保護事件に係る補償に関する法律の一部改正)

第十一條 少年の保護事件に係る補償に関する法律(平成四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第二章を削る。

第二條第一項中第二章を削り、同項第一号中「第二十四條第一項第三号」の下に若しくは第六十四條第一項第二号(同法第六十六條第一項の規定による決定を受けた場合に限り)若しくは第三号を、「第七十二條第一項」の下に若しくは第七十三條の第二項を加える。

(国際受刑者移送法の一部改正)

第十二條 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十七條第二項中「二十歳」を「十八歳」に、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第二十一條中「及び第六十一條を、第六十一條、第六十七條第四項(第五十六條第一項及び第二項に係る部分に限る)及び第六十八條本文」に改める。

第二十二條中「二十歳」を「十八歳」に改める。

(国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置)第十三條 この法律の施行前に国際受刑者移送法第二條第十一号の受入移送犯罪(二以上あるときは、それらの全て)を犯した者に係る同条第

二号の共助刑の期間、仮釈放をすることができ、までの期間及び仮釈放期間の終了については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の国際受刑者移送法第二十一條の規定によりみなして適用される新

少年法第六十八條本文の規定は、この法律の施行後に国際受刑者移送法第二條第十一号の受入移送犯罪を犯した者に係る少年法第六十一條の記事又は写真の掲載について適用し、この法律の施行前に同号の受入移送犯罪を犯した者に係る同条の記事又は写真の掲載については、なお従前の例による。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第十四條 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二百八十六條中「及び第七十三條第五項」を「第七十三條第五項、第七十三條の第四第三項及び第七十六條第四項」に改める。

(重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律の一部改正)

第十五條 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律(平成二十六年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「成人(満二十歳以上の者)をいう。次号において同じ。」を「二十歳以上の者」に改め、同号ハ中「又は第二十四條第一項を、第二十四條第一項又は第六十四條第一項に改め、同項第三号中「成人」を「二十歳以上の者」に改める。

(少年鑑別所法の一部改正)

第十六條 少年鑑別所法(平成二十六年法律第五

十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第一号中「保護処分」の下に「少年法第六十六條第一項」を加える。

第十八條第一項中「又は」を、「同法第六十四條第一項第三号の保護処分に係る同項の決定、同法第六十六條第一項の決定若しくは」に改め、「とき」の下に、「又は地方更生保護委員会から同法第七十三條の第二項の決定の執行の嘱託を受けたとき」を加える。

第七十四條第三項及び第八十一條第一項中「保護者」の下に、「法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」を加える。

第二百二十四條第二号中「若しくは第二十四條第一項」を、「第二十四條第一項、第六十四條第一項若しくは第六十六條第一項」に改める。

(公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七條 公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條から第十條までを削る。

附則第十一條中「少年法」の下に「昭和二十三年法律第六十八号」を加え、同条を附則第五條とする。

(公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八條 この法律の施行前にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致については、前条の規定による改正前の公職選挙法等の一部を改正する法律(次項において「旧公職選挙法等」という。)附則第五條第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。

2 附則第六條に規定する者に対する人の資格に関する法令の適用については、旧公職選挙法等の一部改正法附則第五條第四項及び第六條の規定は、なおその効力を有する。

(法務省設置法の一部改正)

第十九條 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号中「第二十四條第一項第三号」の下に並びに第六十四條第一項第二号(同法第六十六條第一項の規定による決定を受けた場合に限る)及び第三号を加える。

審査報告書

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年五月二十日

国土交通委員長 江崎 孝
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備を図るため、区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直し、長期優良住宅維持保全計画の認定制度の創設、登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の合理化、特別住宅紛争処理の対象の拡大等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法律案施行のため、令和三年度一般会計予算において、住宅に係る統合的な情報インフラ整備事業に係る経費一億円及び長期優良住宅認定取得促進モデル事業に係る経費六千万円が計上されており、また、社会資本整備総合交付金六千三百一十一億二千八百万円及び防災・安全社会資本整備交付金八千五百三十九億八千四百万円

の中に所要の経費が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 分譲マンション等を住棟単位で長期優良住宅として認定する制度の導入に当たっては、制度の円滑な運用を図るため、一部の住戸が認定基準を満たさない場合の取扱いを含め、その詳細について早期に検討を進めること。また、分譲マンション等の管理者等に対しては、長期にわたり維持保全を行う負担に配慮することともに、適切に制度が運用されるよう、必要となる手続や責務について分かりやすく周知すること。

二 長期優良住宅の災害に係る認定基準に關して、認定を行う所管行政庁において十分な準備を行うことができるよう、認定に当たっての地域の災害リスクへの配慮の方法について、基本的な方針を早期に示すとともに、所管行政庁において具体的な運用基準を策定することができるように必要な支援を行うこと。

三 共同住宅に係る長期優良住宅の認定基準の見直しに当たっては、賃貸住宅を含めた共同住宅の特性を踏まえ、共同住宅の認定取得が促進されるとともに、共同住宅の質の向上が図られるよう検討を進めること。

四 長期優良住宅の認定取得を促進していくためには、認定取得のメリットを高めることが重要であり、関係者の幅広い意見を踏まえ、認定取得によるメリットの充実・拡大について、検討を進めること。

五 長期優良住宅の認定要件のうち住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの確認の求めと住宅性能評価の申請を併せた一体審査を登録住宅性能評価機関に対して行うことができるようになることを踏まえ、住宅性能表示制度に

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

ついて十分な理解を促すこと。また、一体審査について、そのメリット・コストなどの周知を徹底し、円滑な導入を図ること。

六 指定住宅紛争処理機関が行う住宅紛争処理の対象に既存住宅等の瑕疵に係る保険に加入した住宅に関する紛争が追加されることにより、同機関にこれまで以上に高い専門性が求められることに鑑み、住宅紛争処理支援センターによる情報提供や研修等も活用し、同機関に対して十分な支援を行うこと。また、消費者が安心して既存住宅の購入等ができるよう、消費者保護の充実に資する既存住宅等の瑕疵に係る保険の普及・拡大について検討すること。

七 良質な既存住宅が市場で評価され、将来世代に承継されていく住宅循環システムを構築するため、インスペクション、住宅履歴情報、住宅の状態を適切に反映する建物評価手法などの活用を促進するとともに、安心R住宅制度の運用改善等により、既存住宅の円滑な取引環境の整備を推進すること。

八 カーボンニュートラルの実現に向け、住宅や小規模建築物の省エネルギー基準への適合義務化も含め、住宅・建築物の更なる省エネルギー化や脱炭素化に向けた取組の一層の充実・強化について検討を進め、早期に結論を得ること。右決議する。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年四月二十七日 衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正）

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条・第十九条」を「第十九条・第二十条」に、「第二十条」を「第二十一条」に改める。

第五条第一項中の「建築物を（区分所有住宅（一）以上の区分所有者・建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）が存する住宅をいう。以下同じ。を」を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。の建築物を「一の維持保全を」について長期優良住宅として維持保全に改め、同条第二項中「建築物の住宅を譲り受けてその維持保全を行おうとする者（以下「譲受人」という。）に譲渡しよう」を「その建築物の住宅を他の者に譲渡してその者（以下この条、第九条第一項及び第十三条第二項において「譲受人」という。）において当該建築物後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしよう」に、「以下「分譲事業者を」次項、第九条第一項及び第十三条第二項において「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条第三項中「分譲事業者を（一戸建て住宅等分譲事業者に改め、同条第四項第四号中「又は第二項」を「第二項又は前項に改め、同条八を削り、同項第五号中「前項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 住宅（複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限る。）の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の管理者等（建物の区分所有等に関する法律第三条若しくは第六十五条に規定する団体について同法第二十五条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者又は同法第四十七条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による法人について同法第四十九条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により置かれた理事をいう。以下同じ。）において当該建築物後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしようとする者（第九条第三項及び第十三条第三項において「区分所有住宅分譲事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第二項」を「第二項又は第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 建築をしようとする住宅が自然災害によ

る被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること。

第六条第二項中「第三項」を「第五項」に改める。

第七条中「第五条第四項第四号ハ(1)に規定する団体若しくは法人又は同号ハ(2)に規定する他の者」第十四条第二項において「管理組合等」という。であつて、当該長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されたものを含む。」を削る。

第九条第一項中「分譲事業者」を「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、「以下「計画の認定」という」を削り、「第五条第四項第四号イからハまで」を「第五条第六項第四号イ及びロ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第一項の規定による第八条第一項の変更の」とする。

第九条に次の二項を加える。

3 第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第六項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

4 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用につ

いては、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第三項の規定による第八条第一項の変更の」とする。

第十条中「計画の認定を」を「第六条第一項の認定(第五条第五項の規定による認定の申請に基づくものを除き、第八条第一項の変更の認定(前条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。)を含む。を」に改め、「(以下「認定計画実施者」という。)」を削り、「計画の認定に」を「当該認定に」に改め、同条第一号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に改め、同条第二号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に、「第五条第四項第四号イ」を「第五条第六項第四号イ」に改める。

第十一条第一項中「認定計画実施者」を「第六条第一項の認定(第八条第一項の変更の認定第九条第一項又は第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。)を含む。第十四条において「計画の認定」という。を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)」に改める。

第十二条中「及び」を「又は」に改める。

第十三条第一項中「及び」を「又は」に改め、同条第二項中「分譲事業者」を「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 所管行政庁は、認定計画実施者(第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者に限る。)が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたにもかかわらず、第九条第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

第十四条第一項に次の一号を加える。

三 認定長期優良住宅建築等計画(第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けたものに限る。以下この号において同じ。)に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。

第十四条第二項中「(当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。)」を削る。

第二十条第一項中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第二十一条とし、第五章中第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第四章中第十七条の次に次の一条を加える。

(容積率の特例)

第十八条 その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であつて、建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)、容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。)及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、同法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとする。ことができる。

2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

第二条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「認定長期優良住宅建築等計画を」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第四条第一項中「以下」の下に「この条及び第六条第一項第八号において」を加え、同条第二項第三号中「長期優良住宅建築等計画」の下に「及び同条第六項に規定する長期優良住宅維持保全計画」を加え、同条第三項中「以下」の下に「この項において」を加え、「確保されることにより」を削り、「が図られ」を並びに「に」、「かんがみ」を鑑みに改める。

第三章の章名中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第五条の見出しを「長期優良住宅建築等計画等の認定」に改め、同条第六項中「には」を「又は長期優良住宅維持保全計画には」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「建築をし」とする」を削り、同項第四号中「前項」を「第五項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる事項

イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法及び期間

ロ 当該認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

第五条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 住宅(区分所有住宅を除く。以下この項において同じ。)のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者(以下この項において「所有者等」という。))において長期優良住宅と

令和三年五月二十一日 参議院会議録第二十四号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案 四二

して維持保全を行おうとする場合には、当該所有者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅維持保全計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

7 区分所有住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該区分所有住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第五項まで」を「第七項まで」に、「が次に」を「又は長期優良住宅維持保全計画が次に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「建築をしようとする」を「当該申請に係る」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 前条第六項又は第七項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

ハ 資金計画が当該住宅の維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。

八 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の八に規定する認定管理計画のうち国土交通省令で定める維持保全に関する基準に適合する

ものに係る区分所有住宅の管理者等が前条第五項の長期優良住宅建築等計画又は同条第七項の長期優良住宅維持保全計画の認定の申請をした場合における第一項の規定の適用については、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては同項第五号に掲げる基準に、当該申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては同項第七号に掲げる基準に、それぞれ適合しているものとみなす。

間が経過したものを除く。）
第十一条第一項中「の建築」を「（前条第二号イ又はロに掲げる住宅をいう。以下同じ。）の建築」に改め、「維持保全」の下に「（同号ロに掲げる住宅にあつては、維持保全）を加える。
第十三条第一項及び第十四条第一項第二号中「認定長期優良住宅建築等計画の下に」又は「認定長期優良住宅維持保全計画」を加える。
第四章の章名中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第九条第一項及び第三項中「第五条第六項第四号イ」を「第五条第八項第四号イ」に改める。
第十条中「第五条第五項」の下に「又は第七項」を加え、同条第二号を次のように改める。

第十六条第一項中「の建築」を「（認定長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。）の建築」に、「売主は、当該」を「売主又は認定長期優良住宅（認定長期優良住宅維持保全計画に係るものに限る。）の売買契約を締結した売主は、これらの」に改める。

二 当該認定を受けた者から、次に掲げる住宅の所有権その他当該住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

第十七条第一項中「に基づく」を「又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく」に改める。

イ 認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第八項第四号イ（第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。）

第三条 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
目次中、「第六条」を「―第六条の二」に改める。

ロ 第六条第一項の認定（第八条第一項の変更の認定を含む。）を受けた長期優良住宅維持保全計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅維持保全計画」という。）に基づき維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅維持保全計画に記載された第五条第八項第六号イ（第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する当該認定後の住宅の維持保全の期

第三条第四項中、「あらかじめ」を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、社会資本整備審議会又は消費者委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

第三条の二第二項中「議決を」との下に、「同項ただし書中「社会資本整備審議会又は消費者委員会」とあるのは社会資本整備審議会」とを加える。

第三章第一節中第六条の次に次の一条を加える。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の特例）

第六条の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請（同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。）をする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、登録住宅性能評価機関に対し、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等（同法第二条第四項に規定する長期使用構造等をいう。以下この条において同じ。）であることの確認を行うことを求めることができる。

2 第五条第一項の住宅性能評価の申請をする者は、前項の規定による求めを当該住宅性能評価の申請と併せてすることができる。

3 第一項の規定による求めがあつた場合（次項に規定する場合を除く。）は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を記載した書面（第五項において「確認書」という。）を当該求めをした者に交付するものとする。

4 第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて第一項の規定による求めがあつた場合は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を住宅性能評価書に記載するものとする。

5 前二項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画に添えて同項から同条第五項までの規

定による認定の申請(同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。)をした場合においては、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画は、同法第六条第一項第一号(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合しているものとみなす。

第十四条中「業務」の下に「第六条の二第三項又は第四項に規定する確認の業務を含む。以下この節において同じ。」を加える。

第六十六条に次の一項を加える。

5 第三項において読み替えて準用する第二十三条第一項の規定により紛争処理の業務の全部を廃止しようとする届出をした者は、当該届出の日から二週間以内、当該あつせん又は調停の業務を行っていたときは、当該届出の日から二週間以内に、当該あつせん又は調停に係る当該紛争の当事者に対し、当該届出をした旨及び第三項において読み替えて準用する第二十三条第二項の規定により指定がその効力を失った旨を通知しなければならない。

第六十七条第一項中「関する紛争」の下に「(以下この節において「紛争」という。)」を加える。

第七十三条の次に次の二条を加える。

(時効の完成猶予)

第七十三条の二 あつせん又は調停に係る紛争についてあつせん又は調停による解決の見込みがないことを理由に指定住宅紛争処理機関により当該あつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該あつせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

令和三年五月二十一日 参議院会議録第二十四号

2 第六十六条第三項において読み替えて準用する第二十三条第二項の規定により指定がその効力を失い、かつ、当該指定がその効力を失った日にあつせん又は調停が実施されてい

た紛争がある場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者が第六十六条第五項の規定による通知を受けた日又は当該指定がその効力を失ったことを知った日のいずれか早い日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となった請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

3 指定が第八十条第一項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日にあつせん又は調停が実施されていた紛争がある場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者が同条第三項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知った日のいずれか早い日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となった請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第七十三条の三 紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定住宅紛争処理機関によるあつせん又は調停が実施されていること。
- 二 前号に掲げる事由のほか、当該紛争の当事者間に指定住宅紛争処理機関によるあつせん又は調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第八十条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により指定の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から二週間以内に、当該処分の日にあつせん又は調停が実施されていた紛争の当事者に対し、当該処分があつた旨を通知しなければならない。

第八十三条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 住宅の瑕疵の発生の防止に関する調査及び研究を行うこと。

第八十七条第三項中「その認可を受けた事項を記載した書面を添付して」を削る。

第一百一条第一項中「賄賂」を「賄賂に改め、同項第一号中「業務」の下に「(第六条の二第三項又は第四項に規定する業務を含む。)」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第四条 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第五項中「に添えて同項から同条第五項まで」を「又は同条第六項に規定する長期優良住宅維持保全計画に添えて同条第一項から第七項まで」に、「は、同法」を「又は長期優良住宅維持保全計画は、同法」に改める。

(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正)

第五条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「新築住宅」を「新築住宅等」に、「第三十四条」を「第三十五条」に、「第三十五条」を「第三十六条」に、「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条」を「第三十八条」に、「第三十八条」を「第三十九条」に、「第三十九条」を「第四十条」に、「第四十条」を「第四十一条」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、「第四十二条」を「第四十三条」に、「第四十三条」を「第四十四条」に、「第四十四条」を「第四十五条」に、「第四十五条」を「第四十六条」に、「第四十六

第十四条」に改める。

第三条第一項中「各基準日(毎年三月三十一日及び九月三十日をいう。以下同じ。)」を「毎年、基準日(三月三十一日をいう。以下同じ。)」から三週間を経過する日までの間に改め、同条第二項中「締結」の下に「当該発注者に」を加え、「発注者に交付した」を「交付し、又はこれらに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。第十一條第二項において同じ。)」を「提供した」に改め、同条第五項中「以下」を「第八條第二項及び第十一條第五項において」に改める。

第十條に次の一項を加える。

2 供託建設業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発注者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。))により提供することができる。この場合において、当該供託建設業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第十一條第一項中「各基準日」を「毎年、基準日から三週間を経過する日までの間に改め、同条第二項中「締結」の下に「当該買主に」を加え、「買主に交付した」を「交付し、又はこれらに記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供した」に改める。

第十五條に次の一項を加える。

2 第十條第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

第十九條第一号中「以下」の下に「この条及び第三十三條第一項において」を加え、同条第四号中「この条」の下に「及び第三十五條」を加え

令和三年五月二十一日 参議院会議録第二十四号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

る。
第五章の章名中「新築住宅」を「新築住宅等」に改める。
第三十三条第一項中「以下」を「次項及び次条第一項において」に改め、「除く。」の下に「又は第十九条第二号に規定する保険契約に係る住宅」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により指定住宅紛争処理機関が同項に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる住宅品質確保法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、住宅品質確保法の規定(罰則を含む。)の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第五項	のあつせん	又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号。以下「履行確保法」という。)第三十三条第一項に規定する紛争(以下この節において「特別紛争」という。)のあつせん
第六十八条第二項	当該紛争 、住宅紛争処理 に住宅紛争処理又は特別住宅紛争処理	当該紛争又は特別紛争 、住宅紛争処理又は特別紛争のあつせん、調停及び仲裁(以下「特別住宅紛争処理」という。)に住宅紛争処理又は特別住宅紛争処理
第六十八条第二項及び第七十三条第一項	住宅紛争処理の	住宅紛争処理又は特別住宅紛争処理の
第六十九条第一項	紛争処理の業務	紛争処理の業務又は履行確保法第三十三条第一項に規定する業務(以下「特別紛争処理の業務」という。)
第六十九条第二項、第七十条、第七十一条第一項、第七十八条、第七十九条及び第八十条第一項第四号	紛争処理の業務	紛争処理の業務又は特別紛争処理の業務
第七十一条第一項	登録住宅性能評価機関	紛争処理の業務にあつては登録住宅性能評価機関

第七十一条第二項	登録住宅性能評価機関等	に、特別紛争処理の業務にあつては履行確保法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人に対して
第七十二条及び第七十四条	住宅紛争処理の	登録住宅性能評価機関等又は履行確保法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人住宅紛争処理及び特別住宅紛争処理の
第七十三条の二第一項及び第七十三条の三第一項	紛争に	紛争又は特別紛争に
第七十三条の二、第七十三条の三第一項及び第八十条第三項	紛争の	紛争又は特別紛争の
第七十三条の二第二項及び第三項	紛争が	紛争又は特別紛争が
第七十六条	紛争処理の業務	紛争処理の業務及び特別紛争処理の業務
第七十七条	とその他の業務に係る経理とを	、特別紛争処理の業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ
第八十条第一項及び第二項	紛争処理の業務の	紛争処理の業務若しくは特別紛争処理の業務の
第八十一条	の手續及びこれ	及び特別住宅紛争処理の手續並びにこれら

第三十四条第一項中「第三項」の下に「及び次条」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により住宅紛争処理支援センターが同項各号に掲げる業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる住宅品質確保法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、住宅品質確保法の規定(罰則を含む。)の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十二条第三項	第十条第二項及び第三項、第十九条、第二十二條並びに	第十九条、第二十二條及び
----------	---------------------------	--------------

次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に			第十九条第一項中「評価の業務」とあるのは「第八十二条第一項に規定する支援等の業務(以下「支援等の業務」という。)及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第三十四条第一項各号に掲げる業務(以下「特別支援等の業務」という。)」と、同条第二項中「評価の業務」とあるのは「支援等の業務及び特別支援等の業務」と、第二十二条第一項中「評価の業務の公正」とあるのは「支援等の業務又は特別支援等の業務の公正」と、「評価の業務若しくは」とあるのは「支援等の業務若しくは特別支援等の業務若しくは」と、「評価の業務の状況」とあるのは「支援等の業務の状況」と、第六十九条中「紛争処理委員並びにその役員」とあるのは「役員」と、「紛争処理の業務」とあるのは「支援等の業務又は特別支援等の業務」と		
第八十四条第二項及び第三項並びに第八十六条	支援等の業務の	支援等の業務及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「履行確保法」という。)第三十四条第一項各号に掲げる業務(以下「特別支援等の業務」という。)	第八十五条第一項、第八十九条、第九十一条第一項第二号及び第六号並びに第九十三条	支援等の業務	
	支援等の業務の	支援等の業務及び特別支援等の業務の		支援等の業務又は特別支援等の業務	
	支援等の業務及び特別支援等の業務	支援等の業務及び特別支援等の業務		支援等の業務又は特別支援等の業務	

第九十一条		支援等の業務の	支援等の業務	支援等の業務若しくは特別支援等の業務の
-------	--	---------	--------	---------------------

第四十三条中「第三十九条又は第四十一条を」
「第四十条又は第四十二条に改め、同条を第四十四条とし、第四十二条を第四十三条とする。」
第四十一条中「をしたの下に」ときは、その違反行為をしたを加え、同条を第四十二条とし、第四十条を第四十一条とする。

第三十九条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条を第四十条とし、第六章中第三十八条を第三十九条とし、第三十五条から第三十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第五章中第三十四条の次に次の一条を加える。

(調査研究事業への協力)

第三十五条 保険法人は、前条第一項第三号に掲げる業務及び住宅品質確保法第八十三条第一項第八号に掲げる業務(特定住宅瑕疵の発生の防止に関するものに限る。)の実施に関し住宅紛争処理支援センターから必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第三条(住宅の品質確保の促進等に関する法律の目次の改正規定、同法第六條の次に一条を加える改正規定、同法第十四條の改正規定及び同法第一百一条第一項第一号の改正規定を除く。)及び第五条(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定(「新築住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る。)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三条第一項の改正規定を除く。)の規定並びに附則第三条、第四条、第七条及び第八条の規定 令和三年九月三十日

三 附則第九条の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日又はこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)のいずれか遅い日

四 第二条、第四条及び第五条(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定(「新築住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る。)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三条第一項の改正規定に

令和三年五月二十一日 参議院会議録第二十四号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律
子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案

四六

限る。の規定 公布の日から起算して一年六
月を超えない範囲内において政令で定める日
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前にされた第一条の規定による改
正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律
(次項及び第三項各号において「改正前長期優良
住宅法」という。)第五条第一項から第三項まで
の規定による認定の申請であつて、この法律の
施行の際、まだその認定をするかどうかの処分
がされていないものについての認定の処分につ
いては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に改正前長期優良住宅
法第六条第一項の認定を受けている又は施行日
以後に前項の規定によりなお従前の例によるこ
ととされる同条第一項の認定を受ける長期優良
住宅建築等計画(次項の規定の適用を受けるも
のを除く。)に関する認定の通知、長期優良住宅
建築等計画の変更・譲受人を決定した場合にお
ける変更を含む。)及び認定に基づく地位の承継
については、なお従前の例による。

3 次に掲げる長期優良住宅建築等計画について
は、第一条の規定による改正後の長期優良住宅
の普及の促進に関する法律(以下この項におい
て「改正後長期優良住宅法」という。)第五条第四
項の規定による認定の申請に基づき改正後長期
優良住宅法第六条第一項の認定を受けた長期優
良住宅建築等計画とみなして、改正後長期優
良住宅法(第六条第一項(第四号に係る部分に限
り、第八条第二項において準用する場合を含む
。)及び第十八条を除く。)の規定を適用する。

一 この法律の施行の際現に改正前長期優良住
宅法第五条第三項の規定による認定の申請に
基づき改正前長期優良住宅法第六条第一項の
認定を受けている長期優良住宅建築等計画
(改正前長期優良住宅法第五条第三項に規定
する分譲事業者のうち、住宅の建築をしてそ
の構造及び設備を長期使用構造等とし、その

建築後の住宅を複数の者に譲渡することによ
り当該住宅を改正後長期優良住宅法第五条第
一項に規定する区分所有住宅としようとする
者(次号において「特定区分所有住宅分譲事業
者」という。)が作成したものに限る。であつ
て、改正前長期優良住宅法第九条第一項の規
定による改正前長期優良住宅法第八条第一項
の変更の認定を申請していないもの

二 施行日以後に改正前長期優良住宅法第五
条第三項の規定による認定の申請に基づき第一
項の規定によりなお従前の例によることとさ
れる改正前長期優良住宅法第六条第一項の認
定を受ける長期優良住宅建築等計画(特定区
分所有住宅分譲事業者が作成したものに限
る。)

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部
改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の
際現に指定住宅紛争処理機関に係属している第
三条の規定による改正前の住宅の品質確保の促
進等に関する法律第六十七条第一項のあつせん
又は調停に関する当該あつせん又は調停の目的
となつている請求についての第三条の規定による
改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律
(次条において「改正後住宅品質確保法」とい
う。)第七十三条の二の規定の適用については、
同号に掲げる規定の施行の時に、当該あつせん
又は調停の申請がされたものとみなす。

(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関す
る法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の
際現に指定住宅紛争処理機関に係属している第
五条の規定による改正前の特定住宅瑕疵担保責
任の履行の確保等に関する法律第三十三条第一
項のあつせん又は調停に関する当該あつせん又は
調停の目的となつている請求についての第五
条の規定による改正後の特定住宅瑕疵担保責任
の履行の確保等に関する法律第三十三条第二項

規定により読み替えて適用する改正後住宅品質
確保法第七十三条の二の規定の適用について
は、同号に掲げる規定の施行の時に、当該あつ
せん又は調停の申請がされたものとみなす。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の
施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過
措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律による改正後のそれぞれの法律
の規定について、その施行の状況等を勘案して
検討を加え、必要があると認めるときは、その
結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす
る。

(建設業法の一部改正)

第七条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一
部を次のように改正する。

第二十八条第一項及び第四項中「第十条」を
「第十条第一項」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第八条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第
百七十六号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項及び第三項中「第十五条」を
「第十五条第一項」に改める。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法
律の一部改正)

第九条 マンションの管理の適正化の推進に関す
る法律(平成十二年法律第百四十九号)の一部を
次のように改正する。

目次中「第五条の十三」を「第五条の十二」に改
める。

第五条の十二を削り、第五条の十三を第五条
の十二とする。

第一百七十七条第一号中「第五条の十三第二
項」を「第五条の十二第二項」に改める。

審査報告書

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部
を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和三年五月二十日

内閣委員長 森屋 宏
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、総合的な少子化対策を推進する
一環として、保育の需要の増大等に対応し、子
ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、
施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から
徴収する拠出金を充てることが出来る割合の引
上げ等を行うとともに、児童手当が支給されな
い者のうちその所得の額が一定の額未満のもの
に限り特例給付を支給することとする等の措置
を講じようとするものであつて、おおむね妥当
な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律案施行のため、令和三年度特別会計予算
(年金特別会計子ども・子育て支援勘定)に、労
働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主
に対する助成に要する経費として二億円、児童
手当システム改修費・事務費として二百八十九
億円がそれぞれ計上されている。なお、児童手
当の特例給付の見直しに伴い、単年度で三百七
十億円の公費の節減が見込まれている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい
て適切な措置を講ずるべきである。
一 我が国の少子化は国難であるとの認識の下、
少子化を克服するために、子育て関係予算の総
額を増額すること。また、平成二十四年六月十

五日に確認された民主党、自由民主党、公明党の三党による「社会保障・税一体改革に関する確認書」において幼児教育・保育・子育て支援の充実が必要とされた一兆円超のうち、〇・三兆円超が未だ確保されていないことを踏まえ、当該予算を早期に確保するよう努めること。

二 子どもの安全と育ちを保障するため、幼保連携型認定こども園、幼稚園及び保育所の設置基準及び職員配置基準の改善並びにそのための財政支援に努めること。

三 待機児童の解消については、「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進める中において、潜在的な待機児童の実態把握や保育の質の確保を図りつつ、可能な限り早急に実現すること。その際、短時間勤務保育士の活用促進については、常勤保育士に係る規制の緩和と待機児童が存在する市町村に限定して実施するとしても、保育の質の低下を招くことのないよう、一貫した保育の提供に資する共同の指導計画や記録の作成等の留意事項が適切に運用されるよう指導すること。

四 子ども・子育て政策が多くの省庁にまたがっていることによる弊害を除去し、より効果の高い子ども・子育て政策を実施するため、子ども関連政策の総合調整機能が高めるための行政組織の在り方について検討すること。

五 一人親家庭に限らず、低所得の子育て世帯の子どもが貧困状況におかれることのないよう配慮すること。

六 本法附則第二条の規定に基づく検討を行うに当たっては、以下の事項に配慮すること。

1 未来を支える子どもたちを社会全体で支えるという考え方に立ち、各種施策を進める中で、できるだけ支援が届かない子どもが出ないよう、配慮すること。

2 政令で定める特例給付の所得制限の基準額を変更しようとする場合は、子育て世帯の実態を踏まえ、検討すること。

令和三年五月二十一日 参議院会議録第二十四号

3 多子世帯の家計負担や、高校・大学等に通学する子どもの教育費の負担が大きいこと等を踏まえ、子どもの数や年齢に応じた効果的な支給となるよう検討すること。

4 世帯合算の導入については、共働き世帯への影響や世帯間の公平等を踏まえ、検討すること。

七 出生率の回復に成功した主要先進国における家族関係社会支出の対GDP比を参考に、少子化社会対策大綱等に基づき、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組について、具体的な検討を進めること。また、附則第二条の規定の趣旨に基づき、子どもの数等に応じた児童手当の充実について検討を行うこと。

八 保育の受け皿を整備するに当たっては、保育士を十分に確保するため、財源を確保しつつ、賃金の引上げ等保育士の処遇改善を行うこと。また、保育所に対する委託費の使途については、保育士の人件費を十分に確保するため、必要な措置を講ずること。

九 保育の運営費の財源については、子育てを社会全体で支えるとの考え方に基づき、適切に確保すること。また、事業主拠出金については、地域経済が厳しい状況にあること、中小・小規模事業者にとって負担が大ききこと等を踏まえ、事業主の負担が過度にならないように配慮すること。

十 教育・保育施設に対する施設型給付費については、施設の規模が大きくなるに従い単価が下がる仕組みとなっているが、規模の大小にかかわらず安定的な経営が可能となるように努めること。

十一 企業主導型保育事業については、施設の定員割れや休止等の事業が生じていることを踏まえ、保育の質の確保、事業の安定性・継続性の確保等を図るため、申請時の厳格な審査と運営への指導監督の強化をはじめ、速やかに措置を講ずること。

十二 労働者の仕事と子育ての両立に資する観点から、労働者の子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成について、少子化の状況や仕事と子育ての両立の状況も踏まえ、必要に応じて、その延長を検討すること。

十三 市町村における地域子ども・子育て支援事業の実施状況を踏まえ、子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項とすることについて検討すること。

十四 児童手当の現況届の廃止に当たっては、地方公共団体に新たな財政負担が生ずることのないようにすること。また、児童手当の現況届の廃止に伴うシステムの構築に当たっては、長期的な観点から経費を抑制するため、システムの運用コストや、制度が変更された場合の改修コストを含め、費用が最小となるようにすること。

十五 児童手当の現況届を廃止し、行政機関及び地方公共団体の情報連携による現況把握に移行するに当たっては、情報連携の実績のない地方公共団体もあることから、円滑な移行がなされるよう、地方公共団体に對し十分な支援を行うこと。また、情報連携により、DV等被害者の住所等が加害者に知られることのないよう、必要な措置を講ずること。

右決議する。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年四月十五日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項に次の一号を加える。

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

第六十六条の三第一項中「六分の一」を「五分の一」に改める。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

(労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成)

第十四条の二

政府は、令和三年十月一日から令和九年三月三十一日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、第五十九条の二第一項に規定するもののほか、その雇用する労働者に係る育児休業の取得の促進その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に對し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

(児童手当法の一部改正)
第二条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「支給されない者」の下に「であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に

応じて、政令で定める額未満であるもの」を加え、同条第二項中「次項」を「第四項」に改め、同

令和三年五月二十一日 参議院会議録第二十四号 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案

条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第

四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項と

し、同条第五項中「附則第二条第三項」を「附則

第二条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、

同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中

「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に

改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次

に次の一項を加える。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の

計算方法並びにいずれの月分の給付について

前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、

政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第一条中子ども・子育て支援法附則第十四

条の次に一条を加える改正規定 令和三年十

月一日

二 第二条並びに附則第三条及び第四条の規

定 令和四年六月一日

(検討)

第二条 政府は、子ども・子育て支援に関する施

策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対

処に寄与する観点から、児童手当の支給を受け

る者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な

支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支

給要件の在り方について検討を加え、その結果

に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の児童手当法

附則第二条第一項の規定は、令和四年六月以後

の月分の同項の給付の支給について適用し、同

年五月以前の月分の第二条の規定による改正前

の児童手当法附則第二条第一項の給付の支給に

ついては、なお従前の例による。

(地方自治法及び地方独立行政法人法の一部改

正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「附則第二条第

三項」を「附則第二条第四項」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

別表第一児童手当法(昭和四十六年法律第七

十三号)の項

二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百

十八号)第六十三条

(参照)

五月二十日議長において、左のとおり議席を変

更した。

三二六 牧山ひろえ君

三三八 芝 博一君

三五八 石川 大我君

三六一 打越さく良君

三六四 小沢 雅仁君

三六五 熊谷 裕人君

三六七 勝部 賢志君

三六八 木戸口英司君

三七〇 古賀 之士君

三七一 杉尾 秀哉君

三七三 森本 真治君

三八二 難波 奨二君

三九一 吉川 沙織君

三九三 川田 龍平君

三九五 蓮 舫君

三九七 青木 愛君

三九九 水岡 俊一君

四〇二 白 眞勲君

四〇四 那谷屋正義君

四三六 宮沢 由佳君